

日本政策金融公庫
ディスクロージャー誌
2013

JFC



日本政策金融公庫

C O N T E N T S

1	日本政策金融公庫の概要
2	総裁メッセージ
4	プロフィール
5	主な業務
6	基本理念及び経営方針
7	業務運営計画(2013年度～2015年度)
9	日本政策金融公庫の取組み
10	震災への対応
11	政策金融の実施
12	総合力を発揮したお客さまサービス向上の取組み
14	平成24年度の業務概況及び決算概要
16	資金調達
19	業務の概要
20	国民生活事業
26	農林水産事業
32	中小企業事業
38	危機対応等円滑化業務
40	総合研究所
43	組織運営の仕組み
44	ガバナンス態勢
57	組織・沿革
58	組織について
59	本店・支店所在地一覧
68	日本公庫の沿革
71	資料編
72	業務実績
85	財務の状況
160	参考情報
167	日本政策金融公庫法

本誌の計数について

1 単位未満の計数
件数及び金額の単位未満は原則として切り捨てています。また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は内訳を集計した計算と一致しないものがあります。

2 表示方法
単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」を表示しています。

日本政策金融公庫の概要

総裁メッセージ	2
プロフィール	4
主な業務	5
基本理念及び経営方針	6
業務運営計画（2013 年度～ 2015 年度）	7

JFC 2013



平成24年度の取組み

日本公庫は、「セーフティネット機能」や「総合力」を発揮し、東日本大震災からの復興支援、日本経済発展への対応およびお客さまサービスの向上などに積極的に取り組みました。

（東日本大震災からの復興支援）

東日本大震災からの復興に向けて、お客さまからの融資や返済のご相談に迅速かつきめ細かく対応し、震災関連融資の実績は震災以降の累計で22万件、3兆6,112億円となりました。被災地では本格的な復興に向け高い水準で震災関連融資が続いている中、創業支援にも対応しました。加えて、保険引受や危機対応円滑化業務を実施するなど支援に努めました。

（日本経済発展への対応）

政府の成長戦略等に基づき、成長分野等への支援に取り組みました。創業については、全支店に創業サポートデスクを設置するなど態勢整備を図り、リーマンショック後最高となる19,469企業（前年度比118%）を支援しました。特に、女性の創業は大幅に増加しました。

NPO法人等のソーシャルビジネス支援に取り組み、融資実績は介護・社会福祉事業分野を中心に5期連続増加となりました。

海外展開については、日本貿易振興機構との業務連携、全支店への海外展開サポートデスクの設置、現地通貨調達ニーズに応えるためのスタンバイ・クレジット制度の開始などに取り組み、多くのサービス業の小規模事業者を含む926社（前年度比180%）の海外展開を支援しました。そのほか、農林漁業の6次産業化やベンチャー企業などの新事業支援、お客さまの環境エネルギー対策支援、人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者の支援等にも取り組みました。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、事業再生専門部署を設置し、経営改善計画策定支援や資本金ローン等を活用した経営再建支援を実施するとともに、既往融資の返済条件緩和による資金繰り支援にも積極的に対応しました。平成25年3月には全国の支店に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置し、お客さまからの融資相談や返済相談に、できる限り迅速かつきめ細かく対応しています。

（お客さまサービスの向上）

様々な経営課題に対応するため、コンサルティングなどノウハウ・情報を活用しお客さまサービスの向上に努めました。また、総合力を発揮し134件の地域プロジェクトに参画し、うち116件でお客さまのニーズに沿った融資を行いました。そのほか、「インターネットビジネスマッチング」サービスの開始やアグリフードEXPO等商談会の開催などビジネスマッチングにも取り組み、お客さまの紹介件数は前年度と比べ1.5倍の3,030件となりました。

組織運営の取組み

組織運営については、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、BPRの手法などを用いた改革を継続して実施しています。

平成24年度は、共通ERPシステムの稼働などを念頭に、BPRを推進し、支店での定型業務の集約化による事務の削減や本店組織での企画部署と運営管理部署の分離など組織の見直しを実施し、業務の合理化・効率化を図りました。

また、組織・業務の合理化・効率化の集大成である日本公庫全体の新システムの平成25年度以降の稼働に向け、システム最適化計画を着実に実施しました。

さらに、女性活躍を推進するため、平成30年の女性管理職比率目標達成に向け、女性管理職候補者の育成プログラムの実施、転勤特例制度の拡充、女性活躍推進委員会の拠点支店拡充などに取り組みました。

加えて、当公庫に対する期待に応える人材を育成するため、人材アカデミーの1コースとしてITアカデミーコースを新設するなど、各種教育体制の強化を図りました。そのほか、ワーク・ライフ・バランスの推進など職場環境の向上にも努めました。

平成24年度の決算

当年度（平成25年3月期）決算においては、前期に比べ617億円改善し、2,862億円の純損失を計上しました。

このうち、中小企業・小規模事業者や農林漁業者への融資業務など（信用保険等業務を除くすべて）では、548億円の純損失を計上しました。

また、信用保険等業務では、主に支払保険金が減少したことから、前期と比べ699億円改善しましたが、2,314億円の純損失を計上しました。

今後の取組み

平成25年3月に「基本理念」を踏まえた中長期的な方針として新たに定めた「経営方針」の下、「For the future」をモットーに「より身近で頼りになる組織」、「より働きがいのある職場」づくりのため、何をすべきか役職員一人ひとりが考え、政策金融機関としての使命、役割をしっかりと果たしていきます。

平成25年度は、東日本大震災からの復興や中小企業金融円滑化法終了後の資金繰り相談に対し、引き続き迅速かつきめ細かく対応するとともに、「日本再興戦略」を踏まえ日本を元気にする次の6分野に積極的に取り組みます。

第1に創業や新事業への支援です。女性や若者等の創業を資金と情報で支援するとともに、将来の創業の促進のための創業セミナーや高校生を対象としたビジネスコンテストにも取り組みます。また、企業の新たな事業に向けたチャレンジを支援します。

第2に再生支援です。中小企業の再生に向けた取組みに加え、全支店に企業支援担当を配置し、小規模事業者の再生支援にも取り組みます。

第3に介護・子育て支援を行うNPO法人等への支援です。ソーシャルビジネスに対する支援を行う地方公共団体と連携した取組みを強化します。

第4に海外展開支援です。「スタンドバイ・クレジット制度」の対象国拡大や農林水産物・食品の輸出支援などに取り組み、資金と情報の両面で海外展開する中小企業・小規模事業者、農林漁業者を支援していきます。

第5に6次産業化支援です。農林漁業成長産業化支援機構と連携し、農林漁業者が行う付加価値の高い経営の実現を支援していきます。

第6にマッチング支援です。地域やお客さまのニーズに応じた商談会やセミナー等の実施、インターネットビジネスマッチングの普及・活用の定着化などを図りお客さまサービスを一層向上させていきます。

私どもは、政策金融機関としての役割を積極的かつ効率的に遂行していきますので、今後とも皆さまの更なるご理解とご支援を賜りますよう、お願いいたします。

平成25年7月

総裁

安部 祥 策

➡ 名称

株式会社日本政策金融公庫(略称:「日本公庫」)

➡ 発足年月日

平成20年10月1日

➡ 根拠法

株式会社日本政策金融公庫法

➡ 本店

東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

➡ 総裁

安居 祥策(やすい しょうさく)

➡ 資本金等

資本金 3兆4,550億円
準備金 2兆1,784億円

➡ 支店等

国内 152支店
海外駐在員事務所 2ヵ所

➡ 職員数

7,361人(平成25年度予算定員)

➡ 総融資残高

総融資残高: 21兆7,505億円

国民生活事業	7兆2,482億円
農林水産事業	2兆6,268億円
中小企業事業	6兆4,592億円(融資業務)
危機対応円滑化業務	5兆3,620億円
特定事業等促進円滑化業務	541億円

日本政策金融公庫の体制推移

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

日本公庫発足のポイント

● 公共性の高い株式会社

日本公庫は、政府がその株式のすべてを常時保有すると法定されている公共性の高い株式会社です。

株式会社の形態をとるのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うためです。

● 権利義務の承継

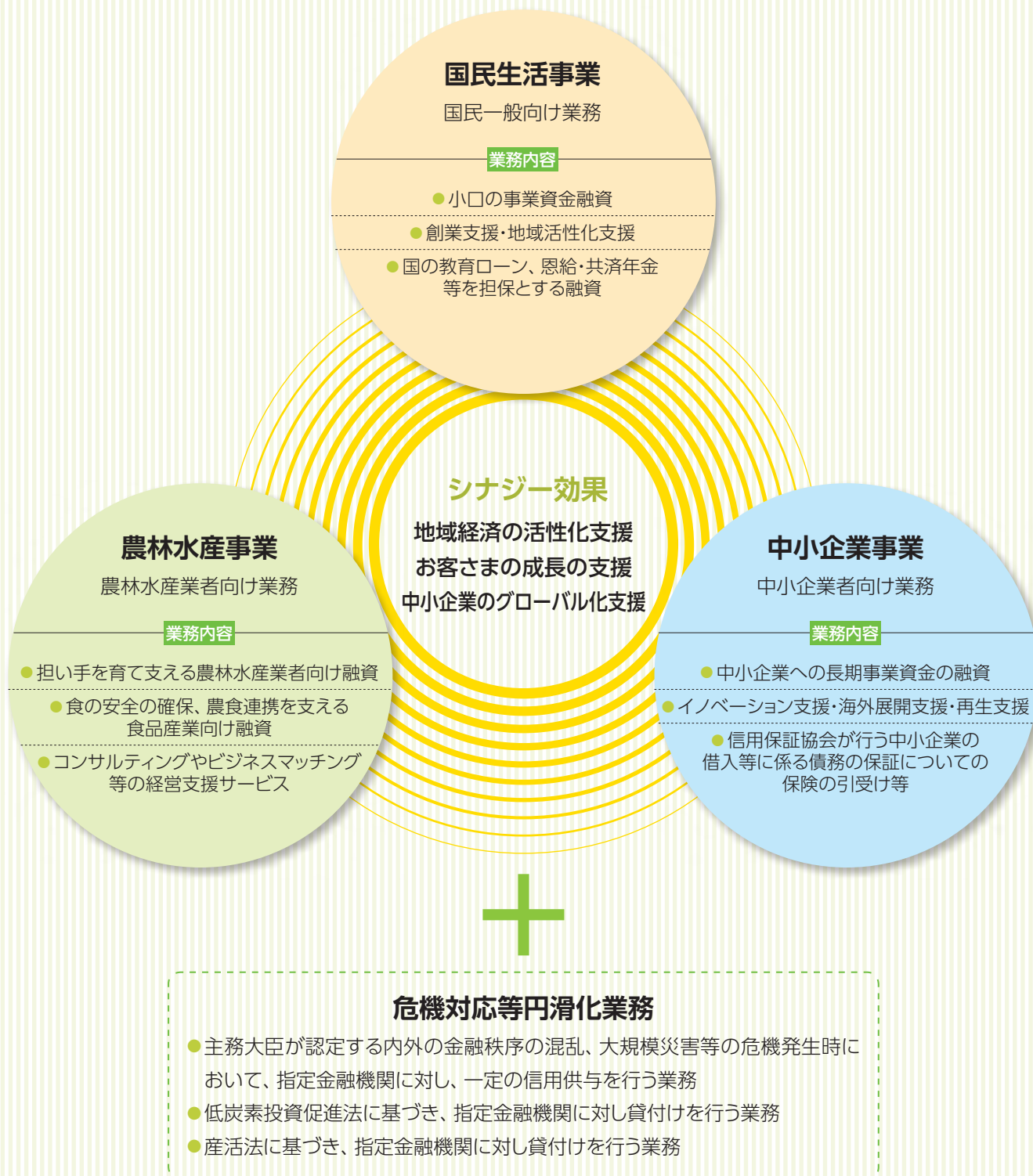
日本公庫は、旧機関の一切の権利義務を承継しています。各機関の融資などを利用されていた方及び各機関が発行した債券を所有されている方の利益が損なわれることはありません。

● 幅広いサービスを提供

日本公庫では、旧機関の専門性を活かし、ノウハウを共有して、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、事業のグローバル化支援など、幅広いサービスを提供します。

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫の主な業務



基本理念

● 政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

● ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

経営方針

お客さまサービスを向上させます。

- お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指します。
- 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応します。
- 日本公庫の総合力を発揮し、資金や情報を相互に活用することにより、金融サービスの強化を図ります。

日本経済発展に貢献します。

- 国の政策に基づき、政策金融に求められる各種ニーズに適切に対応します。
- 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。

内外の金融秩序の混乱、大規模災害等に対処します。

- 内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処します。

地域活性化に貢献します。

- 地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

環境やエネルギーに配慮し、低コストで効率的な業務運営に取り組めます。

- 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献します。
- お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO^(注)低減の観点で踏まえつつ、効率的な情報システムを実現します。
- 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組めます。

(注)トータル・コスト・オブ・オーナーシップ: コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

働きがいのある職場をつくります。

- 職員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高めるため、教育の強化を図ります。
- 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくります。
- 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図ります。

リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着に取り組めます。

- コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図ります。

日本公庫では、2013年度以降の業務運営計画を策定しました。

業務運営計画(2013年度～2015年度)

日本公庫は、東日本大震災からの復興を最大限に支援するとともに、中小企業金融円滑化法の終了を踏まえた、セーフティネット需要へのきめ細かな対応や、海外展開、創業・新事業、農林漁業の6次産業化などの成長戦略分野への重点的な資金供給により、政策金融機関としての役割を積極的かつ効率的に遂行します。また、政策金融機関としての使命を着実に果たすため、コンサルティング機能・能力の充実を図り、融資にとどまらない、政策金融ならではの質の高いサービスの提供に努めます。

業務遂行に際しては、より一層お客さまに頼りにされ日本の未来に貢献する組織づくりや、より働きがいのある明るい職場づくりのために何をすべきかを役職員一人ひとりが考え、「For the future」をモットーに、以下の目標に丸となって取り組みます。

事業運営目標

■東日本大震災からの復興を支援します。

- 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等に親身に対応します。
 - ・「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じて円滑、迅速かつきめ細かく対応します。
 - ・「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」により適時適切な融資を行います。
 - ・返済相談や二重債務問題に丁寧かつ迅速に対応します。
 - ・「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応に取り組みます。
- 被災地域で実施される復興プロジェクトにきめ細かく対応します。
- 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応し、危機対応円滑化業務を的確に実施します。

■中小企業金融円滑化法の終了を踏まえた、セーフティネット需要へのきめ細かな対応と資金の安定供給を行います。

- お客さまからのセーフティネット需要にきめ細かく対応します。
 - ・経営環境の悪化等に依然として苦慮している中小企業・小規模事業者の皆さまのニーズに対応するとともに、中小企業金融円滑化法終了後のセーフティネット機能の発揮により経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します。
 - ・中小企業金融円滑化法終了後も、経営改善に取り組む農林漁業者の皆さまへの支援を行うほか、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落等の影響を受けた農林漁業者の皆さまに対してセーフティネット機能を発揮します。
- お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給します。
 - ・お客さまの資金ニーズ等に積極的に対応します。
- 信用補完制度を通じて資金繰りに苦慮するお客さまを支援します。
- 危機の発生に即応し、迅速かつ円滑に危機対応円滑化業務を実施します。

■成長戦略分野等への重点的な資金供給を行うとともに政策提言能力を発揮します。

- 成長戦略分野等に対して的確に融資対応を行います。
 - ・中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開を支援します。
 - ・創業や新事業を支援します。
 - ・ソーシャルビジネス、介護・福祉・医療分野への支援を行います。
 - ・事業再生を支援します。
 - ・攻めの農林水産業を展開するための積極的な支援を行います。
 - ・地球環境問題への対応を支援します。
 - ・教育の機会均等に貢献します。
- 政策提言能力を発揮します。
 - ・お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映します。

■お客さまにとって、利用しやすい、頼りになる日本公庫の実現を目指します。

- 民間金融機関や関係団体等との連携を強化します。
- 情報発信の強化などにより広報活動を推進します。
- お客さまの満足度向上のため、各種のサービス向上策を推進します。

■ 日本公庫の総合力を発揮した資金と情報両面からの金融サービスを強化します。

- 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまニーズに合致した有益な情報提供を行います。
 - ・各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」を強力に推進します。
 - ・海外展開を図るお客さまに有益な情報提供を行います。
- 経営相談・指導や経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機能を強化します。
- 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部との連携の推進により総合力を発揮します。

■ 信用リスク管理態勢を整備・強化します。

組織運営目標

■ 日本公庫全体のIT基盤・システムの最適化、IT部門全体の最適化を推進します。

- 「日本公庫全体システム最適化計画（基本計画書）」に基づき、順次最適化後の新システムを本格稼働します。
- TCO削減の観点で踏まえ、円滑で効率的な情報システムを実現します。
- IT部門の組織体制や専門人材の育成体系を整備し、少数精鋭による円滑かつ効率的なIT部門の運営を実現します。

■ BPR^(注1)などによる事務の合理化・業務の効率的運営に取り組めます。

- これまでのBPR施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化に引き続き取り組みます。
- 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組めます。
- 各事業本部の人事機能一元化に向けた取り組みを実施します。
- 共通ERP^(注2)システムの円滑な稼働と、それを最大限に生かした効率的な業務運営体制を構築します。

(注1) ビジネス・プロセス・リエンジニアリング：企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

(注2) エンタープライズ・リソース・プランニング：企業全体の経営資源の有効活用の観点から統合的に管理し、経営の効率化を図るための統合型（業務横断型）パッケージソフトウェア

■ 人材開発に取り組めます。

- 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」のための職員教育を充実させます。
- 専門性の強化を図るほか人材活用を推進します。

■ 女性活躍を推進します。

- 組織としての力の最大化を目指して、女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取り組みを着実に実施します。
 - ・女性の管理職登用の数値目標（2018年4月時点の管理職に占める女性の割合5%）に向けて候補者を育成します。
 - ・女性のキャリア開発を支援するとともに、両立支援策を推進します。

■ 職場環境を向上させます。

- 職員一人ひとりが、ワークとライフにおける役割責任を果たしながら、双方の充実が図れるよう、メリハリのある働き方の実践を推進します。

■ リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を整備・強化します。

- 政策要請に応えつつ損失の発生を抑制するため、リスク管理プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。
- コンプライアンス意識の強化・定着化を図るため、コンプライアンス・プログラムを定め、同プログラムの実施状況等をモニタリングします。
- BCP^(注3)訓練の定期的な実施により危機管理態勢を充実させます。

(注3) ビジネス・コンティニューティ・プラン：自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

日本政策金融公庫の取組み

震災への対応	10
政策金融の実施	11
総合力を発揮したお客さまサービス向上の取組み	12
平成 24 年度の業務概況及び決算概要	14
資金調達	16

JFCA 2013

東日本大震災からの復興を支援しています。

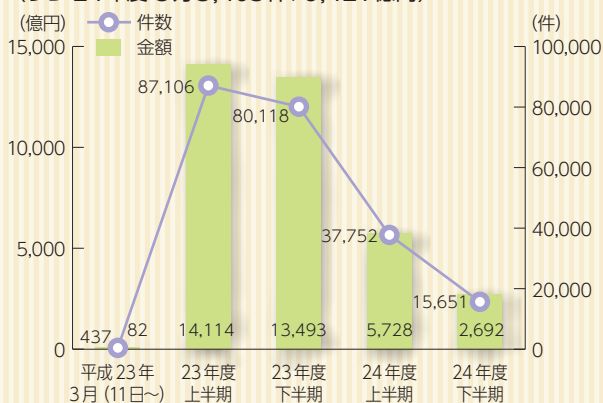
東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による

復興支援に取り組みました。

震災関連融資の累計実績（平成23年3月11日～25年3月末）は、22万1,064件、3兆6,112億円となりました。

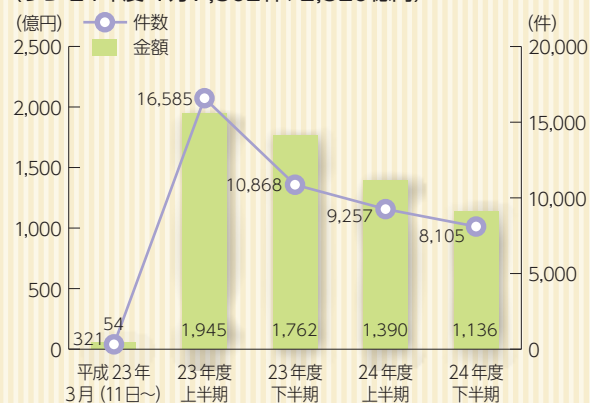
▼ 全国の震災関連融資実績

累計 22万1,064件、3兆6,112億円
（うち 24年度 5万3,403件、8,421億円）



▼ 被災地5県^(注)の震災関連融資実績

累計 4万5,136件、6,288億円
（うち 24年度 1万7,362件、2,526億円）



(注) 青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県

➡ 教育ローン

現在特定被災区域に居住されている方で、被災証明書（原発事故により避難等の指示を受けた方は被災証明書等）を受けた方を対象として「災害特例措置」を実施しています。

➡ 信用保険

震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から事業の再建等に必要な資金を借入れる際に、全国の信用保証協会が行う「東日本大震災復興緊急保証」（平成23年5月23日より取扱い開始）、災害関係保証やセーフティネット保証等に係る保険を引き受けています。

➡ 危機対応円滑化業務

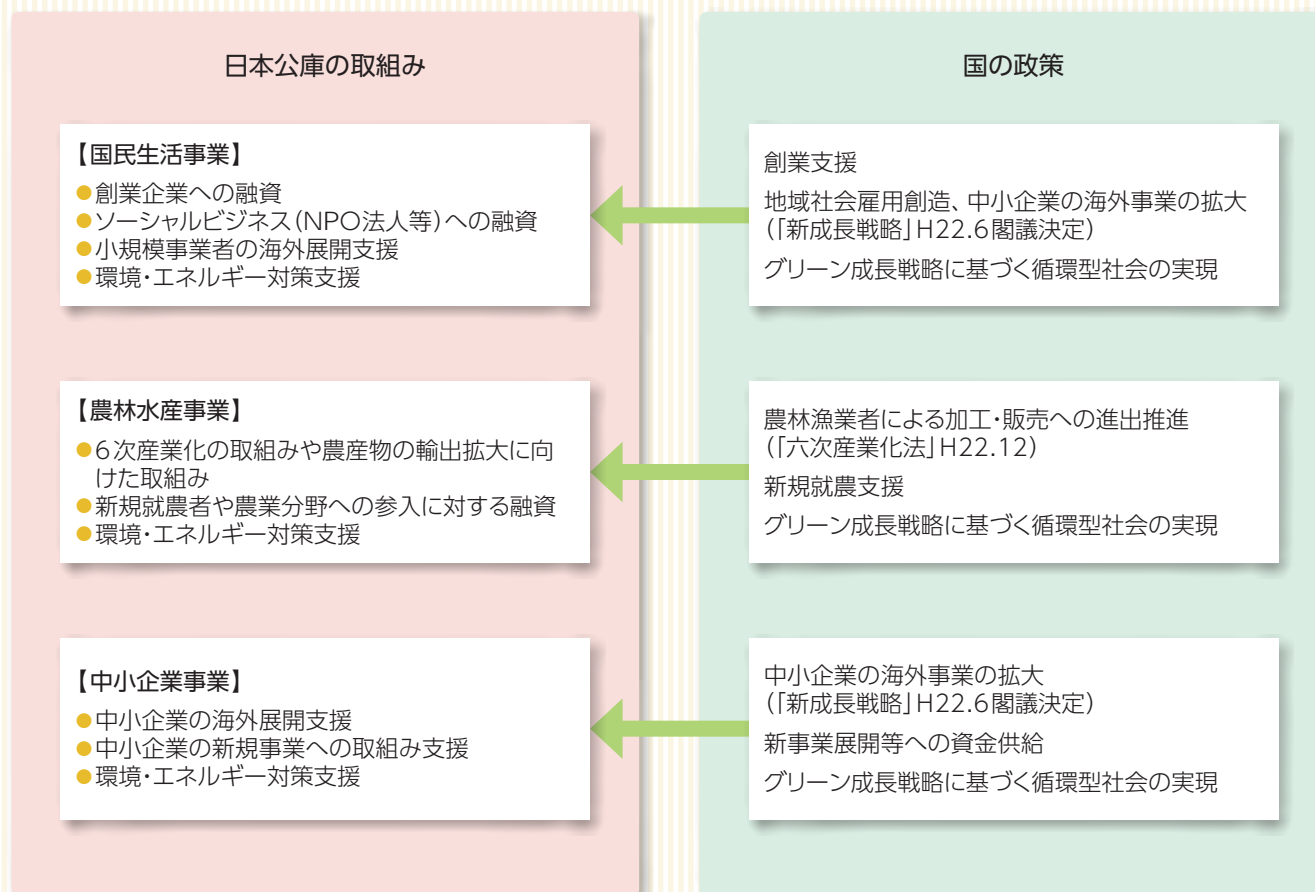
「東日本大震災に関する事案」が危機認定され、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫において危機対応業務を実施しています。

日本経済の発展に貢献しています。

日本経済発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、創業支援、農林漁業の6次産業化やベンチャー企業などの新事業支援、中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開支援や環境エネルギー対策支援、人・農地プランに位置付けられた中心経営体支援等を実施しました。

特に、お客さまの取組みを一層支援するため、海外展開支援では「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」を、小規模事業者の皆さまの新事業及び企業再生支援では資本性ローンを開始しました。

加えて、中小企業金融円滑化法及び同法の期限到来を踏まえ、事業再生専門部署として企業支援部を設置し経営改善計画の策定支援や企業再生貸付などを活用した経営再建支援を実施するとともに、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援にも積極的に対応してきました。また、年度末には、中小企業・小規模事業者の皆さまからの融資相談及び返済相談に、迅速かつきめ細かく対応するため、全国の支店に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置しました。

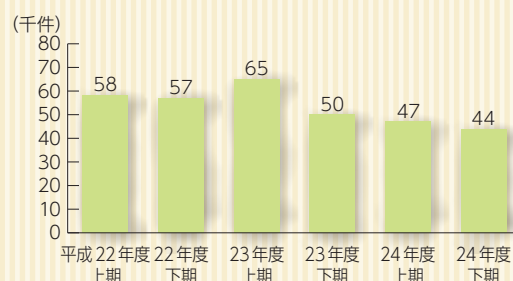


返済条件の緩和に柔軟に対応しています。

日本公庫は政策金融機関として、お客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件の緩和（返済期限の延長、割賦金の減額などの条件変更）に柔軟に対応しました。

平成24年度においては、中小企業金融円滑化法の趣旨も踏まえ、約9万2千件の条件変更を実施しました。

▼ 条件変更実績



また、アグリフードEXPOなどの全国規模の商談会のほか、全国各地で商談会等を通じてサービスを提供した結果、事業間連携によるお客さまの紹介件数は合計3,030件となり、前年度の2,058件から大幅に増加しました。加えて、平成24年6月より、インターネット上でお客さま同士のニーズを引き合わせる「インターネットビジネスマッチング」サービスを開始しました。

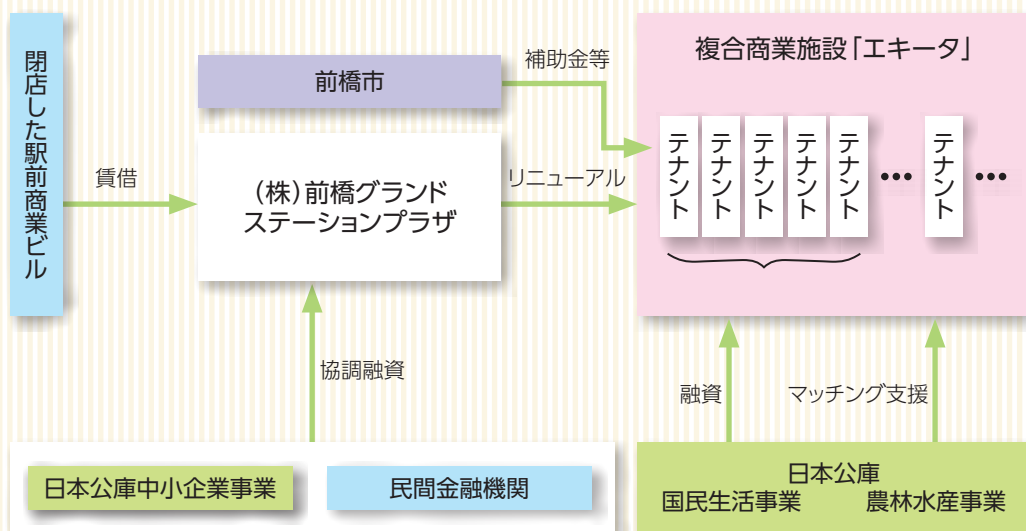
(実績数値は平成24年度)

地場産業の活性化、地域資源の活用、農商工等連携など地域が抱える課題に地方公共団体等と連携して対応しています。

～複数支店・事業が連携して空洞化の進む駅前地域の振興に貢献～

- 前橋駅前の中心市街地活性化のため、閉店した駅前商業ビルの再開発事業に取り組む前橋市と連携
 - 同ビルを複合商業施設「エキータ」としてリニューアルオープンするプロジェクトにおいて、プロジェクトを主導するビル運営会社（株）前橋グランドステーションプラザ）と、テナントとして入居を希望する事業者（５社）を３事業が一体的に支援
- ＜融資内容＞ ・ビル運営会社：ビル改装資金（中小企業事業（前橋支店））
- ・入居事業者５社：入居資金（国民生活事業（前橋支店・高崎支店・熊谷支店））
- 核テナントとなる食品スーパー（１社）に対して、マッチング支援を実施（農林水産事業（前橋支店））

▼ 事業のスキーム図



複合商業施設「エキータ」の外観



オープニング式典の様子

ネットワークの融合

日本公庫の各事業本部が連携して商談会やセミナー等を開催しています。参加したお客さまは、日本公庫のネットワークを活用してビジネスチャンスを拡大させています。

	名 称(開催地)	開催日	開催内容	備考
全 国	第5回全国ビジネス商談会 (横浜市) 	平成25年2月27日	お取引先に限定した金融機関主催としては全国最大規模となる中小企業者向けのビジネス商談会。全国の多様な業種の716社が参加	中小企業事業本部が事務局
	アグリフードEXPO 第7回アグリフードEXPO 東京 2012(東京都) 	平成24年8月2日、3日	国産農産物の展示商談会。全国から627社が出展し、来場者は12,538名、商談件数は36,477件	農林水産事業本部が事務局
	第6回アグリフードEXPO 大阪 2013(大阪市) 	平成25年2月21日、22日	国産農産物の展示商談会。全国から492社が出展し、来場者は14,562名、商談件数は24,061件	
地 域	平成24年度農業経営者交流会 (京都市) 	平成25年1月30日	近畿6府県の農業経営者と食品産業経営者が参加した商談会。参加者は249名。商談件数は91件	京都支店が事務局

インターネットマッチングサイトの運営

サイト名	内容
日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング https://match.jfc.go.jp/	日本公庫のお客さまにインターネットを通じて、販路先や原材料の仕入先の確保などのビジネスチャンスを広げていくための「場」を提供するサービスです。

平成24年度の業務概況及び決算概要

14

平成24年度の業務概況

当期における我が国経済を振り返ると、前半は復興需要やエコカー補助金などの政策が内需を下支えたこともあって、緩やかに回復しつつありましたが、半ばころから、世界景気の減速や円高の進行などを背景に、しだいに弱い動きとなりました。年度末にかけては、輸出環境の改善、金融政策の効果や経済対策への期待感から、持ち直しの動きが見られました。

当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援及び日本経済発展への貢献などに積極的に取り組みました。

お客さまへの丁寧な応対に加え、お客さまの抱える様々な経営課題に対応するために、財務診断サービスなどコンサルティング機能の強化、関係団体との連携強化及び各事業本部が連携してノウハウ・情報を相互に活用することによるサービスの強化等に取り組みました。当期におきましては、地方公共団体が地域活性化対策として取り組んでいる地域プロジェクトへの参画による中小企業等への融資や、お客さまのニーズに応じた複数事業が連携した融資を実施したほか、平成24年6月より、インターネット上でお客さま同士のニーズを引き合わせる「イン

ターネットビジネスマッチング」サービスを開始しました。

また、東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の皆さまからの融資や返済に関するご相談に対して、できる限り迅速かつきめ細かく対応するとともに、東日本大震災復興特別貸付など各種融資による復興支援に取り組みました。

さらに、日本経済発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、創業支援、農林漁業の6次産業化やベンチャー企業などの新事業支援、中小企業・小規模事業者の皆さまの海外展開支援や環境エネルギー対策支援、人・農地プランに位置付けられた中心経営体支援等を実施しました。特に、海外展開支援では「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」を、小規模事業者の皆さまの新事業及び企業再生支援では資本性ローンを開始しました。

加えて、中小企業金融円滑化法及び同法の期限到来を踏まえ、企業再生貸付などを活用した経営再建支援を実施するとともに、返済条件の緩和による資金繰り支援にも積極的に対応してきました。

平成24年度の決算概要

1 損益の状況

平成24年度（平成25年3月期）決算においては、前期比617億円改善し、2,862億円の純損失を計上しました。

改善の主な要因は、中小企業事業の信用保険等業務

勘定において、支払保険金が減少したことから、純損失が前期比699億円減の2,314億円となったことによるものです。

▼ 損益計算書（24/3期：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 25/3期：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：億円）

		経常収益		経常費用		経常利益（▲損失）		当期純利益（▲純損失）	
		24/3期	25/3期	24/3期	25/3期	24/3期	25/3期	24/3期	25/3期
株式会社日本政策金融公庫 ^(注)		6,654	6,655	10,130	9,514	▲3,475	▲2,858	▲3,479	▲2,862
国民生活事業（国民一般向け業務勘定）		1,632	1,591	1,850	1,602	▲217	▲10	▲219	▲13
農林水産事業（農林水産業者向け業務勘定）		662	639	661	638	0	0	0	0
中小企業事業	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	1,233	1,189	1,508	1,440	▲274	▲250	▲274	▲250
	中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	5	4	0	0	5	4	5	4
	信用保険等業務勘定	2,568	2,729	5,581	5,043	▲3,013	▲2,314	▲3,013	▲2,314
危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務勘定）		572	504	549	792	23	▲287	23	▲287
特定事業等促進円滑化業務（特定事業等促進円滑化業務勘定）		2	2	2	2	▲0	▲0	▲0	▲0
国際協力銀行	国際協力銀行業務勘定	2,016		1,445		571		525	
	駐留軍再編促進金融勘定	2		2		0		0	
株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行含む）		8,571	6,655	11,476	9,514	▲2,904	▲2,858	▲2,954	▲2,862

（注）24/3期は、平成24年4月1日に日本公庫から分離した国際協力銀行（国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定）を控除しております。

2 資産の状況

資産の部合計は、25兆4,211億円となり、その大部分は貸出金です。

貸出金残高は平成24年3月末比で781億円減の21兆2,323億円となりました。

純資産の部合計は、政府からの出資金6,228億円を受け入れたことによる増、当期純損失2,862億円の計上により、4兆1,844億円となりました。

▼ 貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位:億円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	24/3期末 ^(注)	25/3期末		24/3期末 ^(注)	25/3期末
現金預け金	38,676	40,834	借入金	169,561	169,046
買現先勘定	132	—	社債	26,749	23,592
有価証券	4,779	2,709	寄託金	370	364
貸出金	213,104	212,323	保険契約準備金	17,272	16,229
その他資産	722	636	その他負債	518	437
有形固定資産	2,104	2,044	賞与引当金	45	39
無形固定資産	96	148	役員賞与引当金	0	0
支払承諾見返	27	31	退職給付引当金	1,956	1,969
貸倒引当金	▲4,071	▲4,516	役員退職慰労引当金	0	1
			補償損失引当金	590	655
			支払承諾	27	31
			負債の部合計	217,093	212,366
			資本金	30,757	34,550
			資本剰余金	22,362	21,784
			利益剰余金	▲14,640	▲14,489
			純資産の部合計	38,478	41,844
資産の部合計	255,572	254,211	負債及び純資産の部合計	255,572	254,211

(単位:億円)

	前 期 末 (平成24年3月31日) ^(注)	当 期 末 (平成25年3月31日)	差 異
資産の部合計	255,572	254,211	▲1,361
負債の部合計	217,093	212,366	▲4,727
純資産の部合計	38,478	41,844	3,365

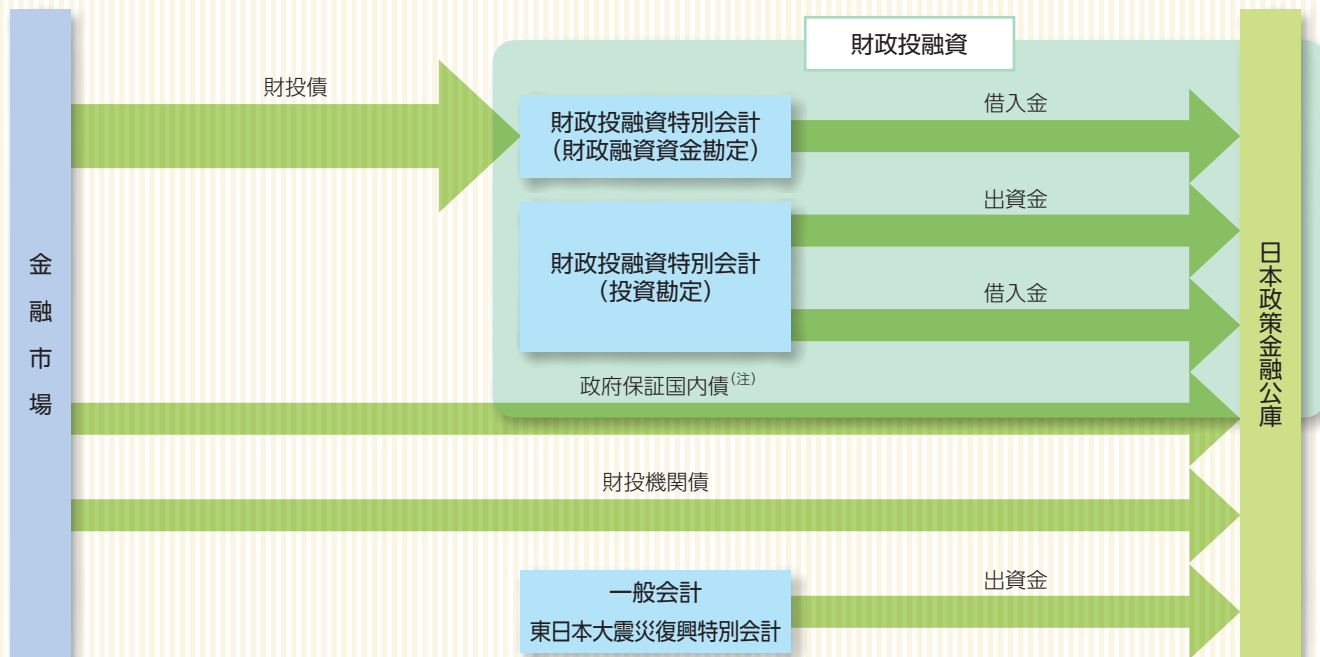
(注) 24/3期末は、平成24年4月1日に日本公庫から分離した国際協力銀行(国際協力銀行業務勘定及び駐留軍再編促進金融勘定)を控除しております。

〈参考〉24/3期末資産の部合計(国際協力銀行含む): 38兆2,506億円
24/3期末貸出金残高(国際協力銀行含む): 29兆4,208億円

資金調達の仕組み

日本公庫は、財政融資資金借入金、政府保証国内債、財投機関債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

▼ 資金調達の仕組み



(注) 政府保証国内債については、年限5年以上の債券が財政投融資に含まれます。

▼ 資金調達の内訳

(単位:億円)

	平成25年度予算額	平成24年度予算額	平成24年度実績額
財政融資資金借入金他	57,586	63,486	37,564
政府保証国内債	5,850	12,850	1,200
政府出資金	1,884	6,233	6,228
国の制度による調達額 (調達全体に占める構成比)	65,320 (95%)	82,570 (96%)	44,993 (94%)
財投機関債	3,400	3,750	2,950
調達額合計	68,720	86,320	47,943

(注) 1. 平成24年度の予算額は、補正予算による補正後の改予算額です。
2. 上記1のうち政府出資金には、経済危機対応・地域活性化予備費及び東日本大震災復興特別会計予備費からの出資金を含んでいます。
3. 「財政融資資金借入金他」とは、財政融資資金借入金、産業投資借入金及び独立行政法人農林漁業信用基金からの寄託金です。

➡ 政府保証国内債

日本公庫は、予算の範囲内で、政府保証付の一般担保付社債を発行しています。

(単位:億円)

年限	年度	平成25年度		平成24年度		平成23年度		平成22年度	
		予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額	予算額	実績額
10年		500	400	300	500	100	6,150	200	
6年		1,350	1,450	900	1,350	700	7,300	1,800	
5年未満		2,000	9,000	—	13,600	—	—	—	
長期債小計		3,850	10,850	1,200	15,450	800	13,450	2,000	
短期債		2,000	2,000	—	2,000	—	5,000	—	
合計		5,850	12,850	1,200	17,450	800	18,450	2,000	

(注) 1. 平成25年度を除く各年度の予算額は、当該年度の補正予算による補正後の改予算額です。
 2. 短期債を除く各年度の予算額は、当該年度における政府の保証契約の限度額であり、発行限度額です。
 3. 短期債の予算額は、当該年度における発行残高の限度額です。

➡ 財投機関債

日本公庫は、予算の範囲内で、一般担保付社債を発行しています。

(単位:億円)

発行月・年限	年度	平成25年度					平成24年度					平成23年度			平成22年度		
	発行額	(予算額 3,400)					(予算額 3,750)					(予算額 3,750)			(予算額 4,000)		
		実績額 900					実績額 2,950					実績額 2,450			実績額 2,750		
発行月		5月	5月	8月	9月	10月	2月	5月	8月	10月	5月	8月	10月				
20年		—	—	—	—	—	—	150	—	100	150	—	100				
10年		100	150	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—				
5年		300	300	—	—	200	—	—	600	—	400	—	400				
2年		500	500	500	300	500	400	600	500	500	600	500	600				

(注) 1. 平成25年度を除く各年度の予算額は、当該年度の補正予算による補正後の改予算額です。
 2. 平成22年度、23年度の予算額及び実績額は、平成24年4月1日付で日本公庫から分離した株式会社国際協力銀行が承継したものを除いています。
 3. 各年度の予算額は、当該年度における発行限度額です。
 4. 平成25年度の実績額は、平成25年5月末現在の発行額です。

▼ 当公庫の格付 (平成25年5月末現在)

格付投資情報センター (R&I)	AA+ (安定的)
ムーディーズ・ジャパン (Moody's)	Aa3 (安定的)

業務の概要

国民生活事業	20
農林水産事業	26
中小企業事業	32
危機対応等円滑化業務	38
総合研究所	40

JFC 2013

業務の概要

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

数多くの小規模事業者への小口融資

- 融資先数は95万企業にのびります。
- 1企業あたりの平均融資残高は666万円と小口融資が主体です。
- 融資先の約9割が従業員9人以下であり、約4割が個人企業です。

セーフティネット機能を発揮

- 経営環境等の変化に伴い資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまを「セーフティネット貸付」で支援しています。
- 地震、台風、豪雪等の災害時には、ご融資等を通じて被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

創業企業を支援

- 創業企業（創業前及び創業後1年以内）への融資は年間約2万企業となりました。
- これにより年間7万7千人の雇用が創出されたと考えられます。

海外展開、ソーシャルビジネス、事業再生等を支援

- 海外展開を図る小規模事業者の皆さまを支援しています。
- 革新的な事業に取り組む皆さまを資本性ローン（平成25年3月導入）により支援しています。
- 地域の社会的課題の解決に取り組む「ソーシャルビジネス（NPO法人等）」を支援しています。
- 事業の再生等を図る小規模事業者の皆さまを支援しています。

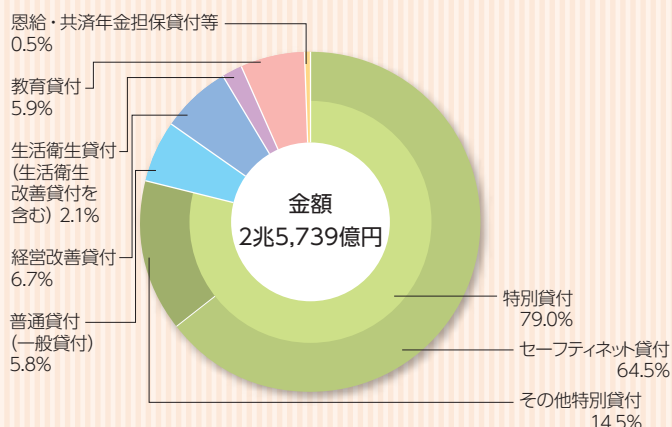
商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと連携

- 商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと密接に連携し、小規模事業者の皆さまの経営改善や生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。
- 地域金融機関と連携しています。

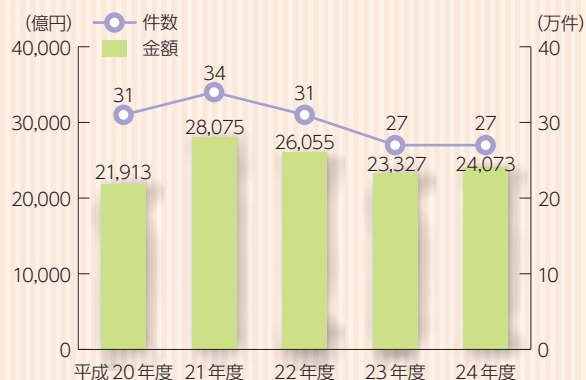
教育ローンによる支援

- 「国の教育ローン」は年間約11万件のご利用をいただいています。

▼ 融資実績の内訳（平成24年度）



▼ 事業資金の融資実績の推移



（注）平成20年9月までは国民生活金融公庫の実績です。

業務の特徴

小規模事業者をサポートしています。

事業資金の融資先数は95万企業にのぼります。小口融資が主体で、1企業あたりの平均融資残高は666万円です。

融資先の約9割が従業者9人以下であり、約4割が個人企業となっています。

無担保融資の割合は全体の約7割(件数)、無担保・無保証人の融資の割合は全体の約3割(件数)となっています。

▼ 融資先企業数及び1企業あたりの平均融資残高 (平成25年3月末現在)

	日本公庫 国民生活事業	信用金庫計 (270金庫)	国内銀行計 (140行)
融資先企業数	95万企業	114万企業	203万企業
1企業あたりの 平均融資残高	666万円	3,576万円	8,462万円

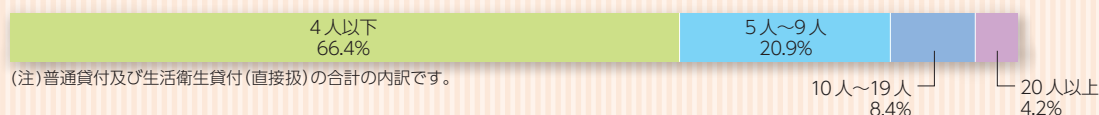
(注) 1. 日本公庫国民生活事業の数値は、普通貸付及び生活衛生貸付の融資先企業数の合計です。

2. 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などです。

3. 信用金庫及び国内銀行の数値には、個人向け(住宅、消費、納税資金など)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貸を含みません。また、信用金庫及び国内銀行の融資件数を融資先企業数としています。

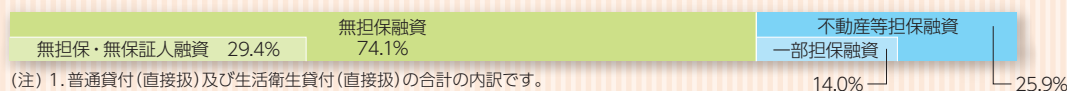
(資料) 日本銀行ホームページ

▼ 従業者規模別融資構成比(件数) (平成24年度)



(注) 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

▼ 担保別融資構成比(件数) (平成24年度)



(注) 1. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

2. 一部担保融資とは、不動産等担保が融資額に満たない場合をいいます。

セーフティネット機能を発揮しています。

経営環境や金融環境の変化などにより資金繰りに影響を受けた小規模事業者の皆さまへの平成24年度の「セーフティネット貸付(震災を含む)」の融資実績は156,596件となりました。

また、災害の発生、大型企業の倒産などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小規模事業者の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

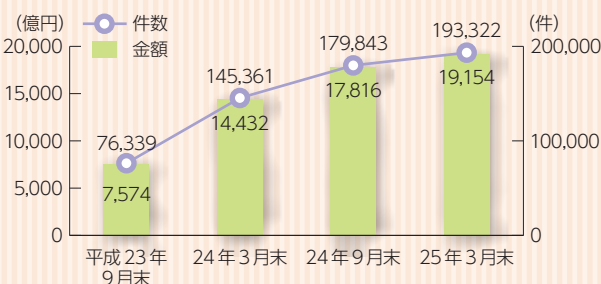
地震、台風、豪雪などによる災害時には、一般の融資よりも返済期間や元金の据置期間が長いなど、返済条件が有利な災害貸付で、被害を受けた小規模事業者の皆さまの復旧・復興を支援しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関連する当事業における融資実績は、震災の発生から平成25年3月末までで193,322件、1兆9,154億円となっています。

▼ 現在設置中の主な特別相談窓口(平成25年5月末現在)

窓口名	設置年月
平成24年5月に発生した突風等による災害に関する特別相談窓口	平成24年5月
エルピーダメモリ株式会社等関連特別相談窓口	平成24年2月
平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口	平成23年11月
東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
円高等対策特別相談窓口	平成22年9月

▼ 東日本大震災関連の融資実績の推移(累計)(平成23年3月11日～25年3月末)



(注) 東日本大震災に関連する融資実績には、災害貸付及び東日本大震災復興特別貸付の融資実績(累計)が含まれています。

創業企業を積極的に支援しています。

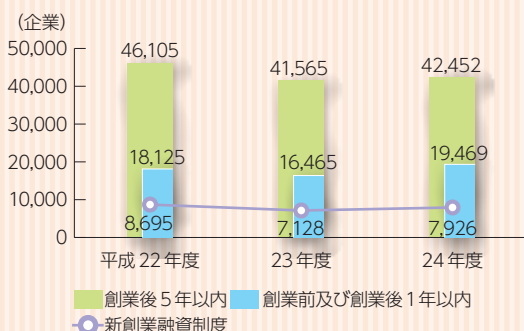
➡ 創業支援

営業実績が乏しいなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が多い創業企業や革新的な事業を行うベンチャー企業に対して積極的に融資を行い、支援しています。

平成24年度の創業後5年以内の企業への融資実績は42,452企業となり、そのうち創業前及び創業後1年以内の企業に対する融資実績は19,469企業となりました。これにより年間7万7千人の雇用が創出されたと考えられます。

また、税務申告を2期終えていない方へ無担保・無保証人で融資する「新創業融資制度」の平成24年度の融資実績は、7,926企業となりました。

▼ 創業後5年以内の企業に対する融資実績(企業数)の推移



【雇用創出効果】

19,469企業 × 平均従業者数4.0人(注) = 77,876人

(注) 日本公庫「新規開業実態調査」(2012年度)による創業時点での平均従業者数です。

➡ 女性・若者・シニア起業家を支援

女性ならではの感性、若者ならではのアイデア、シニアならではの経験を活かした創業を図る皆さまに対して、積極的に融資を行っています。

▼ 「女性・若者/シニア起業家資金」の融資実績(企業数)

女性起業家資金
23年度 2,663件 → 24年度 3,226件

若者起業家資金
23年度 1,328件 → 24年度 1,549件

シニア起業家資金
23年度 1,019件 → 24年度 1,196件

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業^(注)の支援機能を強化しています。

全国各地に創業支援センターやビジネスサポートプラザを設置し、幅広い創業・第二創業支援を行っています。

(注) 経営多角化や事業転換等を図ることをいいます。

【創業支援センター】

- 北海道から九州まで全国15カ所に設置しています。
- 各地域の創業支援機関などとの連携により、お客さまへタイムリーな支援を行っています。
- 創業前、創業後のさまざまなステージのお客さま向けに各種セミナーを開催しています。

【ビジネスサポートプラザ】

- 東京、名古屋、大阪の3カ所に設置しています。
- 創業予定の方や公庫を利用されたことがない方などを対象に、予約制の相談を実施しています。
- 平日の営業時間内のご来店が難しい方のため、「土曜・日曜・夜間相談」を実施しています。

(注) 「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「東京ビジネスサポートプラザ」で実施しています。

▼ 設置地区 (平成25年6月現在)



海外展開、ソーシャルビジネス、事業再生等を図る皆さまを積極的に支援しています。

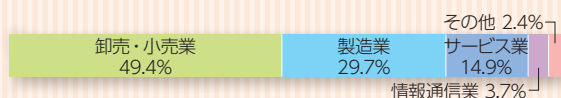
➡ 海外展開を支援

アジアを中心とする海外の成長力を取り込む小規模事業者の皆さまを「情報」と「資金」の両面から支援しています。

平成24年4月、全国152支店に海外展開サポートデスクを設置し、きめ細やかな相談態勢を整備しました。また、JETROをはじめとする専門機関と連携し、海外展開を考えている皆さまの個々のニーズに応じた情報を提供しています。

結果、小規模事業者に対する海外展開資金の平成24年度融資実績は462件となりました。融資先の特徴として、卸売・小売業が約5割となっていることが挙げられます。

▼ 業種別融資構成比(件数) (平成24年度)



➡ 中心市街地活性化・商店街活性化を支援

「企業活力強化資金」、「食品貸付」による融資や地方自治体等への情報提供を通じて、中心市街地活性化・商店街活性化に取り組む皆さまを支援しています。

中心市街地関連地域において事業を営む方への融資実績

16,738 件

(平成24年度)

➡ 事業再生等を支援

「企業再建・事業承継支援資金」を通じて、中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可、民間金融機関との連携などにより、経営の立て直しを図る皆さまや事業の承継に取り組む皆さまを支援しています。

企業再建を図る方・事業を承継する方への融資実績

75 件

(平成24年度)

また、全国152支店に企業支援担当者を置き、一時的な元金の返済猶予や割賦金の減額など、返済条件の緩和のご相談に柔軟に対応しています。平成24年度においては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、事業資金で約6万6千件の返済条件の緩和を実施しました。

➡ 革新的な技術に挑戦する企業を支援

平成25年3月、革新的な技術を用いた研究等を行う皆さまを支援する「資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)」を創設しました。

平成25年5月末現在、13企業への融資を実行しました。高い技術を持ちながら、開発資金等の負担が大きい皆さまを支援しています。

➡ 「ソーシャルビジネス」を支援

地域の社会的課題の解決に取り組み、安定的かつ継続的な雇用も創出する「ソーシャルビジネス(NPO法人等)」^(注)を支援しています。

(注)「ソーシャルビジネス」とは、子育て支援、医療・福祉・介護等の問題や環境問題など、社会や地域を取り巻く課題を解決するために、ビジネスの手法を活用して継続的に事業活動を進めるものです。(経済産業省「ソーシャルビジネス55選」より抜粋)

NPO法人への融資実績

640 件

(平成24年度)

➡ 介護・福祉分野^(注)を支援

政府の成長戦略に基づき、高齢化が進む日本社会において高い成長と雇用が見込める介護・福祉分野を支援しています。

(注) 社会保険・社会福祉・介護事業を指します。

介護・福祉分野への融資実績

4,231 件

(平成24年度)

➡ 地域資源の活用や農商工連携を支援

「地域産業資源活用事業計画」や「農商工等連携事業計画」の認定を受けた皆さまを対象とした融資制度を通じて、地域活性化を支援しています。

「地域産業資源活用事業計画」認定企業への融資実績

14 件

「農商工等連携事業計画」認定企業への融資実績

5 件

(平成24年度)

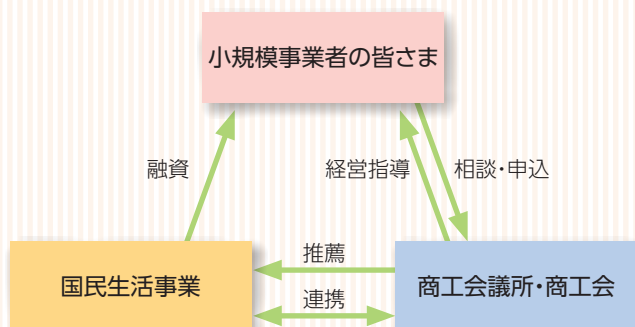
商工会議所・商工会、生活衛生同業組合などと連携しています。

➡ 商工会議所・商工会と連携

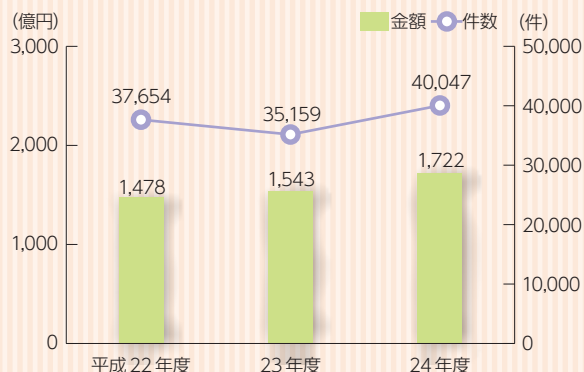
全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、「経営改善貸付（マル経融資）」や相談会などを通じて、小規模事業者の皆さまの経営改善を支援しています。

「経営改善貸付（マル経融資）」は、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の皆さまが、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。昭和48年の制度創設以来、これまでに約484万件のご利用をいただいています。

▼ 「経営改善貸付（マル経融資）」の仕組み



▼ 「経営改善貸付（マル経融資）」の融資実績の推移



➡ 商工会議所・商工会などで相談会（「一日公庫」）を開催

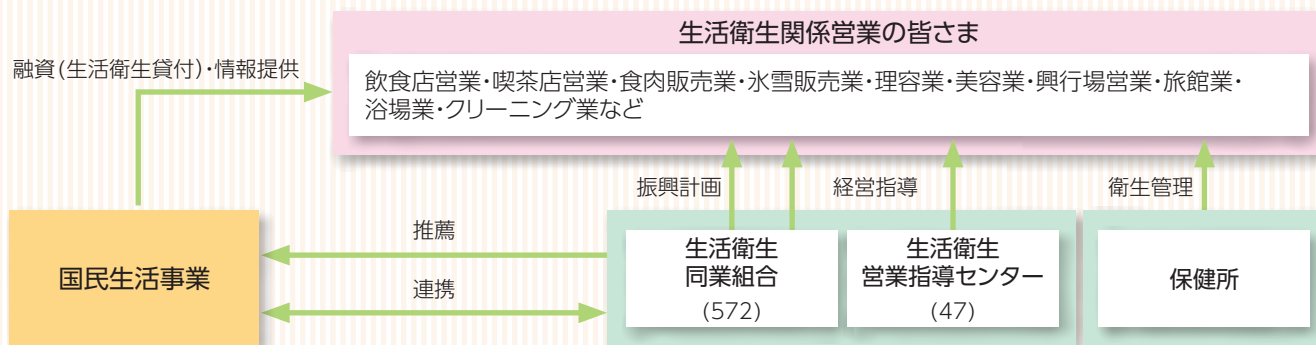
商工会議所・商工会などにおいて、当事業の職員が融資のご相談を承る相談会（「一日公庫」）を開催しています。毎年多くの小規模事業者の皆さまからのご相談をいただいています。

▼ 商工会議所・商工会における「一日公庫」の開催数

平成22年度	23年度	24年度
2,866件	2,792件	3,021件

➡ 生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携

生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携し、生活衛生関係営業の皆さまの衛生水準の維持・向上を支援しています。「生活衛生貸付」は、融資先の大半が従業員4人以下であり、約8割が個人企業、約5割が創業後5年以内の企業です。



(注) () の数字は団体数です。(平成25年3月29日現在)

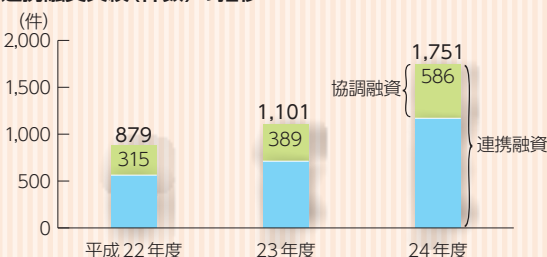
➡ 地域金融機関との連携

創業支援分野などで地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に取り組む地域金融機関などとの連携を強化しています。

▼ 業務連携の覚書を締結した金融機関数（平成25年3月末現在）

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
金融機関数 (全機関数)	2 (5)	34 (65)	30 (41)	231 (270)	124 (157)	421 (538)

▼ 連携融資実績（件数）の推移

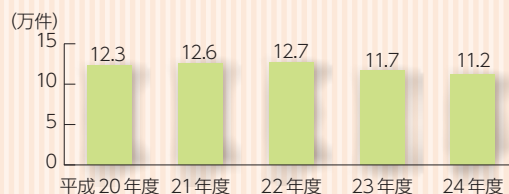


(注) 1. 連携融資は、業務連携の覚書を締結している金融機関から紹介を受けて融資を行った実績です。
2. 協調融資は、覚書を締結している金融機関と協調して融資を行った実績です。

「国の教育ローン」でお子さまの入学・在学資金を必要とする皆さまを支援しています。

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、「国の教育ローン」(教育貸付)を取り扱っています。「国の教育ローン」は平成24年度において年間約11万件のご利用をいただいています。このうち母子家庭のご利用件数は約1万7千件となっています。

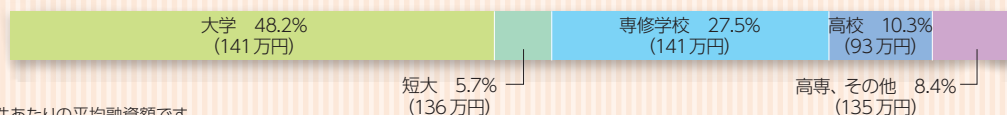
▼「国の教育ローン」の融資実績(件数)の推移



➡教育費負担が大きい学生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

「国の教育ローン」は、教育費負担が大きい大学生や専門学校生をお持ちのご家庭を中心にご利用いただいています。

▼進学先別利用者構成比(平成24年度 教育一般貸付(直接扱))



(注) ()内は1件あたりの平均融資額です。

「国の教育ローン」の拡充

平成25年5月から、「国の教育ローン」が拡充されました。

<年収(所得)制限の一部緩和>

お子さま2人以下の世帯で、次の要件に該当する場合の世帯年収(所得)上限額を990万円(770万円)以内に引き上げ

【要件】

- (1)世帯のいずれかの方が自宅外通学(予定)者
- (2)今回のご融資が海外留学資金
- (3)世帯年収に占める在学費用の負担率が30%超
- (4)世帯年収に占める「在学費用+住宅ローン」の負担率が40%超

<海外留学資金として利用する方への特例措置の実施>

次の①と②の条件を満たす場合、対象校の修業年限を緩和(修業年限:6カ月以上→3カ月以上)

- ①海外の大学等に条件付(語学力の向上など)で入学を許可された場合
- ②前①の条件を満たすために入学・在学する学校(語学学校等)^(注)の資金として利用する場合

(注)学校によっては、一定の要件を満たす必要があります。

<世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方への特例措置の実施>

- ①貸付利率の引き下げ:通常の利率より0.4%引き下げ
- ②ご返済期間の延長:15年以内 → 18年以内

(注) 1 母子家庭かつ世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方の場合も、通常の利率より0.4%の引き下げとなります。

2 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

恩給や共済年金などを担保としてご融資しています。

恩給や共済年金などを担保とする融資は、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に基づき、日本公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)だけが取り扱う制度です。住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただけます。

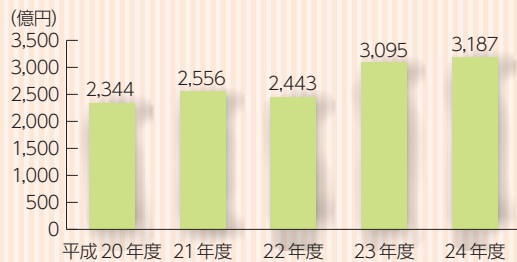
業務の概要

農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

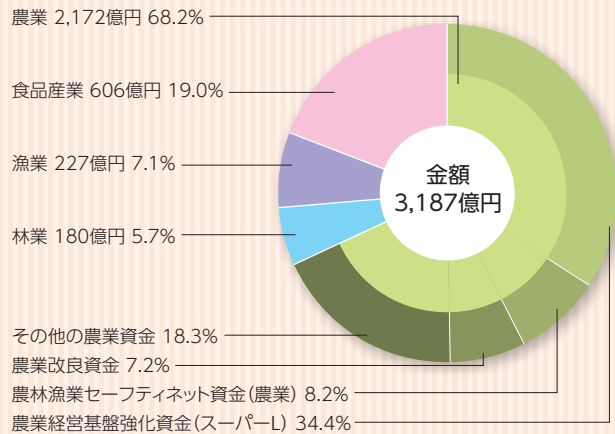
融資実績

農林漁業には、「天候等の影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期・低利の資金を供給しています。また、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。

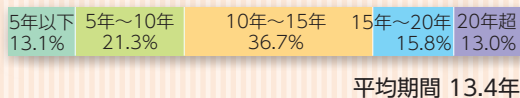
▼ 融資実績の推移



▼ 融資実績の内訳 (平成 24 年度)



▼ 融資期間別貸出状況 (平成 24 年度)



多様な経営支援サービスの提供

農林漁業や食品産業の皆さまの経営をサポートするために、多様なサービスを提供しています。

➡ お客さまコールセンター、定期相談窓口の設置

農林水産事業を設置する全国 48 支店や、お客さまコールセンターのほか、全国 120 ヲ所に設置した定期相談窓口で、より身近にご相談を承っています。

➡ 農・林・水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業、林業、水産業の経営に関する専門家である「農業経営アドバイザー」「林業経営アドバイザー」「水産業経営アドバイザー」を中心に、業務協力関係にある民間金融機関等とも連携して、経営全般に関するさまざまなご相談にお応えしています。

➡ ビジネスマッチング支援

農林水産物の生産から加工・販売までを広くサポートしている特性を生かして、国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」や「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」により、農林漁業者と食品製造・流通業者の皆さまの販路や取引の拡大に向けた取組みを支援しています。

➡ 情報提供

情報誌「AFCフォーラム」「アグリ・フードサポート」や「農業景況調査」「食品産業動向調査」といった各種レポート、プレスリリースやホームページ、メール配信サービスを通じて、お客さまや関係機関の皆さまに役立つ情報を提供しています。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

業界動向や農業信用リスク評価などに関する情報 (ACRIS) の提供及び証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう環境を整備しています。

業務の特徴

農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金供給を通じ、農業者の意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組みを積極的に支援しています。

➡ 農業者の経営発展を支援しています

稲作等の土地利用型農業を中心に、園芸、畜産等さまざまな分野で経営発展に必要な資金を融資し、地域農業の担い手を支援しています。

平成24年度は、新たな農政の取組みである「人・農地プラン」がスタート。その中で地域の中心経営体となる担い手農業者に対し、スーパーL資金の特例措置（貸付当初5年間実質無利子）により、経営発展を後押ししています。融資実績は、2,806先、651億円となりました。

➡ 災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

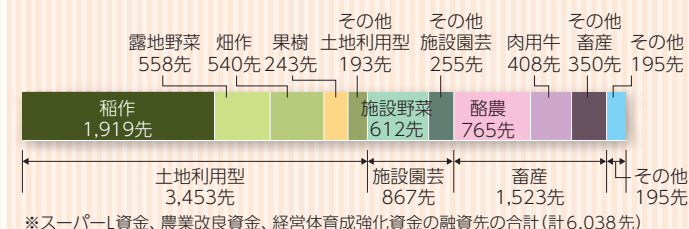
自然災害や家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格の高騰等の影響により、一時的に経営が悪化した農業者に長期運転資金等の融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、東日本大震災で被災した農業者に対しては、当初は長期運転資金を中心に融資し、事業の継続を支援しました。平成24年度は、長期運転資金の融資は落ち着きを見せ、復興に必要な設備資金の割合が増加しました。

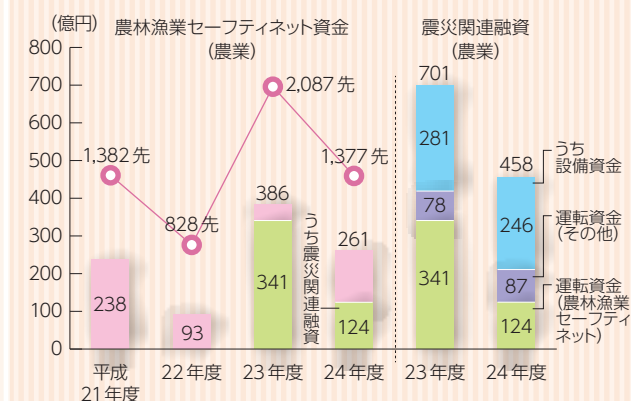
➡ 農業参入や6次産業化の取組みを支援しています

新たに農業を開始する方や、6次産業化（農林漁業と2次・3次産業との融合・連携）に取り組む農業者に対して、設備資金や立ち上がりの長期運転資金を融資し、担い手の確保、農産物の付加価値向上を支援しています。

▼ 農業経営改善関係資金の営農類型別融資先数（平成24年度）



▼ 農林漁業セーフティネット資金（農業）及び震災関連融資の実績の推移



▼ 6次産業化関連及び農業参入の融資実績（平成24年度）

	6次産業化関連 ^(注)	農業参入
先数	129先	138先
金額	82億円	29億円

（注）農林水産物の加工・販売施設等を融資対象事業に含む融資の合計

林業分野

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金供給を通じ、多面的機能を有する森林や国産材の供給・加工体制の整備を積極的に支援しています。

➡ 資金調達が困難な林業者への融資を担っています

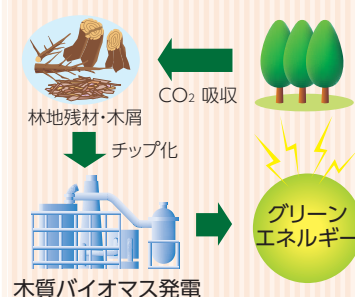
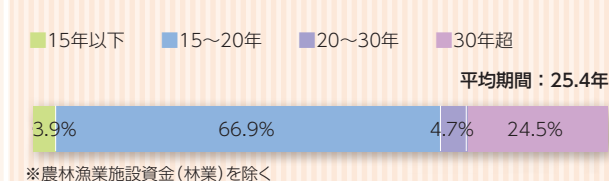
森林の育成には一般的に50年ほど必要で資本回収が超長期となることから、林業経営では、民間金融機関からの資金調達が困難な場合があります。そのため、農林水産事業は伐採までに必要な超長期・低利の資金を供給し、林業経営を支援しています。

➡ 木質バイオマス資源の利用拡大を支援しています

木質バイオマス資源は地球温暖化防止につながるエネルギー源で、国の森林・林業施策においてもその利用拡大が重要なものになっています。また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」もスタートし、今後の利用拡大が期待されています。

平成24年度は林地残材や製材端材等を活用した発電施設の建設や、木屑焚ボイラーの導入等に対して融資を行い、木質バイオマス資源の利用拡大を支援しました。

▼ 融資期間別貸出状況（平成24年度・林業）



漁業分野

「水産基本法」の政策展開に沿った資金供給を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための取組みを積極的に支援しています。

➡ 漁業の担い手を支援しています

漁業経営改善支援資金は、漁業の担い手の経営改善を総合的に支援する制度です。平成19年度以降、「Gプロ」^(注)に積極的に参画し、融資額は堅調に推移しています。

平成24年度は東日本大震災で被災した漁業者向けの融資が増加し、漁船資金や農林漁業施設資金も合わせた漁船関係資金の融資が167億円となりました。

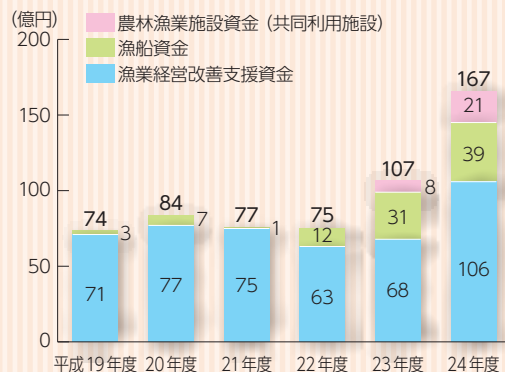
(注) 国は平成19年度から、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革する「漁業構造改革推進集中プロジェクト(Gプロ)」を立ち上げています。農林水産事業は漁船の建造資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域プロジェクトにメンバーとして参画するなど、積極的に関与しています。

➡ 災害や経営環境の変化に対応したセーフティネット機能を発揮しています

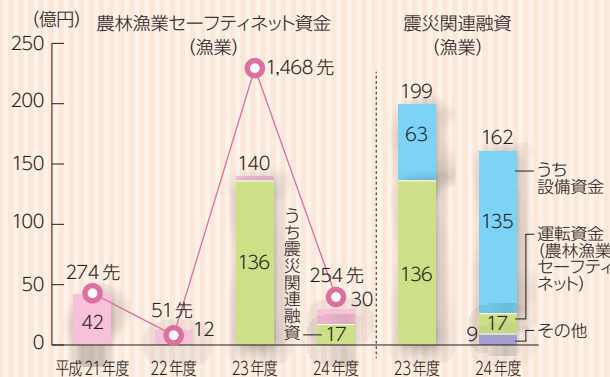
地震や赤潮等の自然災害、水産物の価格下落、燃油の高騰等の影響により、一時的に経営が悪化した漁業者に長期運転資金等の融資を通じた機動的な支援を行い、セーフティネット機能を発揮しています。

また、東日本大震災で被災した漁業者には、当初は長期運転資金を中心に融資し、事業の継続を支援しました。平成24年度は主に設備資金を融資し、復興の取組みを支援しました。

▼ 漁船関係資金融資実績の推移



▼ 農林漁業セーフティネット資金(漁業)及び震災関連融資の実績の推移



食品産業分野

食品製造・流通分野への資金供給を通じ、国産農林水産物の安定的な供給や付加価値の向上を図るための取組みを積極的に支援しています。

➡ 国産農林水産物の利用増加に貢献しています

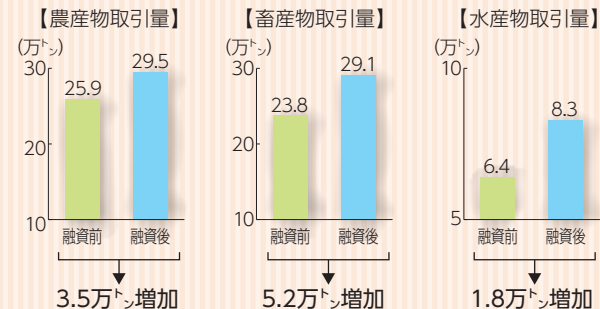
食品産業向け融資は、国産の原材料を取り扱う企業を対象としており、国内の農林水産物の利用の増加につながっています。平成24年度の融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産原材料の取引量が約10万トンを増加すると推計されます。

なかでも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金は、国産農林水産物の取引量増加が融資の要件であり、農林漁業と食品産業の連携促進に貢献しています。

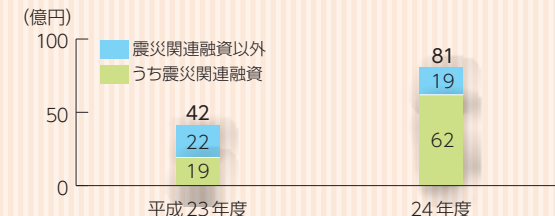
➡ 水産加工業の震災復興を支援しています

東日本大震災で被災した水産加工業者に対して、実質無利子化等の特例融資制度により、復興の取組みを支援しました。平成24年度は水産加工業者に対する震災関連融資が62億円と大幅に増加し、本格化した復興のための事業を支援しました。

▼ 国産農林水産物取引増加量(推計値)



▼ 水産加工資金融資実績の推移



多様な経営支援サービスの提供

より身近なところで、お客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善のアドバイス」「ビジネスマッチング」「専門家の紹介」など、さまざまな提案や情報提供を行っています。

経営相談サービス

➡ お客さまの身近なところでご相談を承っています

各支店やお客さまコールセンターのほか、全国120カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところでご相談を承っています。



お客さまとの相談の様子

➡ 農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

「農業の特性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家によるアドバイスが欲しい」といった多くの農業者から寄せられる要望に応え、平成17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。平成25年3月末までに16回の試験を開催し、全国47都道府県に合計2,134名の農業経営アドバイザーが誕生しています。

また、より高度な経営課題に対応し、指導的な役割を担う「農業経営上級アドバイザー制度」では、全国で26名が登録されています。

さらに、毎年2回アドバイザーミーティング（研修会）を開催し、農業経営アドバイザーのさまざまな知識等の習得・向上をサポートしています。

平成20年度に創設された林業及び水産業経営アドバイザー制度でも、各々25名の林業経営アドバイザーと水産業経営アドバイザーが誕生しています。

農林水産事業では、農業・林業・水産業の経営アドバイザーとなった職員を活用して、お客さまの経営発展を支援しています。また、税理士や中小企業診断士など公庫職員以外の経営アドバイザーと連携した総合的な経営支援サービスの活動も行っています。

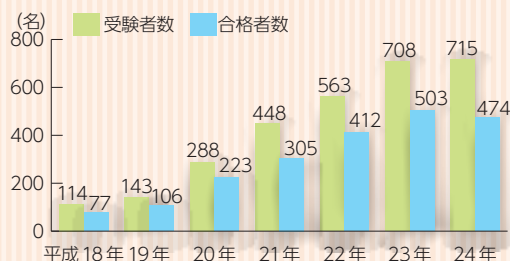


農業経営アドバイザーミーティング

農業経営アドバイザー合格者の内訳（平成25年3月末現在）

業務協力金融機関	860名
税理士・中小企業診断士	694名
普及指導員ほか	413名
公庫職員	167名

▼ 農業経営アドバイザー試験の結果の推移



➡ 外部ネットワークとの連携による高度な経営支援サービスを提供しています

お客さまが抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる課題に的確に対応し、経営発展を支援するため、外部の専門機関（日本プロ農業総合支援機構（J-PAO）、日本貿易振興機構（JETRO）ほか）と連携し、経営支援サービスを提供しています。



専門機関と連携した相談

ビジネスマッチング支援

➡ 国産農産物の展示商談会 アグリフードEXPOを開催しています

平成24年度も国内最大規模の国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」を東京(平成24年8月)と大阪(平成25年2月)において開催しました。

「アグリフードEXPO」は平成18年度から開催しており、販路拡大を目指す農業者や食品製造業者とバイヤーの間

をつなぐ、ビジネスマッチングの機会を提供するための展示商談会です。

全国各地から国産農産物にこだわった農業者や食品製造業者が多数出展し、来場したバイヤーとの間で活発な商談が行われています。



アグリフードEXPO 東京

	EXPO東京2012 (平成24.8.2～3)	EXPO大阪2013 (平成25.2.21～22)
出展者数	627先 (541小間)	492先 (351小間)
入場者数	12,538名	14,562名
商談件数	36,477件	24,061件
会期中商談件数 (1社平均)	24件	30件
会期中成約件数 (1社平均)	5.0件	5.0件
成約金額 (1社平均)	357万円	162万円
各ブースへの訪問者数 (1社平均)	396人	168人

新たな融資手法による経営支援

➡ 融資手続の迅速化に努めています

農業者向け融資に「農業版スコアリングモデル^(注1)」を活用した審査手法のほか、新規に農業に参入する者への融資に対する審査手法を導入し、融資手続きの迅速化に努めています。

また、認定農業者向けのスーパーL資金では、500万円までの借入申込について、一定の基準を満たす方には6営業日以内に無担保・無保証人による融資の可否を回答しています。

➡ 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資への取組みを進めています

不動産担保や保証人に依存しない融資手法として、平成20年度から家畜などを担保にした農林漁業や食品産業におけるABL(動産担保融資)の普及を推進しています。平成24年度は肉用牛、養豚、酪農の各分野に対し、合計53件(融資額37億円)の融資を行いました。

また、新たに4件のABL協定^(注2)を締結し、累計締結件数は52件となり、ABLの推進体制の拡充を図りました。

今後も、ABLの普及に取り組み、お客さまの経営支援を進めていきます。

(注1) 農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて農林水産事業が独自に開発した個別農業経営の信用評価を行うシステムです。

(注2) 農林水産事業では、畜産・食肉関連業者等と、動産担保の保全や処分などに関する協力体制を構築するためABL協定を締結しています。

事業再生支援に取り組んでいます

地域の農林水産業の維持発展に不可欠なお客さまの事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

具体的には、メインバンク等の民間金融機関や外部専門家と連携して、経営改善計画の策定を支援し、計画実行後の経営相談や経営指導にも継続して取り組んでいます。特に、農業者の事業再生については、自然災害や市況の影響を受けやすいといった特性を踏まえ、農業経営アドバイ

ザーによる計画策定支援、公庫独自のネットワークを活用したスポンサー探し、生産技術の専門家によるモニタリング等を行っています。

また、東日本大震災で被災されたお客さまの事業再生を進めるため、被災地の産業復興相談センター等と連携し、迅速な復旧・復興支援に取り組んでいます。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

リスク評価に関する情報提供や証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の融資に参入できるような環境を整備しています。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

➡ 業務協力に関する覚書を締結しています

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融機関と業務協力に関する覚書を締結し、勉強会、合同営業や協調融資など民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取り組みを行っています。

業務協力金融機関 (平成25年3月末現在)

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	37
信用漁業協同組合連合会等	5
銀行	92
信用金庫	110
信用組合	8
その他金融機関	14
(合計)	267



民間金融機関との勉強会

➡ アクリス ACRIS (農業信用リスク情報サービス) を提供しています

ACRISは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです(会員制有料サービス)。

当事業では、ACRISを農業金融活性化のツールとして位置づけ、ご利用いただいている金融機関や税理士等の会員の皆さまと業務の連携を進めています。

これにより、農業者の資金ニーズに対して的確な対応が可能となっています。

なお、毎年精度の検討を行い、経済情勢等を反映したモデルの改良を定期的に実施しています。

▼ ACRIS利用による帳票イメージ



➡ 証券化支援業務に取り組んでいます

農林水産事業は、民間金融機関による農業分野での融資推進のため、信用補完への枠組(証券化支援業務)を構築し、提供しています(平成20年10月業務開始)。この枠組を活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%または5千万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能となっています。

平成25年3月末時点で、全国71の金融機関が当事業と基本契約を締結しています。

このうち46の金融機関で、証券化支援業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を開発しています。

▼ 基本契約を締結した金融機関数 (平成25年3月末現在)

	地方銀行	信用金庫	信用組合	総計
北海道	1	7	1	9
東北	6	4	1	11
関東	1	0	1	2
中部	6	6	2	14
近畿	4	4	0	8
中国	2	4	0	6
四国	5	1	0	6
九州	8	7	0	15
総計	33	33	5	71
(うち融資商品開発)	(26)	(19)	(1)	(46)

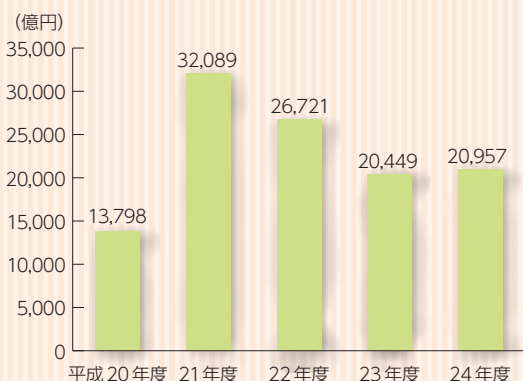
業務の概要

中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

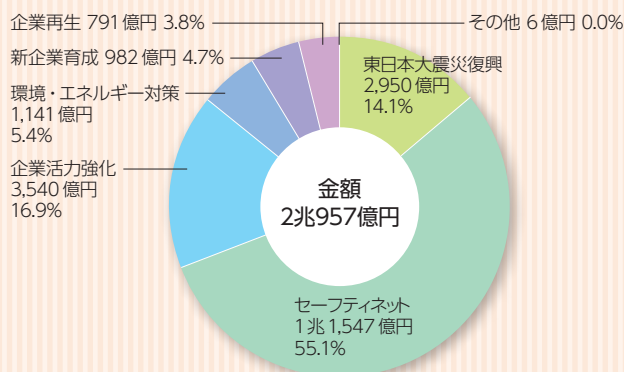
融資業務

中小企業の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、民間金融機関が供給することが難しい長期固定金利の事業資金を安定的に供給しています。

▼ 融資実績の推移



▼ 融資実績の内訳 (平成 24 年度)

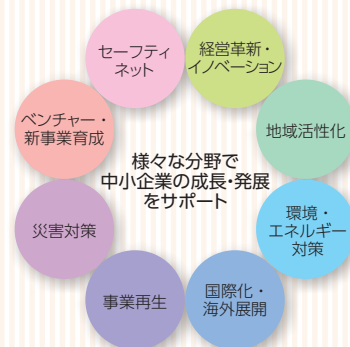


(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から代理貸付、設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、経営革新、事業再生、海外展開など、リスクが高く民間金融機関が取り組みにくい分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。また、景気低迷の影響により融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の貸出を量的にも補完しています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業の皆さまの成長・発展をサポートするとともに、セーフティネットの機能も果たしています。



信用保険業務

中小企業の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付け

- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注)

(注) 機械類信用保険は、平成 15 年 3 月 31 日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

中小企業の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。証券化支援の手法には、「買取型」、「保証型」及び「売掛金債権証券化等」があります。

業務の特徴

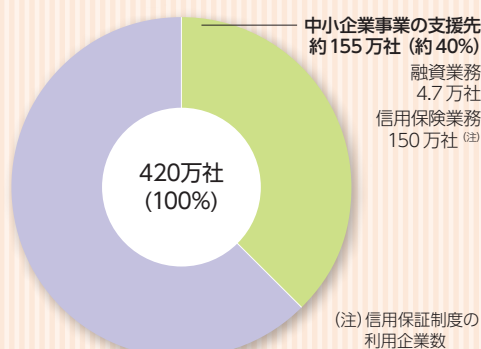
中小企業事業の支援先

わが国では、全企業の99%を中小企業が占めており、その存在は日本経済の活力の源泉であるとともに、地域経済を支える大きなものとなっています。また、一口に中小企業と言っても、そこには多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族

で経営する個人商店など、その規模・態様は実に様々です。

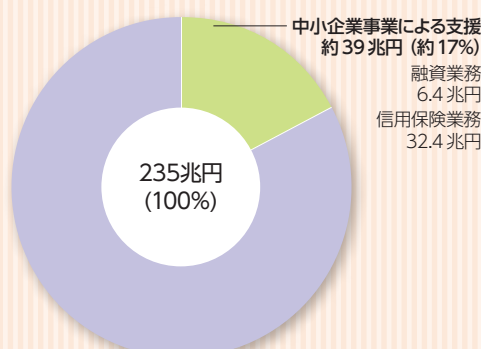
中小企業事業では、これら多様な中小企業の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

▼ 中小企業数割合



(資料) 総務省「平成21年経済センサス基礎調査」を中小企業庁が再編加工ほか

▼ 中小企業向け貸付残高



(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

中小企業事業は、中小企業者のうち約155万社(約40%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業向け貸付残高のうち約17%を占めています。

➡ 中小企業事業の支援先の特徴

融資業務

- 利用先数(直接貸付)…………… 4.7万社
24年度融資分の平均像
1企業あたりの平均融資金額…………… 106百万円
平均融資期間…………… 7年00ヶ月
平均資本金…………… 48百万円
平均従業員数…………… 76人
- 融資残高の約80%が従業員20人以上、約90%が資本金1,000万円以上の先
- 製造業を中心(24年度末融資残高の約50%)に幅広い業種をカバー

信用保険業務

- 利用先数…………… 150万社^(注)
24年度保険引受分の平均像
1企業あたりの平均保険引受額…………… 17百万円
平均保険期間…………… 4年10ヶ月
平均従業員数…………… 8人
 - 保険引受残高の約70%が従業員20人以下、約65%が資本金1,000万円以下の先
 - 幅広い業種をカバー
- (注) 信用保証制度の利用企業数

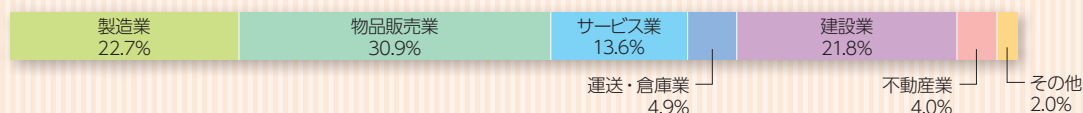
(注) 実績は、平成25年3月31日現在のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)4.7万社の従業員は約266万人(平成25年3月31日現在)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

▼ 業種別融資残高構成比(融資業務)(平成24年度末)



▼ 業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)(平成24年度末)



融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。

➡ 長期資金を専門に取り扱っています。

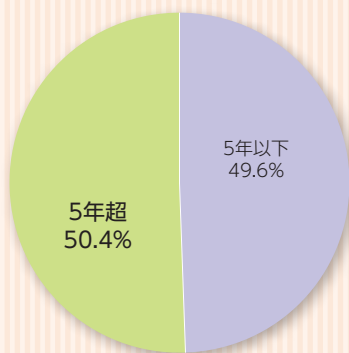
中小企業が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が必要不可欠です。

しかし、中小企業は資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

中小企業事業では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半数が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

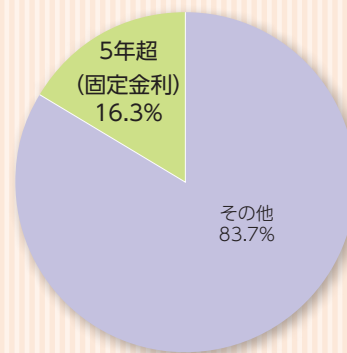
当事業は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

▼ 融資期間別貸出状況(金額構成比) (平成24年度)



(注) すべて固定金利

▼ 【参考】民間金融機関の長期貸出の内訳(社数比) (平成24年度)



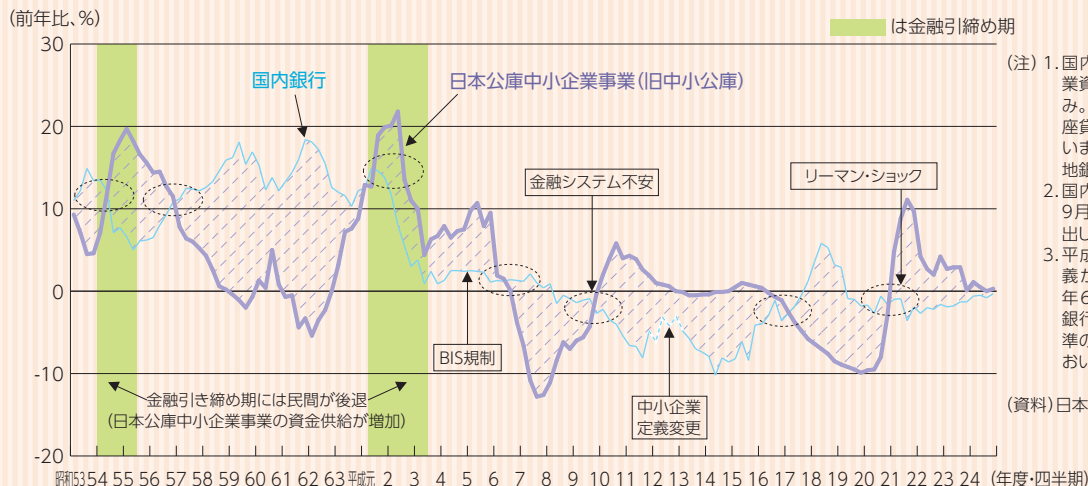
(資料) 日本公庫「全国中小企業動向調査(中小企業編)」(平成24年度)

➡ 事業資金を安定的に供給しています。

中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小企業事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

▼ 中小企業向け貸出残高伸び率(対前年同期比)



時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

セーフティネット

東日本大震災の影響を受けた中小企業の皆さまをはじめとした厳しい経営環境にある中小企業の皆さまに、「東日本大震災復興特別貸付」や「セーフティネット貸付」による融資を行い、資金繰りや事業の再建を支援しました。

東日本大震災復興特別貸付

2,950億円

セーフティネット貸付の融資実績

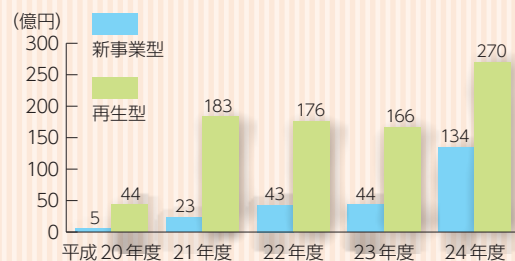
1兆1,547億円

資本性ローン

新規事業や企業再建に取り組む中小企業の皆さまの財務体質強化を図るために、民間金融機関と連携し、「挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）」を適用して支援しています。本特例による債務については、金融機関の債務者区分判定において自己資本とみなすことができ、民間金融機関との協調融資の「呼び水」効果が見込まれています。

平成20年度の制度創設以来、利用実績は順調に拡大しています。

▼ 資本性ローン供給の実績

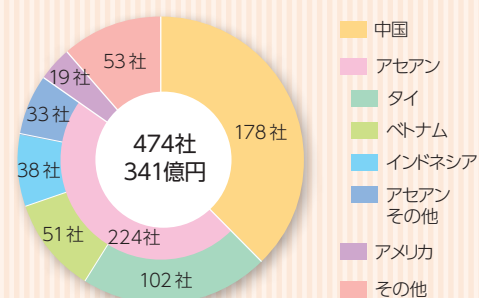


海外展開支援

「海外展開資金」による融資、「スタンドバイ・クレジット制度」による海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達支援、経営相談への対応、進出企業間の交流会の開催などにより、中小企業の皆さまの海外展開を積極的に支援しています。

平成24年度における海外展開資金の利用実績は、474社・341億円となっています。

▼ 海外展開資金の融資実績（投資国別）（平成24年度）



新事業支援

ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する新事業育成資金の融資に積極的に取り組んでおり、制度がスタート（平成12年2月）してからの累計実績は5,981先・2,575億円にのぼっています（平成25年3月末時点）。また、企業が新たに発行する新株予約権を取得することにより、無担保資金を供給する制度もあります。

▼ 新事業育成資金

年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
融資社数・金額	653社	246億円	636社	231億円	686社	283億円
（うち知財活用） ^(注)	354社	123億円	361社	130億円	398社	159億円

（注）知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知財財産権（特許権、実用新案権等）を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

▼ 新株予約権付融資

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
社数	18社	14社	16社
金額	6.3億円	5.8億円	5.2億円

企業の成長に貢献します。

🔗 スタンドバイ・クレジット制度による現地流通通貨建て資金調達の支援

中小企業事業では、平成24年度からスタンドバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外金融機関との業務提携を行っております。

スタンドバイ・クレジット制度について

スタンドバイ・クレジット制度は、中小企業の皆さまの海外現地法人等が、公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入れを行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンドバイ・クレジット

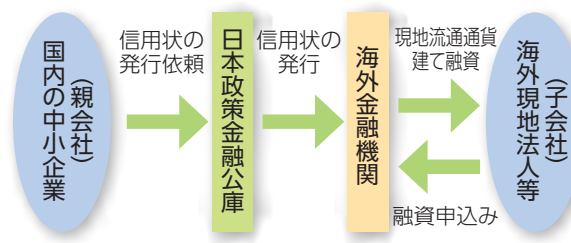
(信用状)を発行することで、円滑な資金調達を支援するものです。本制度をご活用いただくことで、現地流通通貨の調達や為替リスクの回避、海外金融機関が有する各種金融サービスの利用を図ることができます。

▼ 提携先海外金融機関 (国名の五十音順) (注)

国名	海外金融機関名
インドネシア	バンクネガラインドネシア
シンガポール	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
タイ	バンコック銀行
大韓民国	国民銀行
フィリピン	メトロポリタン銀行
ベトナム	ベト・イン・バンク
マレーシア	CIMB銀行

(注) 平成25年6月末日時点。提携先は、順次拡大予定。

〈スタンドバイ・クレジット制度の仕組み図〉



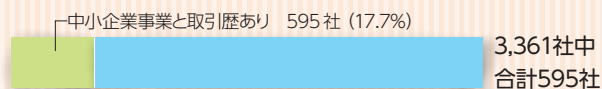
🔗 公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています。

これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる595社^(注)となっております。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

特に、平成元年以降については、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は408社^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,375社^(注)のうちの約3割を占めるに至っています。

(注) 社数は平成25年3月31日現在において様式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

▼ 中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業



(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成25年3月31日現在。農林・水産、金融・保険及び外国企業を除きます。

▼ 中小企業事業と取引歴を有する企業の株式公開時期別推移



創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけないでしょうか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

信用保険業務

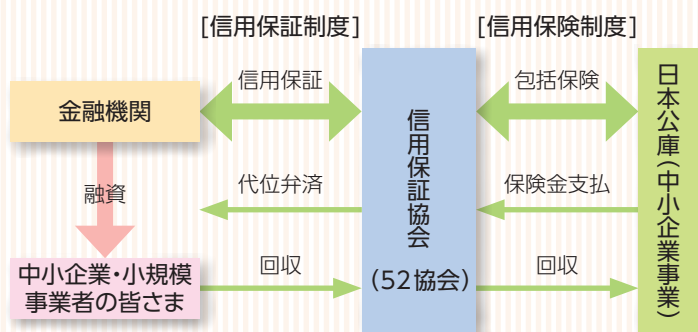
信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調整を支えています。

➡ 信用保険制度の役割

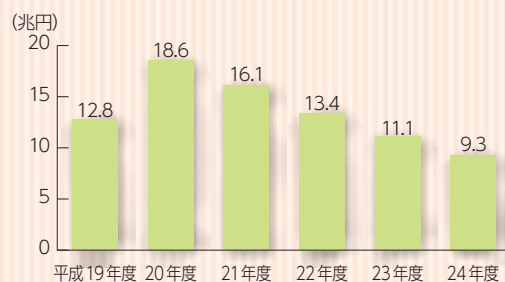
中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入、社債の発行などにより事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)など

に基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られる仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

▼ 信用補完制度概略図



▼ 保険引受実績



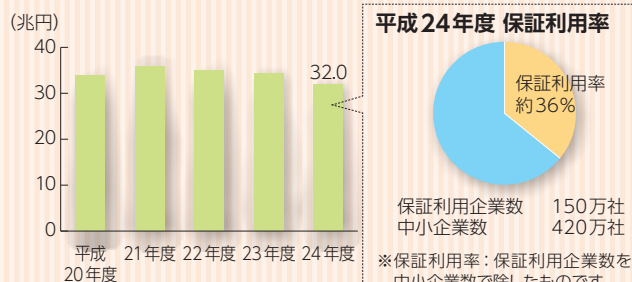
➡ 中小企業の約4割が信用補完制度を利用されています。

平成25年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など(保証債務残高)は約32兆円で、中小企業向け貸出しの約13%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約150万の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の約36%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

▼ 全国52信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



証券化支援業務

➡ 証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援しています。

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化

手法を提供することで、中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買 取 型

民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS契約を活用し証券化する業務

保 証 型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務

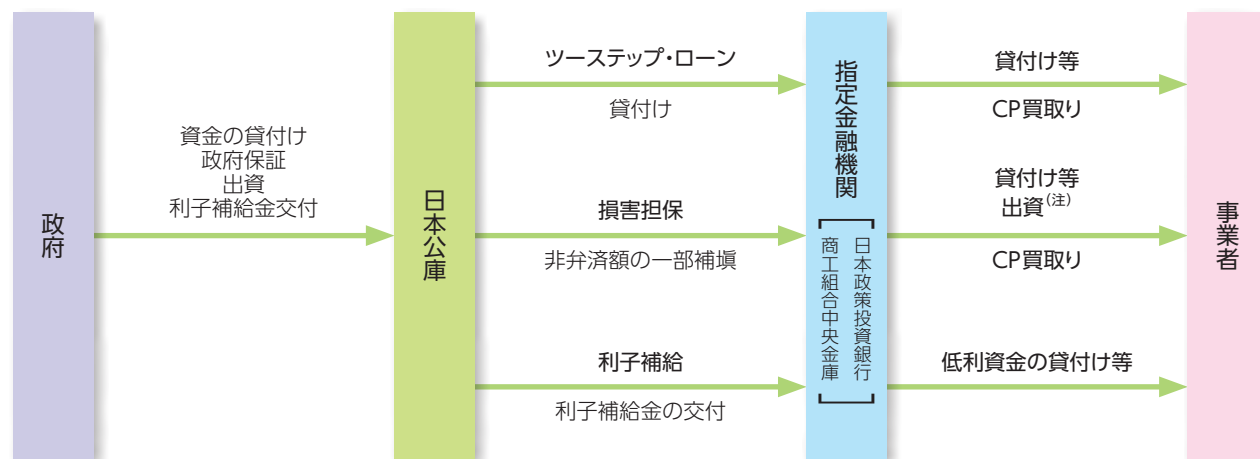
売掛金債権証券化等

民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対する保証の提供や特別目的会社への貸付けを行い、中小企業の皆さま(納入企業)が保有する売掛金債権の流動化を支援する業務

(注) 日本公庫自らが貸し付けた債権又は取得した社債を証券化する業務(自己型)にも取り組んでいます。

危機対応円滑化業務の概要

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、日本公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



(注)「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)」に基づく指定金融機関の出資に対する損害担保(平成25年3月末まで)

【これまでの危機対応業務の事案】

- 災害救助法関連の事案
- 特別相談窓口関連の事案
- 国際的な金融秩序の混乱関連の事案
- 東日本大震災関連の事案

➡ 資金の貸付け(ツーステップ・ローン)

日本公庫が、財政融資資金等を指定金融機関に対し融資するものです。平成24年度末残高は5兆3,620億円です。

➡ 利子補給

日本公庫により資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

➡ リスクの一部補完(損害担保取引)

日本公庫が、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等(出資(上図の(注))を含む。)に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うものです。平成24年度末損害担保引受残高は3兆6,927億円(指定金融機関からの報告ベース)です。

▼ 危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成20年度下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337
CP取得	2,998	3,398	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702
CP取得	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78

(注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 損害担保のうち、

貸付け等の実績は、指定金融機関が平成25年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、日本公庫が平成25年5月10日までに補償応諾した引受金額です。

出資(産活法関連)の実績は、日本公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。

3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成24年9月末までに行った貸付け等を対象に、日本公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の概要

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号、平成22年8月16日施行）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者^(注1)に対して、指定金融機関^(注2)が行う貸付けに必要な資金の貸付け（ツーステップ・ローン^(注3)）を行うものです。平成24年度末残高は291億円です。

(注1) エネルギー環境適合製品の開発・製造に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者

(注2) 主務大臣が金融機関からの申請により指定するもの

(注3) 日本公庫が財政融資資金を指定金融機関に対し融資するもの

▼ 特定事業促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	200	13	78

(注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。

2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関（日本政策投資銀行）へ貸付実行した貸付金額です。

事業再構築等促進円滑化業務の概要

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号、平成23年7月1日改正法施行）に基づき、国際競争力の強化を図るために主務大臣が認定した事業再構築等を実施しようとする認定事業者又はその関係事業者^(注1)に対して、指定金融機関^(注2)が行う貸付けに必要な資金の貸付け（ツーステップ・ローン^(注3)）を行うものです。平成24年度末残高は250億円です。

(注1) 事業再構築等の計画を作成し、主務大臣の認定を受けた認定事業者又はその関係事業者

(注2) 主務大臣が金融機関からの申請により指定するもの

(注3) 日本公庫が財政融資資金を指定金融機関に対し融資するもの

▼ 事業再構築等促進円滑化業務の実績

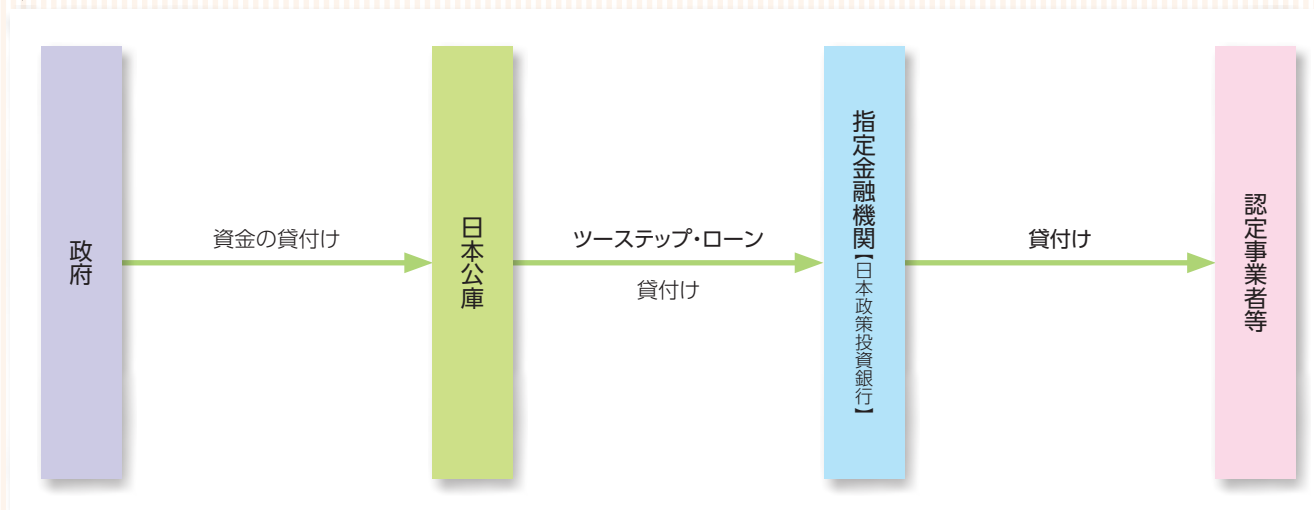
(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	—	250

(注) 1. 事業再構築等促進円滑化業務は、平成23年7月1日に業務を開始しました。

2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関（日本政策投資銀行）へ貸付実行した貸付金額です。

▼ 特定事業促進円滑化業務・事業再構築等促進円滑化業務ツーステップ・ローンの仕組み

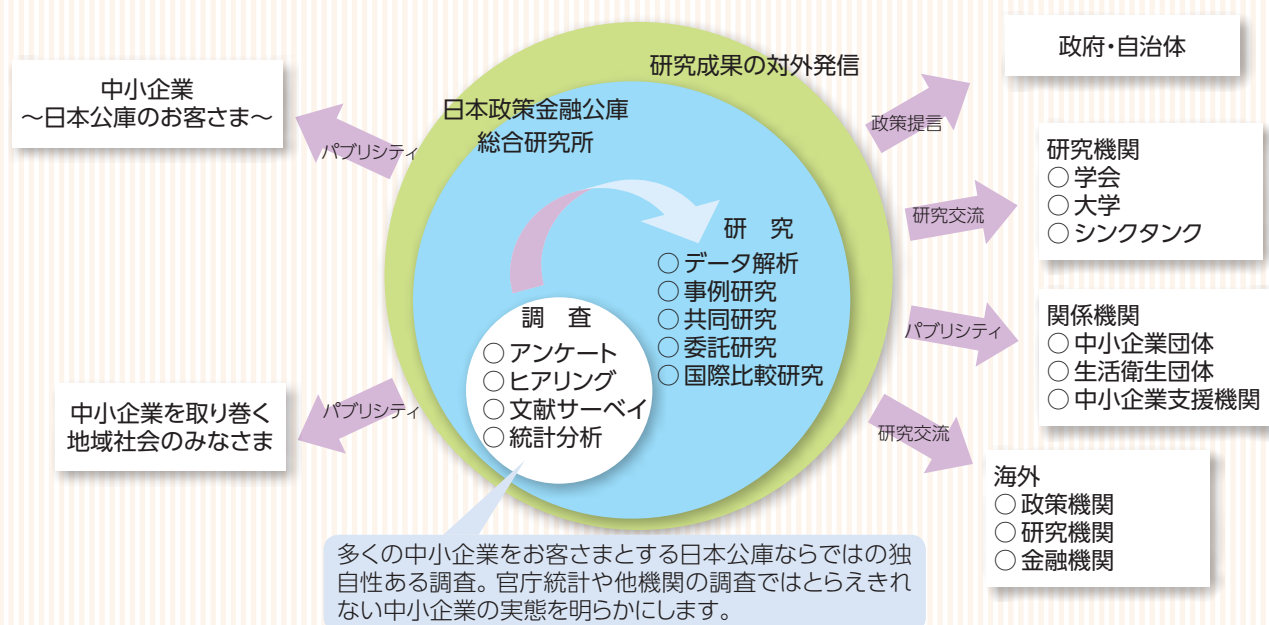


専門性・独自性・先進性を追求 中小企業研究で世界的にも高い水準を目指します。

総合研究所の機能と特色

日本政策金融公庫総合研究所は、中小企業の最新の動きや中小企業を取り巻く内外の経済金融情勢について研究しています。経営者や家族だけで稼働する「自己雇用」的な企業から株式上場を目前にしたハイテクベンチャー企業まで、様々な中小企業を研究対象とする総合的な研

究機関は、世界的にみても貴重な存在です。アンケート調査やヒアリング調査など、多数の中小企業をお客さまにもつ日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、専門性・独自性・先進性に富む、より発展的な研究活動を展開し、学術的に世界でも高い水準を目指します。



中小企業の景況等に関する調査

➡ 全国中小企業動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1万社を調査対象とする小企業編と、おおむね20人以上の「中小企業」1万3,000社を対象とする中小企業編から成り、四半期に一度発表しています。個人経営の自営業者から従業者数300人規模の企業まで中小企業全域をカバーする大規模な景気観測調査です。

➡ 全国小企業月次動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1,500社を対象に毎月実施しています。速報性の高い電話調査により、小企業の足元の景況感をタイムリーにとらえます。

➡ 中小企業景況調査

比較的規模の大きな「中小企業」900社を対象とし、景況感を毎月調査。三大都市圏の製造業にウエートを置く調査対象が特徴です。1963年の調査開始から50年の歴史をもち、売上見通しDIは政府の景気動向指数の先行系列にも採用されています。

➡ 中小製造業設備投資動向調査

従業員数20～299人の中小製造業3万社を対象に、年2回、設備投資の計画や実績を調査。中小企業を対象とする設備投資動向調査としては、わが国で最も規模が大きく詳細なものです。

中小企業の現状と課題に関するテーマ別研究

中小企業が直面する課題、中小企業を中心とする産業や地域経済の動向などタイムリーなテーマを選んで調査を実施、調査結果をベースに発展的な研究を行います。研究成果は論文やレポートにまとめ、定期刊行物、書籍な

どの発行、学会や各種研究プロジェクト、シンポジウム等を通じて発信します。

※論文・レポート・調査結果などの多くは日本公庫ホームページ上でご覧になれます。

➡ 小企業の構造問題に関する研究

新規開業、事業承継、雇用、資金調達、地域経済社会とのかかわりなど、小企業が構造的に抱える課題について調査研究を行います。

－主な調査(2012年度実施)－

- 新規開業実態調査(2012年度定例調査・特別調査)
- 新規開業企業を対象とするパネル調査
- 日本企業の海外展開とその影響に関する調査

－主な研究論文・レポート(2012年度発表)－

- ◇在宅ワーカーを活用する中小企業
- ◇年齢によって異なる新規開業者の実態
- ◇女性従業員による中小企業の評価
- ◇NPO法人の存在意義と経営課題
- ◇台頭する海外展開支援ビジネス
- ◇日本の新規開業企業の特徴と動態
- ◇NPO法人のパフォーマンスと経営戦略
- ◇移動販売車を活用したビジネス
- ◇小企業の新たな顧客層開拓の取り組み

➡ 小企業の経営問題に関する研究

ヒト、モノ、カネなど経営資源が限られるハンディを克服し経営を革新する小企業の事例を収集。研究成果を事例集として毎年発行します。

－2012年度調査－

- 商品・サービスの付加価値を効果的に高める小企業の事例調査

－2012年度発行－

- ◇新たなターゲットを拓く ～小企業の販路開拓戦略～

➡ 内外の産業動向に関する研究

技術の革新や生産システムの変化など、中小企業を中心に起きている最新の動きを産業政策の視点からとらえます。

－主な調査(2012年度実施)－

- 海外展開を担う国内人材の確保と育成
- 国内生産拠点のみで事業存続を図る中小企業に関する調査
- 震災を契機とする中小企業の「リスク分散」に関する調査
- 中小企業における女性経営者の特徴と課題
- 中小企業の新事業分野に関する調査

－主な研究論文・レポート(2012年度発表)－

- ◇中小企業の女性雇用に関する実態調査
- ◇中小企業の「生産拠点を持たない海外展開」戦略
- ◇環境保護気運の高まりに対応して中小企業がとる企業行動の実態
- ◇医薬品産業にみる中小企業の多様な戦略
- ◇中小企業の海外展開と外国人人材活躍への取り組み
- ◇医療・健康・衛生ニーズの高まりと中小企業の新たなビジネスチャンス
- ◇新興国の生産設備市場で勝つ中小企業の海外展開

➡ 地域経済動向に関する研究

地域活性化に果たす役割など地域経済振興の今日的な視点から中小企業の動きを追います。

－主な研究論文・レポート(2012年度発表)－

- ◇ものづくり基盤の革新
～消費財産業における最近の動向～

第5回 日本政策金融公庫シンポジウムの開催

総合研究所では、毎年シンポジウムを開催しています。

日ごろの研究成果をベースに総研スタッフが外部のパネリストとディスカッション。学識経験者、中小企業研究者、中小企業経営者、報道関係者など多くの方々に参加をお願いしています。

2013年11月開催 ～詳しくは公庫ホームページやリーフレットでご案内予定

総合研究所の刊行物

定期刊行物



日本政策金融公庫論集

季刊(2月、5月、8月、11月の各25日発行)

総合研究所スタッフによる学術レベルの研究論文を掲載。

外部論文も掲載し、中小企業研究者に研究発表の機会を提供します。

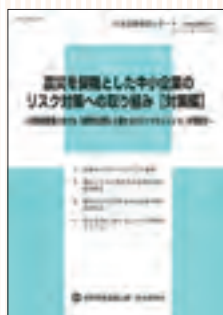
—第19号(2013年5月)の掲載論文—

中小企業による海外展開支援ビジネスの増加

日本の起業活動の特徴は何か

企業規模と仕事の満足度

知識集約型ビジネス支援サービス業の地域展開動向に関する一考察



日本公庫総研レポート

随時発行

中小企業の現状と課題に関する最新の研究成果をとりまとめ、タイムリーに発信する各号完結の研究報告書です。



調査月報

毎月5日発行

総合研究所の研究成果を企業経営者や中小企業支援機関関係者など研究者以外の方々にもわかりやすくお伝えするための研究雑誌です。

書籍



『新規開業白書』

「新規開業実態調査」の結果をベースに、最新のテーマで新規開業の動向を分析。

1992年から毎年刊行している、わが国の新規開業研究に欠かせない文献です。

—2013年版の主な内容—

2012年度新規開業実態調査の概要

日本の新規開業企業の特徴と動態

シニア起業家の開業

シニア市場の現状と参入に当たっての課題



『中小企業を変える海外展開』

「日本企業の海外展開とその影響に関するアンケート」やヒアリングによる調査の結果を様々な角度から研究した成果です。中小企業における海外展開の現状と効果、取引を通じた他企業への影響などについて、豊富なデータやケーススタディを交えて明らかにしています。



企業事例集

『プラスαの経営』

～事例に学ぶ 中小企業が付加価値を高める方法～

中小企業経営に関する事例研究の成果です。現在の事業に何らかの要素をプラスすることで、今のニーズに沿った価値ある商品・サービスへと生まれ変わらせる取り組みを分析・紹介しています。

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢 44

JFC 2013

基本的な考え方

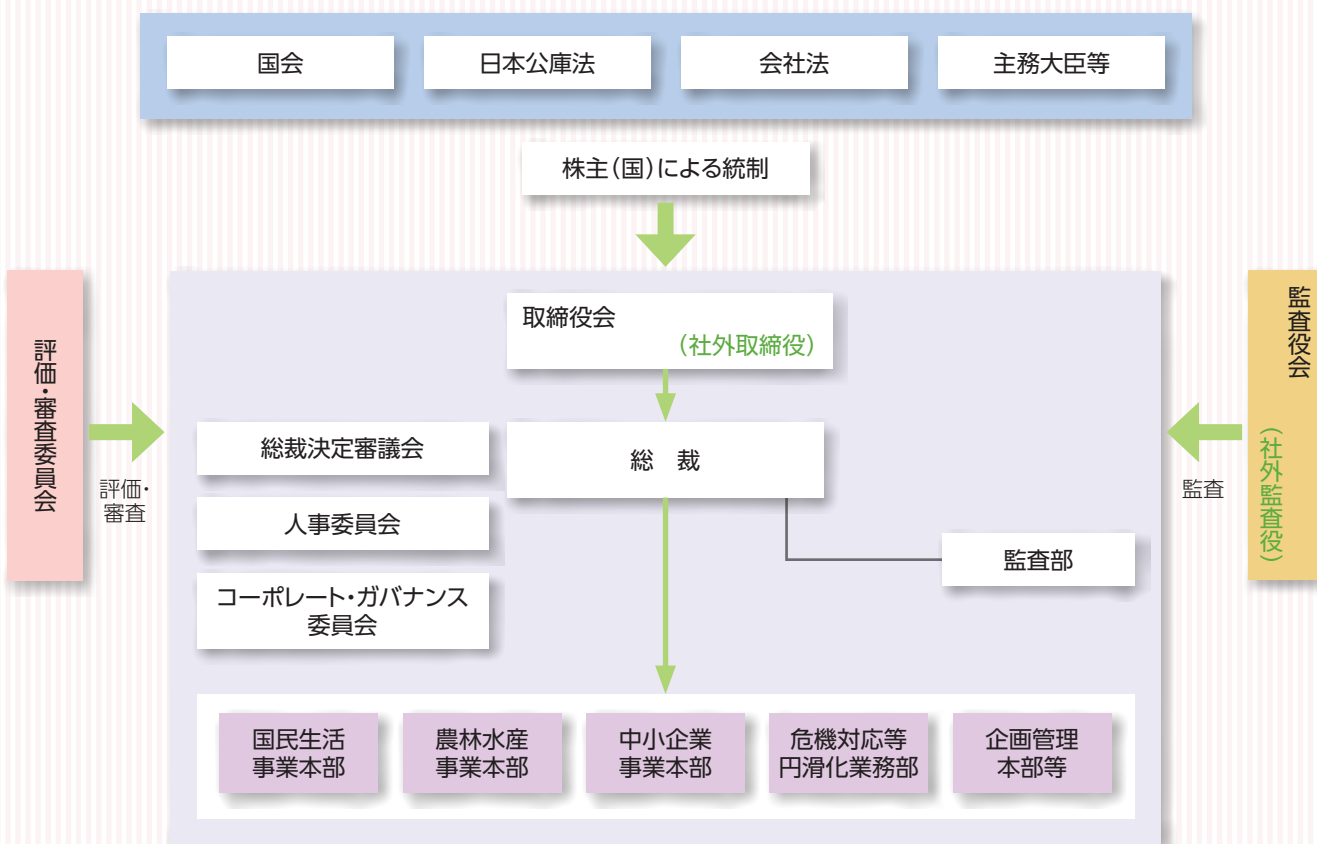
政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組めます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評

価・審査(評価・審査委員会)ならびに内部及び外部の監査(監査部、監査役会、会計監査人)を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制(会社法等)
- 主務省等による統制(金融庁・会計検査院検査を含みます。)
- 国会による統制(予算等)

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役(非常勤)としています。取締役会

は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行等を監査しています。

4 評価・審査委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかという観点から業務及び運営の評価・審査を行うほか、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行うため、外部有識者による評価・審査委員会を設置しています。

評価・審査委員会では、日本公庫全体及び事業本部ごとの業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に

責任を負う取締役の業績評価ならびに取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行います。なお、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は、外部に公表していません。

評価・審査委員会の委員は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」ならびに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価・審査委員会名簿

（五十音順、敬称略）、（平成25年6月26日現在）

【評価・審査委員】

角 紀代恵	立教大学法学部教授
早川 祥子	元株式会社資生堂コミュニケーションセンター所長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
藤田 耕三	弁護士 元広島高等裁判所長官
三木 啓史	東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎三村 明夫	新日鐵住金株式会社相談役
森 一夫	ジャーナリスト
○吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

【専門委員】

岡田 秀二	岩手大学農学部教授
生源寺 眞一	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
中田 真佐男	成城大学経済学部教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授、商学部長

（◎は委員長、○は委員長代理）

開催実績

（主な議事内容）

- 2012年度第1回（2012年4月17日）
 - ・ 2011年度役員業績評価について
 - ・ 2012年度業務運営計画の報告について
 - ・ 役員候補者の審査について
- 2012年度第2回（2012年7月3日）
 - ・ 2011年度業績評価報告書について
 - ・ 2012年度業績評価基準について
 - ・ 退職役員の業績勘案率について
- 2012年度第3回（2012年11月20日）
 - ・ 2012年度業務運営計画中間レビューについて
- 2012年度第4回（2013年2月14日）
 - ・ 役員候補者の審査について

5 総裁決定審議会

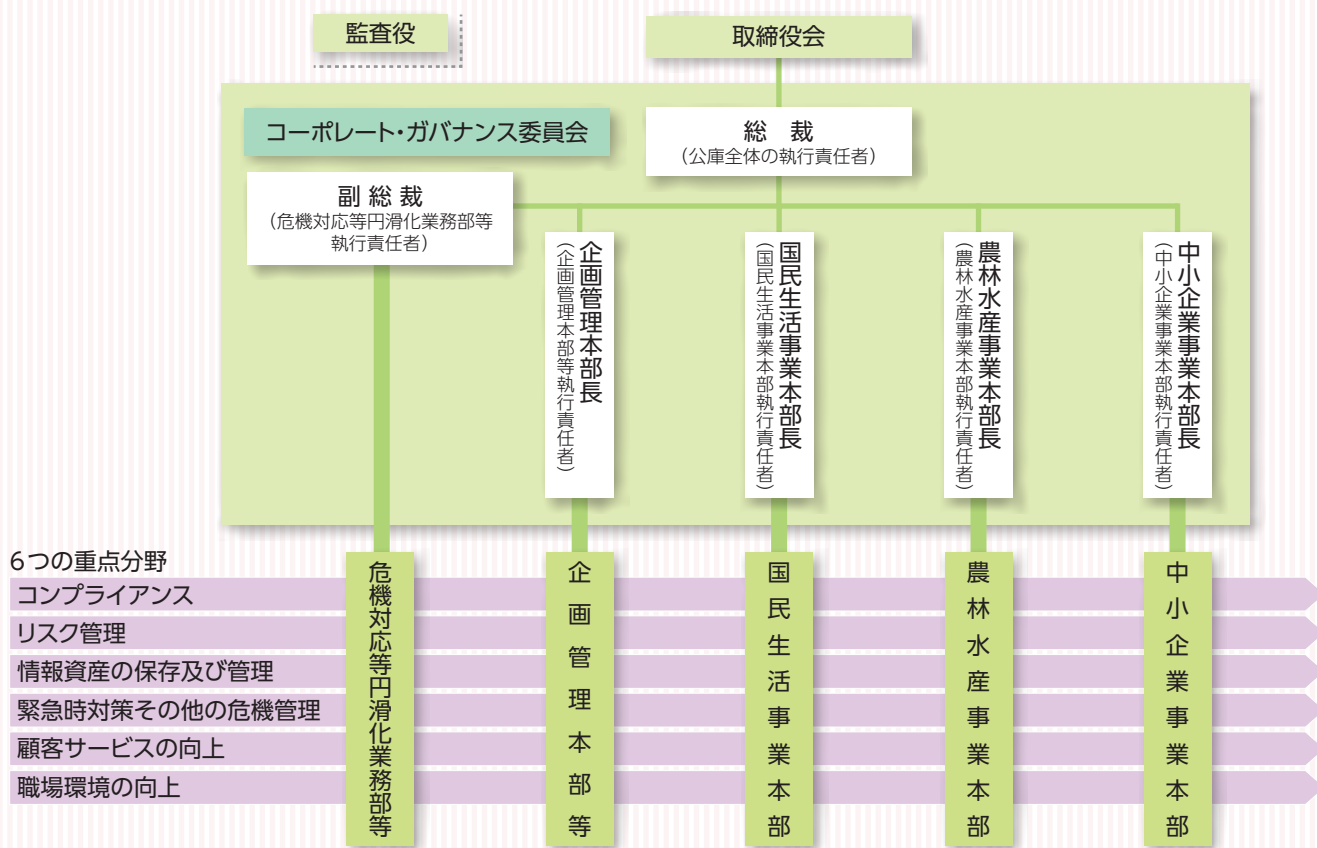
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、ならびに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しています。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法

令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることになります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

(主な議事内容)

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
 - 3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

▼ 管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含みます。)の価値が減少または消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランスを含みます。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の保存及び管理

日本公庫ではセキュリティポリシーを定め、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しています。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、文書の管理を適切に行っています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱い・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

公庫は、個人情報または顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定または改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明及び情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからのご相談や苦情等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応するとともに、業務運営への適切な反映に努めてまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

6 職場環境の向上

日本公庫は業務運営の向上を図るため、職場環境向上部会を設置し、職場環境の改善に向けて取り組んでいます。同部会では定期的に職員の職場環境に対する評価を

幅広く吸い上げ、その結果を踏まえて具体的な対策等を検討し、職場環境の改善に結びつけていきます。

女性活躍の推進

女性職員が能力を最大限に発揮して継続して活躍できる職場を実現し、公庫の組織能力の強化に取り組んでいます。

1 女性職員のキャリア開発支援

女性職員の早期育成を目的に、女性管理職比率の数値目標（2018年4月1日時点で5%）を設定し、目標達成に向けて、女性管理職候補者育成プログラム「プロジェクト Challenge !!」や事務職から業務職へのステップアップ制度等を運営しています。また、女性職員のスキルアップ

を目的とした、外部セミナーへの派遣、女性職員間でのディスカッション「チアアップ！ミーティング」、将来のキャリアを考える「キャリアビジョン研修」などの開催を行っています。

2 両立支援

日本公庫は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定事業主として認められ、2010年11月に認定マーク「くるみん」を取得し、両立支援の取組みを推進しています。具体的には、育児休業者の円滑な職場復帰を実現するために、休業中においても職場とのつながりを持続できる「育児休業者復帰支援ツール」の運用や育児休業者同士の情報交換会、先輩ママによる家庭と仕事の両立に関するアドバイスなどを取り入れた「育児休業者職場復帰フォーラム」の開催などを行っています。



認定マーク「くるみん」

3 意識啓発

女性活躍推進の効果を一段と発揮するため、職場単位で啓発活動を行うことを目的として、10支店（札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各支店）に設置した「女性活躍推進地域委員会」を中心に、全支店において、自発的な活動を推進しています。



女性活躍推進ポスター

職場環境の向上

職場環境向上に資する課題を検討し、職員のワークライフ・マネジメント^(注)実現に向けた取組みを行っています。

(注)ワークライフ・マネジメントとは、「仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自分の意志で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントする」ことです。

1 職員意識調査の実施

職員の職場環境等に対する評価や意識を明確にし、職場環境の向上に資する対策について企画立案・実施することを目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得られた、職員の意見や評価等を職場環境の改善に積極的に役立てています。

2 家族の職場参観日の開催

家族の職場参観日は、職場の上司・同僚が互いに家族の存在を改めて意識することで相互理解を深め、より働きやすい職場環境の実現を目指し実施しています。

日本公庫は、こうした取り組みを通じて、職員のワークライフ・マネジメントの実現や働きやすい職場環境づくりを推進しています。

3 ノー残業デーの実施

ワークライフ・マネジメント推進の一環として、ノー残業デーを実施しています。これにより、職場全体での業務の効率化や職員一人ひとりのメリハリのある働き方の実践を推進しています。



家族の職場参観日の様子

個人情報の保護

日本公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独法等個人情報保護法」といいます。）、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- ① お客さまご本人さまの確認（融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。）
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- ⑤ ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^(注)
(注) お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店（国民生活事業）にお申し出いただければ、停止いたします。
- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 公益財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま（教育貸付制度のみ）	公益財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ データ分析等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資に関する情報の提供
- ⑤ アンケート等による調査・研究、ダイレクトメール等による参考情報の提供^(注)
(注) お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店（農林水産事業）にお申し出いただければ、停止いたします。

中小企業事業

- ① 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ② お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供
- ③ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ④ 融資制度の御案内又は御提案
- ⑤ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

危機対応等円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置及び安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等（以下「開示等」といいます。）を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象機関として、開

示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

▼ 情報提供資料（主なもの）

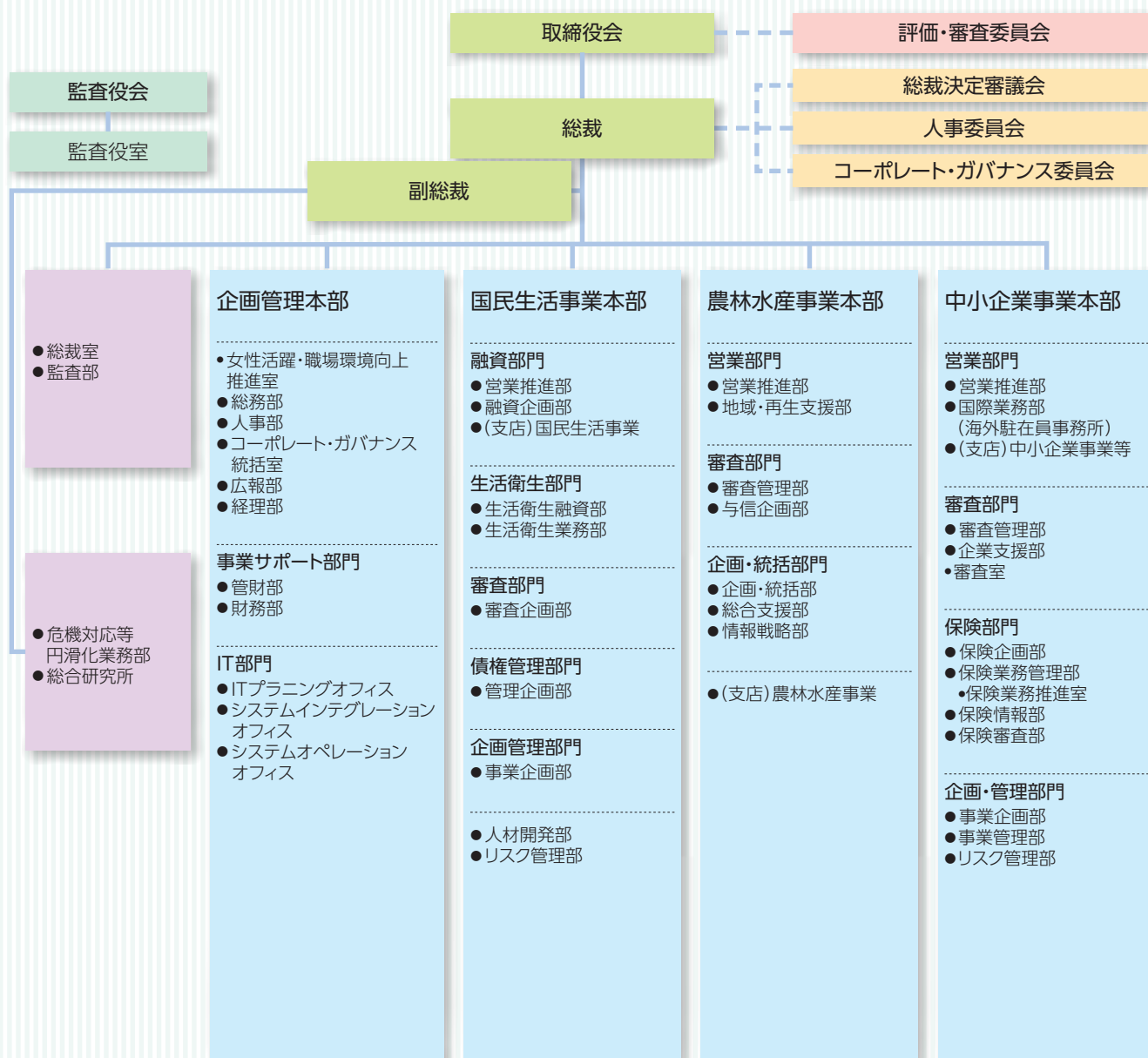
資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告		
会計監査報告		
ディスクロージャー誌（本誌）	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	8月
ホームページ	●インターネット上に開設 （アドレス http://www.jfc.go.jp/）	随時内容を更新
●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載		
●電子公告		

組織・沿革

組織について	58
本店・支店所在地一覧	59
日本公庫の沿革	68

JFC 2013

株式会社日本政策金融公庫の組織図



役員一覧 (平成 25 年 6 月 20 日現在)

代表取締役総裁	安居 祥策	常務取締役	原田 高道	社外取締役	早川 祥子
代表取締役副総裁	細川 興一	常務取締役	平松 幹弘	社外取締役	三木 啓史
代表取締役専務取締役	村瀬 吉彦	取締役	吉田 正己	常勤監査役	金森 潤
代表取締役専務取締役	宮坂 亘	取締役	光増 安弘	常勤監査役	黒田 尚
代表取締役専務取締役	豊永 厚志	取締役	山崎 康史	社外監査役	池田 敏夫
常務取締役	中村 吉夫	取締役	小池 敏広	社外監査役	高橋 伸子
常務取締役	皆川 博美	取締役	和田 修一		
常務取締役	紀村 英俊	取締役	山口 博澄		

本店・支店所在地一覧 (平成25年7月時点)

59

	所在地		電話番号
本店	〒100-0004	東京都千代田区大手町1-9-4大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	
北海道			
札幌支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2北海道経済センタービル	011-231-9131 011-251-1261 011-281-5221
札幌北支店			
国民生活事業	〒060-0807	札幌市北区北七条西4-5-1伊藤110ビル	011-726-4221
函館支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-8291 0138-23-7175
小樽支店			
国民生活事業	〒047-0032	小樽市稲穂2-1-3	0134-23-1167
旭川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒070-0034	旭川市四条通9-1704-12朝日生命旭川ビル	0166-23-5241 0166-24-4161
室蘭支店			
国民生活事業	〒050-0083	室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
釧路支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒085-0847	釧路市大町1-1-1道東経済センタービル	0154-43-3330 0154-43-2541
帯広支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒080-0010	帯広市大通南9-4帯広大通ビル	0155-24-3525 0155-27-4011
北見支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-24-4115 0157-61-8212
青森			
青森支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒030-0861	青森市長島1-4-2	017-723-2331 017-777-4211 017-734-2511
弘前支店			
国民生活事業	〒036-8354	弘前市大字上鞆師町18-1弘前商工会議所会館	0172-36-6303
八戸支店			
国民生活事業	〒031-0074	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
岩手			
盛岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-4376 019-653-5121 019-623-6125
一関支店			
国民生活事業	〒021-0877	一関市城内1-9	0191-23-4157
宮城			
仙台支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒980-8452 〒980-8454 〒980-8453	仙台市青葉区中央1-6-35東京建物仙台ビル	022-222-5173 022-221-2331 022-223-8141
石巻支店			
国民生活事業	〒986-0825	石巻市穀町16-1明治中央ビル	0225-94-1201
秋田			
秋田支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒010-0001	秋田市中通5-1-51北都ビルディング	018-832-5641 018-833-8247 018-832-5511
大館支店			
国民生活事業	〒017-8567	大館市御成町2-3-38	0186-42-3407

	所在地		電話番号
山形			
山形支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒990-0042	山形市七日町3-1-9山形商工会議所会館	023-642-1331 023-625-6135 023-641-7941
米沢支店			
国民生活事業	〒992-0045	米沢市中央4-1-30米沢商工会議所会館	0238-21-5711
酒田支店			
国民生活事業	〒998-0036	酒田市船場町1-1-2	0234-22-3120
福島			
福島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒960-8031	福島市栄町6-6NBFユニックスビル	024-523-2341 024-521-3328 024-522-9241
会津若松支店			
国民生活事業	〒965-0878	会津若松市中町2-35	0242-27-3120
郡山支店			
国民生活事業	〒963-8005	郡山市清水台1-6-21山相郡山ビル	024-923-7140
いわき支店			
国民生活事業	〒970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0246-25-7251
茨城			
水戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒310-0021	水戸市南町3-3-55	029-221-7137 029-232-3623 029-231-4246
日立支店			
国民生活事業	〒317-0073	日立市幸町1-4-1三井生命日立ビル	0294-24-2451
土浦支店			
国民生活事業	〒300-0043	土浦市中央1-1-26日本生命土浦ビル	029-822-4141
栃木			
宇都宮支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141 028-636-3901 028-636-7171
佐野支店			
国民生活事業	〒327-0024	佐野市亀井町2649-3	0283-22-3011
群馬			
前橋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒371-0026 〒371-0023	前橋市大手町2-6-17住友生命前橋ビル 前橋市本町2-13-11前橋センタービル	027-223-7311 027-243-6061 027-235-8686
高崎支店			
国民生活事業	〒370-0826	高崎市連雀町81日本生命高崎ビル	027-326-1621
埼玉			
さいたま支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1大宮宮町ビル	048-643-3711 048-645-5421 048-643-8320
浦和支店			
国民生活事業	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	048-822-7171
川越支店			
国民生活事業	〒350-1123	川越市脇田本町14-1日本生命川越ビル	049-246-3211
熊谷支店			
国民生活事業	〒360-0041	熊谷市宮町2-45	048-521-2731
越谷支店			
国民生活事業	〒343-0816	越谷市弥生町3-33越谷東駅前ビル	048-964-5561
千葉			
千葉支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒260-0028	千葉市中央区新町1000センシティタワー	043-241-0078 043-238-8501 043-243-7121

	所在地		電話番号
船橋支店			
国民生活事業	〒273-0005	船橋市本町1-10-10船橋商工会議所会館	047-433-8252
館山支店			
国民生活事業	〒294-0045	館山市北条1063-2	0470-22-2911
松戸支店			
国民生活事業	〒271-0091	松戸市本町7-10ちばぎんビル	047-367-1191
東京			
東京支店			
国民生活事業	〒100-0004	千代田区大手町1-9-4大手町フィナンシャルシティ ノースタワー	03-3270-1300
農林水産事業			03-3270-9791
中小企業営一事業			03-3270-1282
中小企業営二事業			03-3270-7994
中小企業営三事業			03-3270-6801
東京中央支店			
国民生活事業	〒104-0033	中央区新川1-17-28	03-3553-3441
新宿支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒160-0023	新宿区西新宿1-14-9	03-3342-4171 03-3343-1261
上野支店			
国民生活事業	〒110-0015	台東区東上野2-18-10日本生命上野ビル	03-3835-1391
江東支店			
国民生活事業	〒130-0022	墨田区江東橋3-7-8日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171
五反田支店			
国民生活事業	〒141-0031	品川区西五反田1-31-1日本生命五反田ビル	03-3490-7370
大森支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒143-0016	大田区大森北1-15-17	03-3761-7551 03-5763-3001
渋谷支店			
国民生活事業	〒150-0041	渋谷区神南1-21-1日本生命ビル	03-3464-3311
池袋支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒170-0013	豊島区東池袋1-24-1ニッセイ池袋ビル	03-3983-2131 03-3986-1261
板橋支店			
国民生活事業	〒173-0013	板橋区氷川町39-2板橋法人会館	03-3964-1811
千住支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒120-0036	足立区千住仲町41-1三井生命北千住ビル	03-3881-6175 03-3870-2125
八王子支店			
国民生活事業	〒192-0082	八王子市東町7-3T-5プレイス	042-646-7711
立川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒190-8551	立川市錦町1-9-15	042-524-4191 042-528-1261
三鷹支店			
国民生活事業	〒181-0013	三鷹市下連雀3-26-9サンシロービル	0422-43-1151
神奈川			
横浜支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	045-201-9912 045-641-1841
中小企業事業	〒220-6216	横浜市西区みなとみらい2-3-5クイーンズタワーC棟	045-682-1061
横浜西口支店			
国民生活事業	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-7日本生命ビル	045-311-2641
川崎支店			
国民生活事業	〒210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル	044-211-1211
小田原支店			
国民生活事業	〒250-0014	小田原市城内1-21小田原商工会館ビル	0465-23-3175
厚木支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒243-8575	厚木市中町3-11-21明治安田生命厚木ビル	046-222-3315 046-297-5071

	所在地		電話番号
新潟			
新潟支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒950-0088	新潟市中央区万代4-4-27NBF新潟テレコムビル	025-246-2011 025-240-8511 025-244-3122
長岡支店			
国民生活事業	〒940-0087	長岡市千手3-9-23	0258-36-4360
三条支店			
国民生活事業	〒955-0092	三条市須頃1-20三条商工会議所会館	0256-34-7511
高田支店			
国民生活事業	〒943-0833	上越市大町3-2-1	025-524-2340
富山			
富山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒930-0004	富山市桜橋通り2-25富山第一生命ビル	076-431-1191 076-441-8411 076-442-2483
高岡支店			
国民生活事業	〒933-0912	高岡市丸の内1-40高岡商工ビル	0766-25-1171
石川			
金沢支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒920-0919	金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル	076-263-7191 076-263-6471 076-231-4275
小松支店			
国民生活事業	〒923-0801	小松市園町二-1小松商工会議所ビル	0761-21-9101
福井			
福井支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒918-8004	福井市西木田2-8-1福井商工会議所ビル	0776-33-1755 0776-33-2385 0776-33-0030
武生支店			
国民生活事業	〒915-0802	越前市北府3-1-5	0778-23-1133
山梨			
甲府支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒400-0031	甲府市丸の内2-26-2	055-224-5361 055-228-2182 055-228-5790
長野			
長野支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒380-0816	長野市三輪田町1291	026-233-2141 026-233-2152
松本支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒390-0811	松本市中央1-4-20日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070 0263-33-0300
小諸支店			
国民生活事業	〒384-0025	小諸市相生町3-3-3小諸商工会議所会館	0267-22-2591
伊那支店			
国民生活事業	〒396-0025	伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
岐阜			
岐阜支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒500-8844	岐阜市吉野町6-31岐阜スカイウイング37西棟	058-263-2136 058-264-4855 058-265-3171
多治見支店			
国民生活事業	〒507-0837	多治見市青木町6-2	0572-22-6341
静岡			
静岡支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6大同生命静岡ビル	054-254-4411 054-205-6070 054-254-3631

	所在地		電話番号
浜松支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒430-7723	浜松市中区板屋町111-2浜松アクトタワー	053-454-2341 053-453-1611
沼津支店			
国民生活事業	〒410-8585	沼津市市場町5-7	055-931-5281
愛知			
名古屋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9堀内ビル	052-561-6301 052-582-0741 052-551-5181
名古屋中支店			
国民生活事業	〒460-0003	名古屋市中区錦1-11-20大永ビル	052-221-7241
熱田支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒456-0025	名古屋市長久区玉の井町7-30	052-681-2271 052-682-7881
豊橋支店			
国民生活事業	〒440-0806	豊橋市八町通2-15	0532-52-3191
岡崎支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2朝日生命岡崎ビル	0564-24-1711 0564-65-3025
一宮支店			
国民生活事業	〒491-0852	一宮市大志2-3-18	0586-73-3131
三重			
津支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒514-0021	津市万町津133	059-227-5211 059-229-5750 059-227-0251
四日市支店			
国民生活事業	〒510-0088	四日市市元町9-18	059-352-3121
伊勢支店			
国民生活事業	〒516-0037	伊勢市岩渕2-5-1三銀日生ビル	0596-24-5191
滋賀			
大津支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒520-0051	大津市梅林1-3-10滋賀ビル	077-524-1656 077-525-7195 077-524-3825
彦根支店			
国民生活事業	〒522-0075	彦根市佐和町11-34	0749-24-0201
京都			
京都支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101アーバンネット四条烏丸ビル	075-211-3231 075-221-2147 075-221-7825
西陣支店			
国民生活事業	〒602-8375	京都市上京区一条通御前通西入大上之町82	075-462-5121
舞鶴支店			
国民生活事業	〒624-0923	舞鶴市字魚屋66	0773-75-2211
大阪			
大阪支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5梅新第一生命ビルディング	06-6315-0301 06-6131-0750 06-6314-7700
大阪西支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒550-0005	大阪市西区西本町1-13-47新信濃橋ビル	06-6538-1401 06-4390-0366
阿倍野支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	06-6621-1441 06-6623-2160
玉出支店			
国民生活事業	〒557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22明治安田生命玉出ビル	06-6659-1261

	所在地		電話番号
十三支店			
国民生活事業	〒532-0025	大阪市淀川区新北野1-9-24三井生命十三ビル	06-6305-1631
大阪南支店			
国民生活事業	〒542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7心斎橋東京海上日動ビル	06-6211-7507
堺支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒591-8025	堺市北区長曽根町130-23堺商工会議所会館	072-257-3600 072-255-1261
吹田支店			
国民生活事業	〒564-0027	吹田市朝日町27-14松岡ビル	06-6319-2061
守口支店			
国民生活事業	〒570-0094	守口市京阪北本通4-10	06-6993-6121
泉佐野支店			
国民生活事業	〒598-0007	泉佐野市上町3-1-6	072-462-1355
東大阪支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒577-0054	東大阪市高井田元町2-9-2	06-6782-1321 06-6787-2661
兵庫			
神戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4ハーバーランドダイヤニッセイビル	078-341-4981 078-362-8451 078-362-5961
神戸東支店			
国民生活事業	〒657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15KHK灘ビル	078-854-2900
姫路支店			
国民生活事業	〒670-0917	姫路市忍町200	079-225-0571
尼崎支店			
国民生活事業	〒660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	06-6481-3601
明石支店			
国民生活事業	〒673-0898	明石市樽屋町8-36	078-912-4114
豊岡支店			
国民生活事業	〒668-0032	豊岡市千代田町10-6	0796-22-4327
奈良			
奈良支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒630-8115	奈良市大宮町7-1-33奈良センタービルディング	0742-36-6700 0742-32-2270 0742-35-9910
和歌山			
和歌山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒640-8158	和歌山市十二番丁58	073-422-3151 073-423-0644 073-431-9301
田辺支店			
国民生活事業	〒646-0028	田辺市高雄1-11-27	0739-22-6120
鳥取			
鳥取支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒680-0833	鳥取市末広温泉町723鳥取県JA会館	0857-22-3156 0857-20-2151 0857-23-1641
米子支店			
国民生活事業	〒683-0812	米子市角盤町2-101	0859-34-5821
島根			
松江支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒690-0887	松江市殿町111松江センチュリービル	0852-23-2651 0852-26-1133 0852-21-0110
浜田支店			
国民生活事業	〒697-0027	浜田市殿町82-7	0855-22-2835

	所在地		電話番号
岡山			
岡山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒700-0904	岡山市北区柳町1-1-27太陽生命岡山柳町ビル	086-225-0011 086-232-3611 086-222-7666
倉敷支店			
国民生活事業	〒710-0055	倉敷市阿知2-9-10藤徳物産ビル	086-425-8401
津山支店			
国民生活事業	〒708-0022	津山市山下18-1	0868-22-6135
広島			
広島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒730-0031	広島市中区紙屋町1-2-22広島トランヴェールビルディング	082-244-2231 082-249-9152 082-247-9151
呉支店			
国民生活事業	〒737-0045	呉市本通4-7-1-201呉商工会議所ビル	0823-24-2600
尾道支店			
国民生活事業	〒722-0014	尾道市新浜1-6-26	0848-22-6111
福山支店			
国民生活事業	〒720-0814	福山市光南町2-2-7	084-922-6550
山口			
山口支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒753-0077	山口市熊野町1-10ニューメディアプラザ山口	083-922-3660 083-922-2140
下関支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒750-0016	下関市細江町2-4-3	083-222-6225 083-223-2251
岩国支店			
国民生活事業	〒740-0017	岩国市今津町1-8-1一番町ビル	0827-22-6265
徳山支店			
国民生活事業	〒745-0836	周南市慶万町4-2	0834-21-3455
徳島			
徳島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒770-0856	徳島市中洲町1-58	088-622-7271 088-656-6880 088-625-7790
香川			
高松支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒760-0023	高松市寿町2-2-7COI高松ビル	087-851-0181 087-851-2880 087-851-9141
愛媛			
松山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒790-0003	松山市三番町6-7-3	089-941-6148 089-933-3371 089-943-1231
宇和島支店			
国民生活事業	〒798-0060	宇和島市丸之内1-3-24商工会議所会館	0895-22-4766
新居浜支店			
国民生活事業	〒792-8691	新居浜市繁本町3-3	0897-33-9101
高知			
高知支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒780-0834	高知市堺町2-26高知中央第一生命ビルディング	088-822-3191 088-825-1091 088-875-0281
福岡			
福岡支店			
国民生活事業	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-29九勸博多ビル	092-411-9111
農林水産事業	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-20天神幸ビル	092-751-5736
中小企業事業	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-2福岡興銀ビル	092-781-2261

	所在地		電話番号
福岡西支店			
国民生活事業	〒810-0041	福岡市中央区大名1-4-1NDビル	092-712-4381
北九州支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10大同生命北九州ビル	093-541-7550 093-531-9191
八幡支店			
国民生活事業	〒806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-1-7アースコート黒崎駅前BLDG.	093-641-7715
久留米支店			
国民生活事業	〒830-0032	久留米市東町36-8三井生命ビル	0942-34-1212
佐賀			
佐賀支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-22-3341 0952-27-4120 0952-24-7224
長崎			
長崎支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒850-0057	長崎市大黒町10-4	095-824-3141 095-824-6221 095-823-6191
佐世保支店			
国民生活事業	〒857-0043	佐世保市天満町2-21	0956-22-9155
熊本			
熊本支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒860-0801	熊本市中央区安政町4-22	096-353-6121 096-353-3104 096-352-9155
八代支店			
国民生活事業	〒866-0857	八代市出町4-17	0965-32-5195
大分			
大分支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒870-0034	大分市都町2-1-12	097-535-0331 097-532-8491 097-532-4106
別府支店			
国民生活事業	〒874-0924	別府市餅ヶ浜町9-1	0977-25-1151
宮崎			
宮崎支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒880-0805	宮崎市橘通東3-6-30	0985-23-3274 0985-29-6811 0985-24-4214
延岡支店			
国民生活事業	〒882-8678	延岡市瀬之口町1-3-10	0982-33-6311
鹿児島			
鹿児島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒892-0821	鹿児島市名山町1-26	099-224-1241 099-805-0511 099-223-2221
鹿屋支店			
国民生活事業	〒893-0009	鹿屋市大手町2-19	0994-42-5141
川内支店			
国民生活事業	〒895-0027	薩摩川内市西向田町5-29南国殖産川内ビル	0996-20-2191

(注) 1. 支店における事業は、国民生活事業、農林水産事業または中小企業事業等の専門職員が常駐している事業名を記載しています。
2. 各事業の専門職員が常駐していない支店においても、定期的な出張の実施などにより、ご相談や情報提供を行っています。

海外駐在員事務所所在地一覧

	所在地	電話番号
バンコク駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand	66-2-252-5496～8
上海駐在員事務所	R. N. 1616, Shanghai International Trade Center, No. 2201, Yan An Xi Lu, Shanghai 200336 P. R. China (中国上海市長寧区延安西路2201号上海国際貿易中心1616室)	86-21-6275-8908

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和28年 10月	恩給担保貸付を開始	
昭和32年 12月	引揚者国債担保貸付を開始	
昭和42年 9月 昭和42年 10月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	環境衛生金融公庫設立
昭和43年 6月	生鮮食料品等小売業近代化資金貸付を開始	
昭和47年 7月		民間金融機関に対し業務の直接委託を開始
昭和48年 10月	小企業経営改善資金貸付を開始	小企業設備改善資金特別貸付を開始
昭和54年 1月 昭和57年 1月 昭和57年 4月	進学資金貸付を開始 労働福祉事業団からの受託業務を開始	直接貸付業務を開始
昭和63年 1月 昭和63年 4月	年金福祉事業団からの受託業務を開始	振興事業設備貸付を開始
平成9年 9月	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の改正法)が成立	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の改正法)が成立
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成11年 10月	国民生活金融公庫発足(平成11年10月1日に「国民金融公庫法の一部を改正する法律」(平成11年法律第56号)(以下「改正法」という。))が施行されたことに伴い、改正法による改正前の「国民金融公庫法」に基づき設立された国民金融公庫が国民生活金融公庫となり、また、同日付で解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継した。)	
平成17年 12月 平成18年 5月 平成18年 6月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定	
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」が成立	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始
昭和30年 10月	自作農維持創設資金創設
昭和33年 9月 昭和36年 3月 昭和38年 3月	直接貸付を開始 乳業施設資金創設 農林漁業構造改善資金創設
昭和43年 6月 昭和45年 4月 昭和45年 6月	総合施設資金、卸売市場近代化資金創設 過疎地域経営改善資金創設 開拓者資金融通特別会計から債権を承継
昭和51年 10月 昭和53年 3月	漁業経営再建整備資金創設 水産加工資金創設
平成元年 7月 平成2年 4月	特定農産加工資金創設 土地利用型農業経営体質強化資金、中山間地域活性化資金創設
平成3年 8月 平成5年 10月	食品流通改善資金創設 担い手育成農地集積資金創設
平成6年 6月 平成8年 8月 平成10年 7月	農業経営基盤強化資金創設 森林整備活性化資金創設 食品産業品質管理高度化促進資金創設
平成11年 10月 平成11年 11月	食品安定供給施設整備資金創設 畜産経営環境調和推進資金創設
平成13年 5月 平成14年 7月	経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金創設 アグリビジネス投資育成株式会社への出資事業創設
平成17年 12月 平成18年 5月 平成18年 6月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 4月 平成19年 5月	農林漁業セーフティネット資金創設 「株式会社日本政策金融公庫法」が成立

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月 昭和30年 10月 昭和33年 7月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	中小企業信用保険公庫設立 (中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		「機械類信用保険法」の改正法施行(通商産業省機械情報産業局から機械類信用保険事業を承継)
平成10年 6月 平成10年 12月	「中小企業金融公庫法」の改正法施行(業務の対象となる中小企業者の範囲拡大)	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」の施行(破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始)
平成11年 7月		中小企業総合事業団に係る事項 中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び繊維産業構造改善事業協会の事業を承継)
平成11年 12月	「中小企業金融公庫法」の改正法施行(業務の対象となる中小企業者の定義拡大)	「中小企業信用保険法」の改正法施行(中小企業信用保険事業の対象となる中小企業者の定義拡大)
平成12年 2月	「中小企業金融公庫法」の改正法施行(業務範囲に社債取得業務を追加) 「中小企業金融公庫法施行令」の改正政令施行(業務の対象となる業種の拡大)	
平成15年 4月		「機械類信用保険法」の廃止に伴う機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の改正法施行(業務範囲に証券化支援業務を追加、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成17年 12月 平成18年 5月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立	
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定	
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」が成立	

【株式会社日本政策金融公庫】

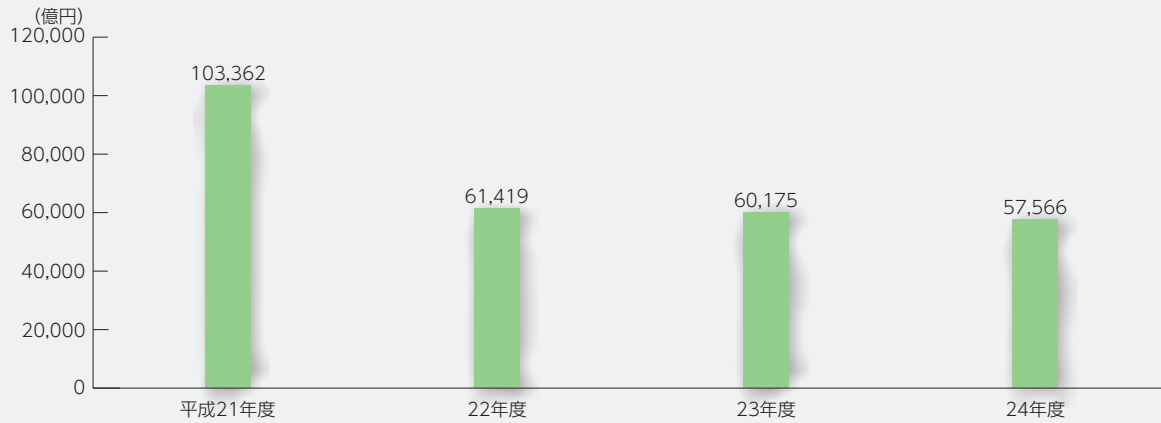
年月	事項
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」により、株式会社日本政策金融公庫設立
平成22年 3月	「株式会社日本政策金融公庫法」の改正法施行(国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加)
平成22年 4月	駐留軍再編促進金融勘定を設置
平成22年 8月	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」の施行(特定事業促進円滑化業務を開始)
平成23年 4月	株式会社国際協力銀行法が成立(平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定)
平成23年 7月	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の改正法施行(事業再構築等促進円滑化業務を開始)
平成23年 11月	福祉医療機構からの受託業務を廃止
平成24年 4月	国際協力銀行が分離(国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管)

資料編

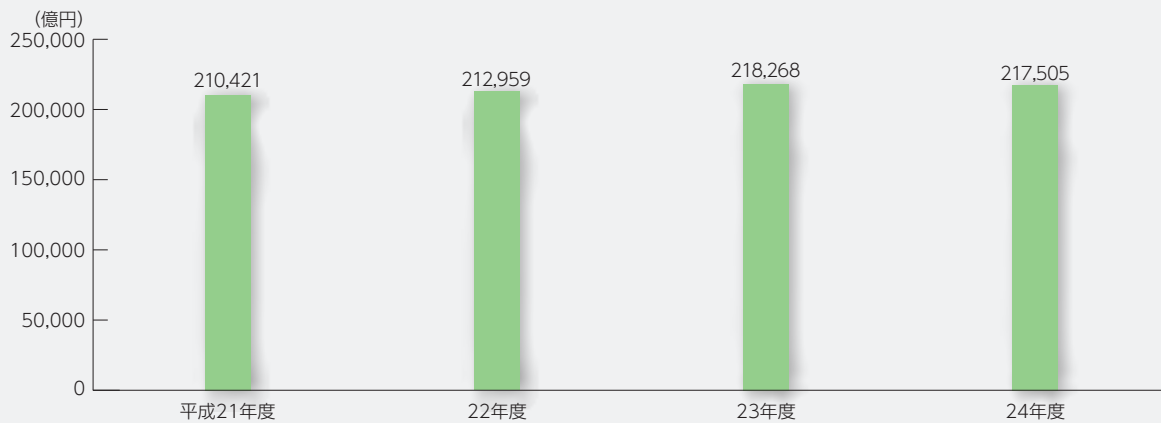
業務実績	72
財務の状況	85
参考情報	160
日本政策金融公庫法	167

JFC 2013

1 融資実績の推移

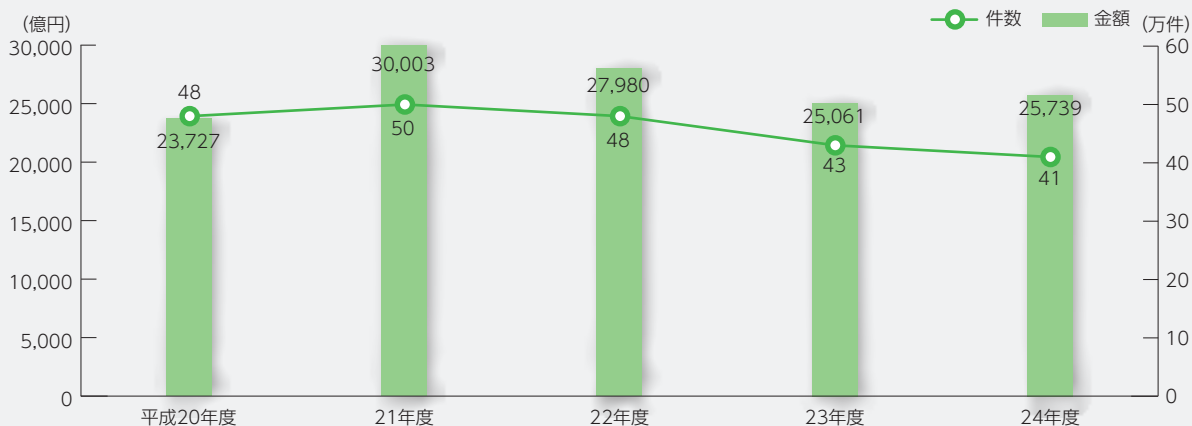


2 残高の推移



国民生活事業

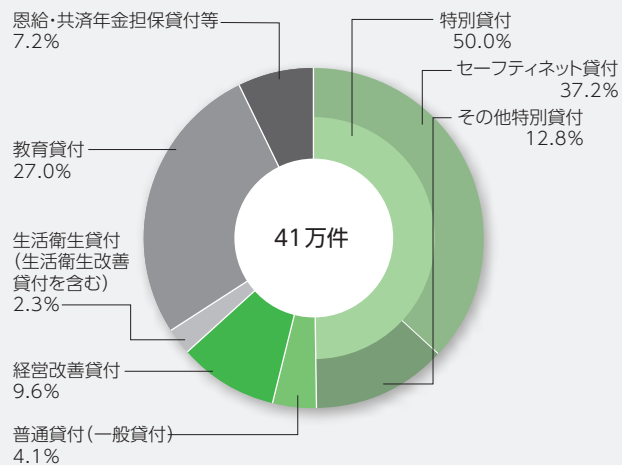
1 融資実績の推移



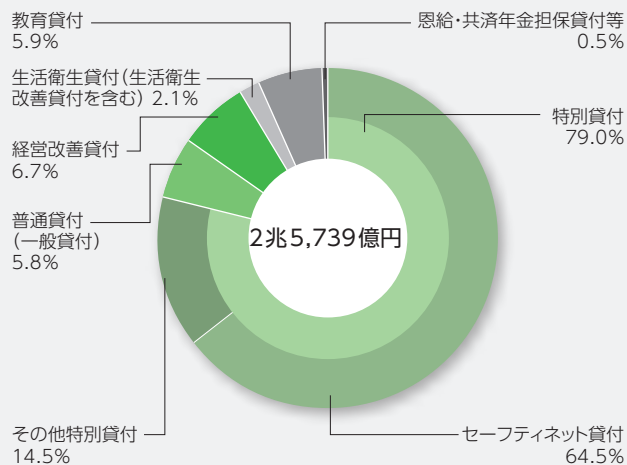
(注) 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

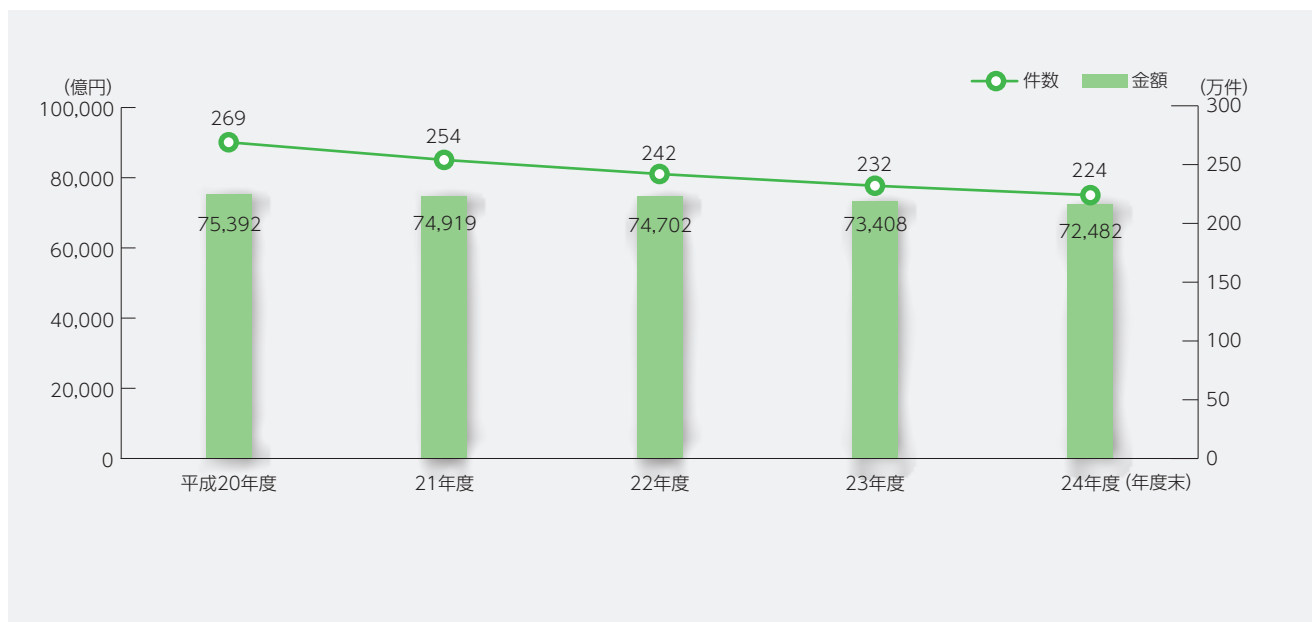
▼ 件数 (平成24年度)



▼ 金額 (平成24年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳 (事業資金)

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
製造業	7,641 (11.7)	7,996 (12.2)	7,956 (12.2)	7,824 (12.1)	7,647 (12.0)
卸売・小売業	15,604 (23.9)	15,722 (24.1)	15,916 (24.3)	15,825 (24.5)	15,612 (24.4)
飲食店、宿泊業	5,974 (9.1)	5,790 (8.9)	5,696 (8.7)	5,563 (8.6)	5,378 (8.4)
サービス業	13,585 (20.8)	13,704 (21.0)	14,139 (21.6)	14,177 (22.0)	14,304 (22.4)
建設業	9,921 (15.2)	10,195 (15.6)	10,252 (15.7)	9,971 (15.5)	9,684 (15.2)
その他	12,603 (19.3)	11,898 (18.2)	11,456 (17.5)	11,134 (17.3)	11,229 (17.6)
合計	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)	63,855 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
飲食店関係営業	2,641 (48.2)	2,338 (47.6)	2,079 (47.0)	1,832 (46.4)	1,659 (46.6)
旅館業	1,157 (21.1)	1,049 (21.4)	952 (21.5)	855 (21.6)	735 (20.7)
美容業	760 (13.9)	699 (14.2)	655 (14.8)	611 (15.5)	587 (16.5)
理容業	429 (7.8)	377 (7.7)	333 (7.5)	291 (7.4)	256 (7.2)
浴場業	280 (5.1)	256 (5.2)	231 (5.2)	206 (5.2)	181 (5.1)
クリーニング業	135 (2.5)	120 (2.5)	108 (2.4)	98 (2.5)	89 (2.5)
食肉販売業	37 (0.7)	33 (0.7)	30 (0.7)	35 (0.9)	31 (0.9)
興行場営業	24 (0.4)	24 (0.5)	23 (0.5)	18 (0.5)	15 (0.4)
その他	12 (0.2)	12 (0.3)	12 (0.3)	3 (0.1)	2 (0.1)
合計	5,481 (100.0)	4,912 (100.0)	4,427 (100.0)	3,952 (100.0)	3,559 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運転	35,709 (54.7)	39,998 (61.2)	42,929 (65.6)	43,815 (67.9)	43,478 (68.1)
設備	29,621 (45.3)	25,310 (38.8)	22,487 (34.4)	20,679 (32.1)	20,376 (31.9)
合計	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)	63,855 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。

2. ()内は、構成比です。

7 融資先企業数

(単位:企業)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資先企業数	1,135,110	1,084,043	1,030,910	989,697	958,282

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1企業あたりの平均融資残高	5,755	6,024	6,345	6,516	6,663

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育貸付	9,749	9,326	9,035	8,694	8,437
恩給・共済年金担保貸付	301	275	243	213	185

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
300万円以下	115,962 (36.4)	106,525 (31.2)	105,367 (33.1)	91,472 (32.8)	91,091 (33.0)
300万円超500万円以下	69,891 (21.9)	66,327 (19.4)	61,391 (19.3)	54,851 (19.7)	51,811 (18.8)
500万円超800万円以下	47,169 (14.8)	51,267 (15.0)	44,721 (14.0)	38,434 (13.8)	37,587 (13.6)
800万円超	85,615 (26.9)	117,463 (34.4)	106,862 (33.6)	94,022 (33.7)	95,513 (34.6)
合計	318,637 (100.0)	341,582 (100.0)	318,341 (100.0)	278,779 (100.0)	276,002 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4人以下	207,975 (65.3)	221,528 (64.8)	209,917 (65.9)	184,596 (66.2)	183,363 (66.4)
5人～9人	67,061 (21.0)	73,039 (21.4)	67,046 (21.1)	58,213 (20.9)	57,805 (20.9)
10人～19人	28,029 (8.8)	30,985 (9.1)	27,353 (8.6)	23,832 (8.5)	23,251 (8.4)
20人以上	15,546 (4.9)	16,008 (4.7)	14,010 (4.4)	12,132 (4.4)	11,575 (4.2)
合計	318,611 (100.0)	341,560 (100.0)	318,326 (100.0)	278,773 (100.0)	275,994 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

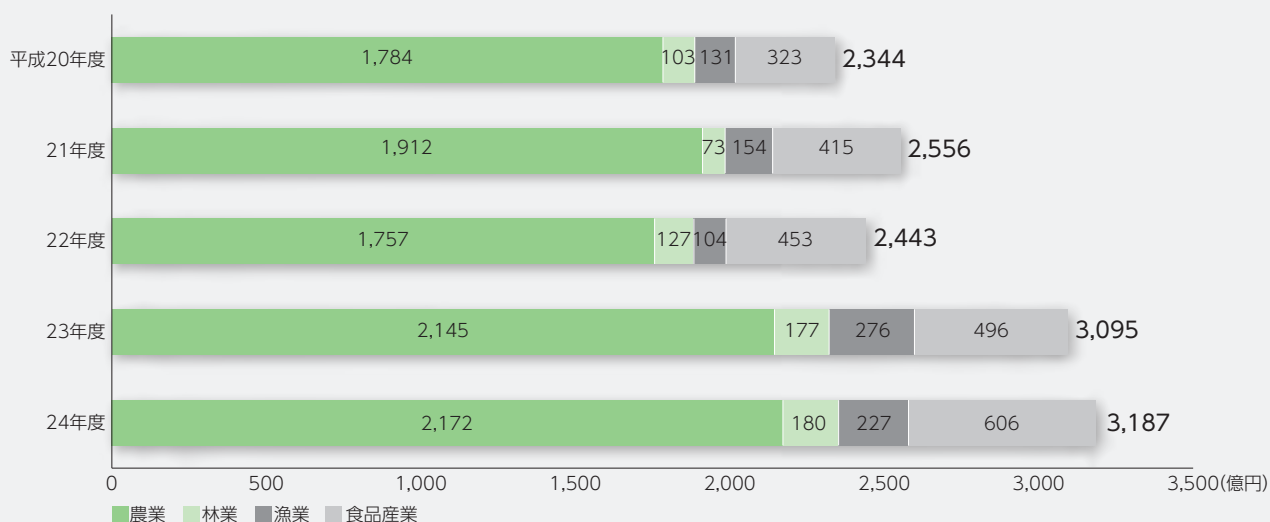
(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無担保融資	256,390 (80.6)	267,088 (78.3)	245,023 (77.0)	215,024 (77.2)	204,363 (74.1)
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	61,659 (19.4)	74,105 (21.7)	73,038 (23.0)	63,559 (22.8)
	有価証券	44 (0.0)	37 (0.0)	32 (0.0)	26 (0.0)
	信用保証協会	16 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	3 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)
合計	318,112 (100.0)	341,231 (100.0)	318,094 (100.0)	278,610 (100.0)	275,855 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
 3. ()内は構成比です。
 4. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

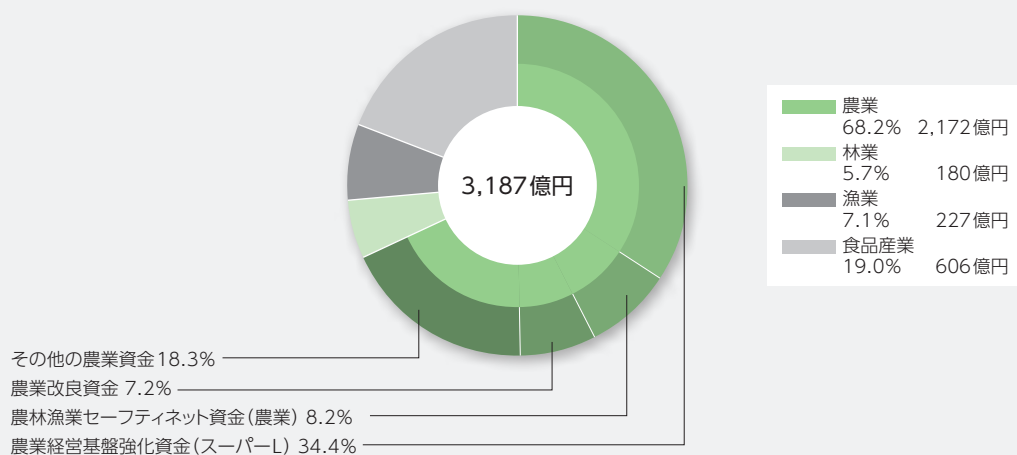
農林水産事業

1 融資実績の推移

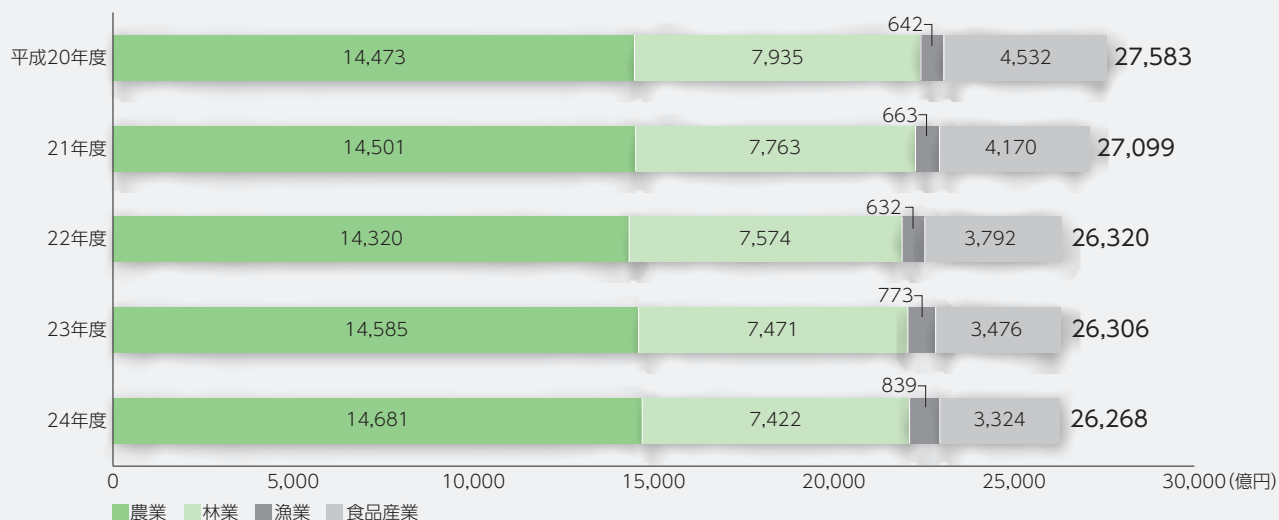


2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成24年度)

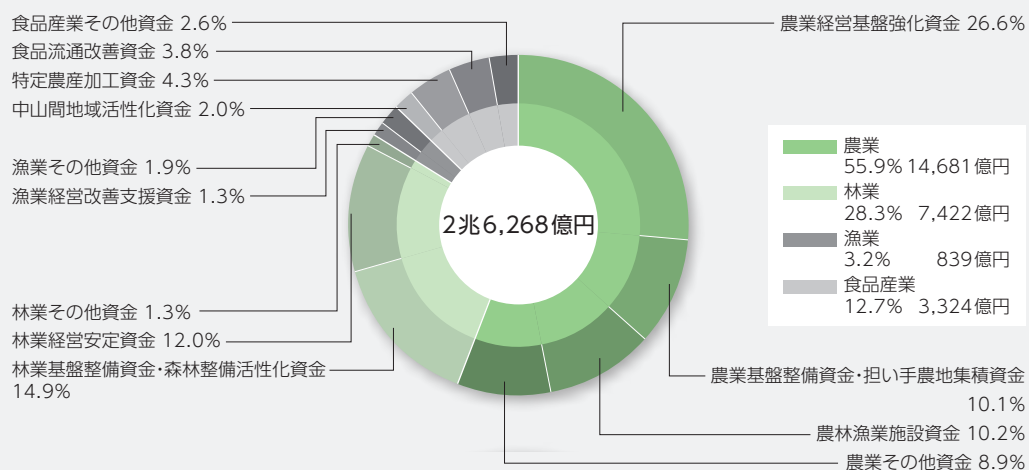


3 融資残高の推移

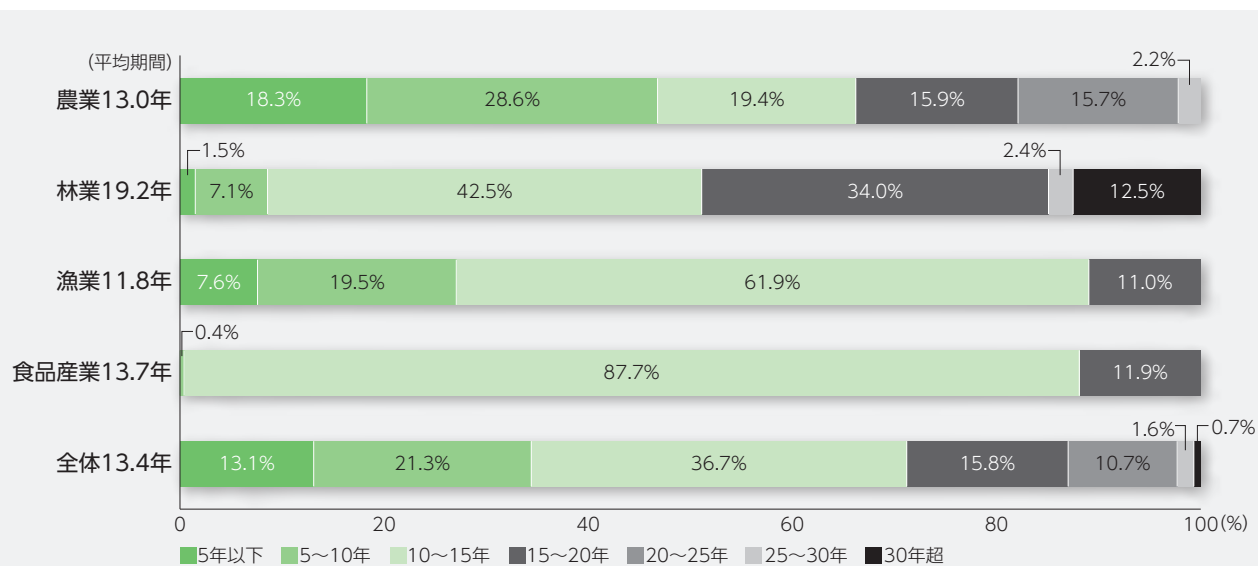


4 融資残高の業種別・資金使途別内訳

▼ 金額 (平成24年度)



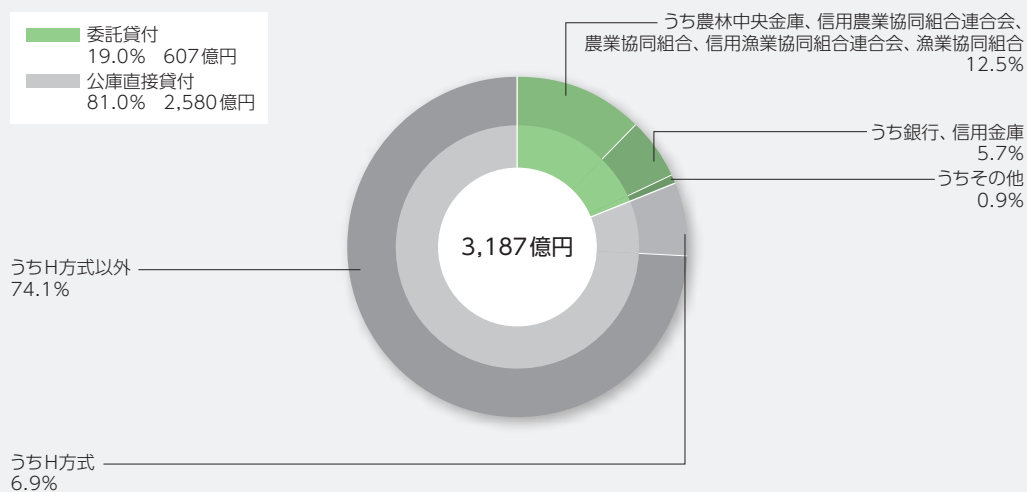
5 償還期間別の融資状況(平成24年度)



(注) 貸付金額により集計しています。

6 取扱金融機関別の融資状況

▼ 金額(平成24年度)

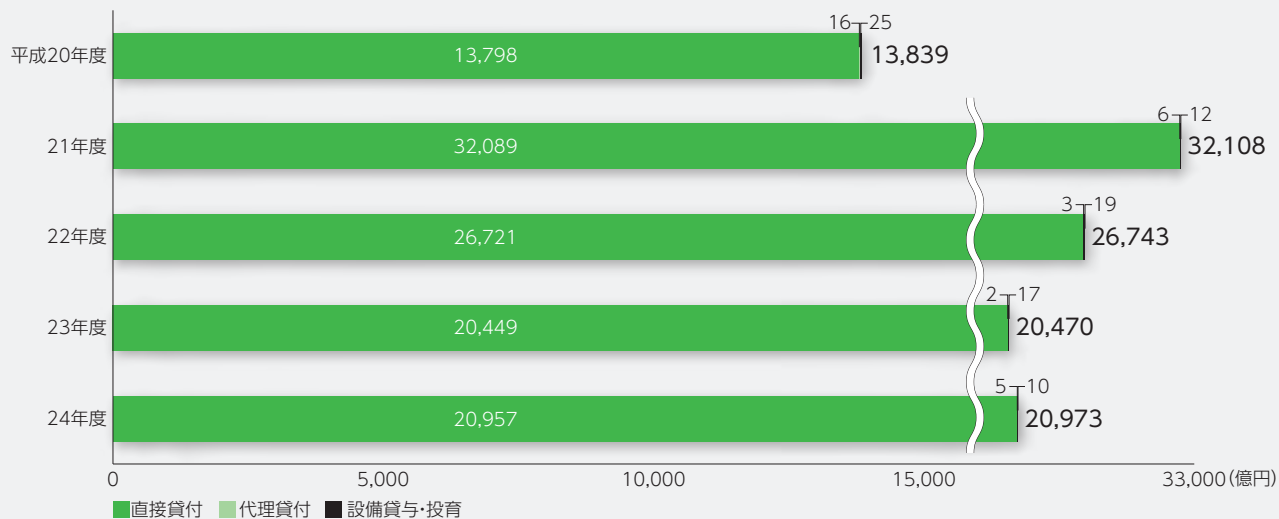


(注) H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

中小企業事業

I. 融資業務

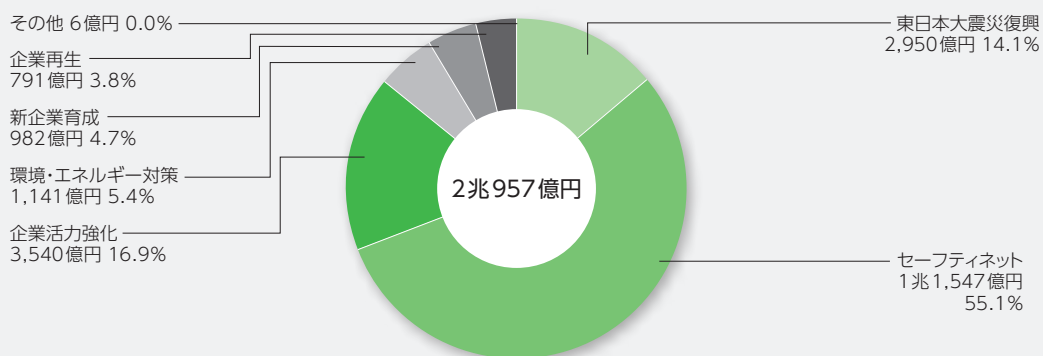
1 融資実績の推移



(注) 平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成24年度)



(注) 貸付には、社債を含みます。総貸付実績から代理貸付、設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
製造業	27,489 (48.9)	30,073 (48.7)	31,371 (48.8)	31,328 (48.7)	31,323 (48.5)
建設業	2,961 (5.3)	3,281 (5.3)	3,299 (5.1)	3,270 (5.1)	3,203 (5.0)
物品販売業	8,963 (15.9)	10,254 (16.6)	10,890 (16.9)	10,988 (17.1)	10,979 (17.0)
運輸・情報通信業	4,817 (8.6)	5,400 (8.8)	5,689 (8.8)	5,808 (9.0)	5,916 (9.2)
サービス業	6,497 (11.5)	6,547 (10.6)	6,868 (10.7)	6,972 (10.8)	6,856 (10.6)
その他	5,541 (9.8)	6,151 (10.0)	6,164 (9.6)	5,953 (9.3)	6,250 (9.7)
合計	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,322 (100.0)	64,530 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の使途別内訳

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運転	26,187 (46.5)	36,009 (58.4)	40,433 (62.9)	42,214 (65.6)	41,990 (65.1)
設備	30,080 (53.5)	25,697 (41.6)	23,850 (37.1)	22,107 (34.4)	22,540 (34.9)
合計	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,322 (100.0)	64,530 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先企業数

(単位:企業)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資先企業数	44,519	46,139	46,330	46,599	47,282

(注) 直接貸付先数です。

7 1企業あたりの平均融資残高

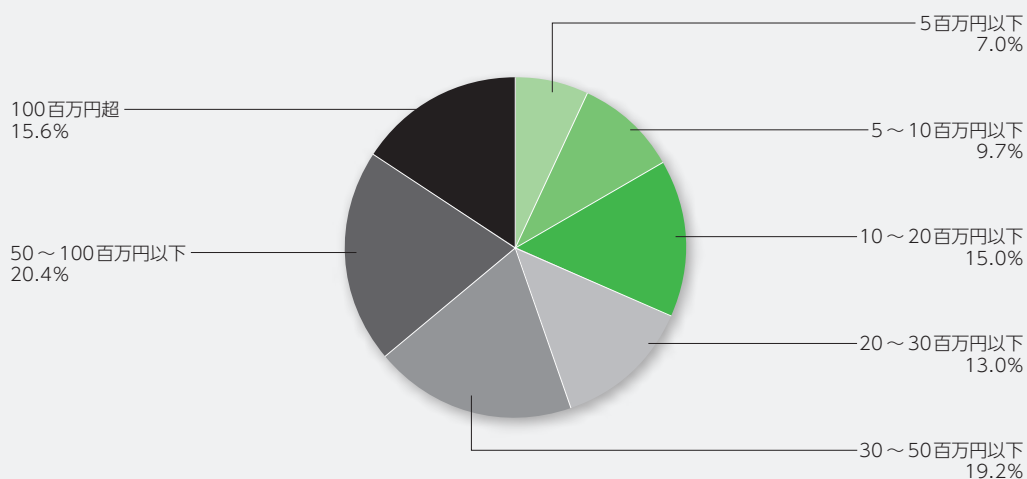
(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1企業あたりの平均融資残高	124	132	137	137	135

(注) 直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

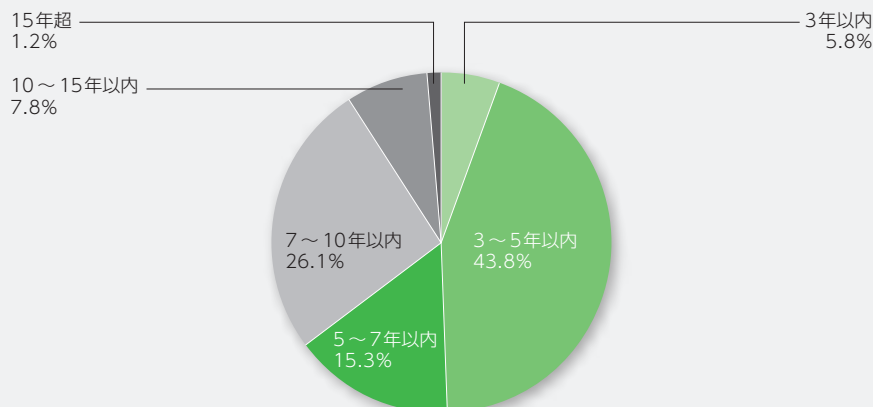
▼ 融資割合(内訳) (平成24年度)



(注) 件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳) (平成24年度)



(注) 金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

(単位: 億円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	134,399	111,313	93,662
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	356,577	349,136	324,710
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	1	1	0
機械類信用保険 ^(注)	430	198	62

(注) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

III. 証券化支援業務

(単位: 億円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(注1)	33	—	—
保証型 ^(注2)	—	—	—
信託受益権等保有残高^(注3)、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	14	11	3
保証型(保証債務残高)	2	1	1

(注1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(注2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(注3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成20年度下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337
CP取得	2,998	3,398	—	—	—
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702
CP取得	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—
利子補給	—	—	3	24	78

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成25年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、日本公庫が平成25年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、日本公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成24年9月末までに行った貸付け等を対象に、日本公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	200	13	78

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再構築等促進円滑化業務の実績

(単位: 億円)

	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	—	250

- (注) 1. 事業再構築等促進円滑化業務は、平成23年7月1日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,083,438	借入金	16,904,622
現金	72	借入金	16,904,622
預け金	4,083,366	社債	2,359,261
有価証券	270,922	寄託金	36,498
国債	268,054	保険契約準備金	1,622,928
社債	465	その他負債	43,769
株式	2,030	未払費用	24,311
その他の証券	372	前受収益	6,613
貸出金	21,232,320	リース債務	3,565
証書貸付	21,232,320	その他の負債	9,279
その他資産	63,667	賞与引当金	3,913
前払費用	4,192	役員賞与引当金	16
未収収益	26,910	退職給付引当金	196,918
代理店貸	2,392	役員退職慰労引当金	105
その他の資産	30,171	補償損失引当金	65,512
有形固定資産	204,458	支払承諾	3,126
建物	57,015	負債の部合計	21,236,672
土地	143,472	(純資産の部)	
リース資産	2,099	資本金	3,455,015
建設仮勘定	777	資本剰余金	2,178,432
その他の有形固定資産	1,093	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	14,885	資本準備金	1,996,932
ソフトウェア	3,587	利益剰余金	△ 1,448,974
リース資産	1,272	利益準備金	2,655
その他の無形固定資産	10,025	その他利益剰余金	△ 1,451,630
支払承諾見返	3,126	繰越利益剰余金	△ 1,451,630
貸倒引当金	△ 451,674	株主資本合計	4,184,472
		純資産の部合計	4,184,472
資産の部合計	25,421,145	負債及び純資産の部合計	25,421,145

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	665,597
資金運用収益	340,552
貸出金利息	335,800
有価証券利息配当金	1,168
買現先利息	16
預け金利息	3,566
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,566
損害担保補償料	3,525
その他の役務収益	41
保険引受収益	268,432
保険料	146,345
責任共有負担金収入	17,742
保険契約準備金戻入額	104,343
政府補給金収入	46,333
一般会計より受入	46,313
特別会計より受入	20
その他経常収益	6,712
償却債権取立益	2,387
株式等売却益	0
その他の経常収益	4,324
経常費用	951,453
資金調達費用	156,085
コールマネー利息	153
借入金利息	127,759
社債利息	25,199
その他の支払利息	2,973
役務取引等費用	16,549
損害担保補償金	11,091
その他の役務費用	5,457
保険引受費用	495,694
保険金	615,973
回収金	△ 120,278
その他業務費用	8,660
国債等債券償却	16
社債発行費償却	812
利子補給金	7,827
その他の業務費用	4
営業経費	112,906
その他経常費用	161,557
貸倒引当金繰入額	128,746
補償損失引当金繰入額	14,981
貸出金償却	12,731
株式等償却	39
その他の経常費用	5,058
経常損失	285,856
特別利益	634
固定資産処分益	634
特別損失	1,046
固定資産処分損	369
減損損失	676
当期純損失	286,268

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		当期首残高	△ 1,464,063
当期首残高	3,075,709	当期変動額	
当期変動額		資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
新株の発行	379,306	当期純損失(△)	△ 286,268
当期変動額合計	379,306	当期変動額合計	15,088
当期末残高	3,455,015	当期末残高	△ 1,448,974
資本剰余金		株主資本合計	
経営改善資金特別準備金		当期首残高	3,847,885
当期首残高	181,500	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	622,856
当期変動額合計	—	当期純損失(△)	△ 286,268
当期末残高	181,500	当期変動額合計	336,587
資本準備金		当期末残高	4,184,472
当期首残高	2,054,739	純資産合計	
当期変動額		当期首残高	3,847,885
新株の発行	243,550	当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357	新株の発行	622,856
当期変動額合計	△ 57,807	当期純損失(△)	△ 286,268
当期末残高	1,996,932	当期変動額合計	336,587
資本剰余金合計		当期末残高	4,184,472
当期首残高	2,236,239		
当期変動額			
新株の発行	243,550		
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357		
当期変動額合計	△ 57,807		
当期末残高	2,178,432		
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高	2,655		
当期変動額			
当期変動額合計	—		
当期末残高	2,655		
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高	△ 1,466,719		
当期変動額			
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357		
当期純損失(△)	△ 286,268		
当期変動額合計	15,088		
当期末残高	△ 1,451,630		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は355,407百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

① 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

② 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定25,295百万円、農林水産業者向け業務勘定19,973百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定16,619百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定147,286百万円、農林水産業者向け業務勘定72,968百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定557,793百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定97百万円及び農林水産業者向け業務勘定2,304百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定555,662百万円、農林水産業者向け業務勘定27,603百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定71,292百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定728,342百万円、農林水産業者向け業務勘定122,849百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定645,705百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は164,109百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債2,359,261百万円の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 14,353百万円
- 偶発債務
当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円
- 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(87,852件)	2,757,556百万円
補償損失引当金	65,512百万円
差引額	2,692,044百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物、その他の有形固定資産	0
その他	遊休資産 31物件	土地、建物	676

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込まない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9,751,486,407,741	622,856,000,000	—	10,374,342,407,741

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 622,856,000,000株

2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る前事業年度末の資本金の額と準備金の額を減少させております。

このため、株主資本等変動計算書の当期首残高は前期末残高より、資本金1,291,000百万円、利益準備金772,007百万円、繰越利益剰余金52,573百万円、利益剰余金合計824,580百万円、株主資本合計2,115,580百万円、その他有価証券評価差額金△1,825百万円、繰延ヘッジ損益181,089百万円、評価・換算差額等合計179,263百万円及び純資産合計2,294,844百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っています。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っています。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っています。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っています。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等(出資を含む。))に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っています。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っています。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出金の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,160百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

□ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、2,274百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,327百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検証し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は30,333百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,848百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は88百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、429百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注3)参照）。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,083,438	4,083,787	348
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	268,204	269,447	1,242
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	21,116,796 △401,753 20,715,043		
		21,442,240	727,196
資産計	25,066,686	25,795,474	728,787
(1) 借入金	16,763,007	17,091,834	328,827
(2) 社債	2,359,261	2,411,436	52,175
負債計	19,122,268	19,503,271	381,002

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

補償引受残高 2,757,556百万円
補償損失引当金 65,512百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	2,030
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	315
③その他の証券(信託受益権) ^{(*)2}	372
④証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)3}	115,523
⑤一般会計借入金 ^{(*)4}	131,300
⑥産業投資借入金 ^{(*)5}	10,314
合計	259,856

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 挑戦支援資本強化特別制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)4 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)5 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	4,083,366	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	247,108	41	20,983	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	4,160,742	7,333,769	4,405,285	2,150,092	1,482,632	1,351,109
合計	8,491,217	7,333,811	4,426,268	2,150,092	1,482,632	1,351,109

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない348,688百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	3,793,322	6,307,916	3,305,748	1,445,318	1,156,070	764,945
社債	656,000	853,000	496,000	160,000	85,000	110,000
合計	4,449,322	7,160,916	3,801,748	1,605,318	1,241,070	874,945

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	—
	社債	150	150	—
	小計	247,135	247,135	—
合計		268,204	269,447	1,242

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成25年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	592,320	592,320	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	315
その他	
非上場国内証券	372
合計	688

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△305,063
年金資産 (B)	70,409
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△234,653
未認識過去勤務債務 (D)	△2,962
未認識数理計算上の差異 (E)	40,697
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△196,918
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△196,918

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	6,740
利息費用	5,163
期待運用収益	△1,258
過去勤務債務の費用処理額	△392
数理計算上の差異の費用処理額	448
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	10,701

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 2,030百万円
 持分法を適用した場合の投資の金額 1,791百万円
 持分法を適用した場合の投資損失の金額 2百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1、2)	被所有 直接97.85%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	574,557	—	—
				政府補給金収入	11,491	—	—
				資金の受入 ^(注4)	3,755,599	借入金	16,711,154
				借入金の返済	3,797,498		
				借入金利息の支払	130,730	未払費用	18,517
				資金の預託 ^(注5)	8,640,400	預け金	3,073,000
				資金の払戻	8,804,300		
				社債への被保証 ^(注6)	1,502,311	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.03%

農林水産省(農林水産大臣) 0.15%

経済産業省(経済産業大臣) 1.97%

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 7,699百万円

経済産業省 増資の引受 40,600百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円

農林水産省 政府補給金収入 15,294百万円

経済産業省 政府補給金収入 67百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円

中小企業庁 政府補給金収入 17,908百万円

農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1、3)	—	—
					1,085,000 ^(注2、3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円40銭

1株当たりの当期純損失金額 0円2銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

国民生活事業 国民一般向け業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	57,586	借入金	5,543,374
現金	67	借入金	5,543,374
預け金	57,518	社債	829,874
貸出金	7,001,783	その他負債	14,501
証書貸付	7,001,783	未払費用	7,742
その他資産	14,230	リース債務	1,771
前払費用	1,148	その他の負債	4,986
未収収益	7,663	賞与引当金	2,414
代理店貸	1,367	役員賞与引当金	5
その他の資産	4,051	退職給付引当金	122,917
有形固定資産	99,604	役員退職慰労引当金	44
建物	28,412	負債の部合計	6,513,132
土地	68,694	(純資産の部)	
リース資産	1,276	資本金	949,207
建設仮勘定	724	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	496	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	6,546	利益剰余金	△ 620,071
ソフトウェア	1,759	その他利益剰余金	△ 620,071
リース資産	386	繰越利益剰余金	△ 620,071
その他の無形固定資産	4,400	株主資本合計	510,635
貸倒引当金	△ 155,983	純資産の部合計	510,635
資産の部合計	7,023,768	負債及び純資産の部合計	7,023,768

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	159,123
資金運用収益	141,501
貸出金利息	141,492
買現先利息	3
預け金利息	5
その他の受入利息	0
役務取引等収益	4
その他の役務収益	4
政府補給金収入	16,598
一般会計より受入	16,598
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,018
償却債権取立益	113
その他の経常収益	905
経常費用	160,203
資金調達費用	33,055
コールマネー利息	38
借入金利息	25,919
社債利息	7,098
その他の支払利息	0
役務取引等費用	921
その他の役務費用	921
その他業務費用	359
社債発行費償却	359
営業経費	66,752
その他経常費用	59,114
貸倒引当金繰入額	49,237
貸出金償却	9,490
その他の経常費用	385
経常損失	1,079
特別利益	633
固定資産処分益	633
特別損失	920
固定資産処分損	243
減損損失	676
当期純損失	1,366

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	884,893
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期変動額合計	64,314
当期末残高	949,207
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 618,705
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	△ 1,366
当期末残高	△ 620,071
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 618,705
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	△ 1,366
当期末残高	△ 620,071
株主資本合計	
当期首残高	447,687
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	62,947
当期末残高	510,635
純資産合計	
当期首残高	447,687
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	62,947
当期末残高	510,635

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は230,826百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は25,295百万円、延滞債権額は147,286百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は97百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は555,662百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は728,342百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は16,039百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は829,874百万円）の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 9,581 百万円

8. 偶発債務

国民一般向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、国民一般向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000 百万円

政府保証外債 892,905 百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 3物件	土地	0
その他	遊休資産 30物件	土地、建物	676

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,066,393,000,000	64,314,000,000	—	1,130,707,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 64,314,000,000 株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,160百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	57,586	57,586	—
(2)貸出金	7,001,707		
貸倒引当金 ^(*)	△155,802		
	6,845,905	7,011,123	165,217
資産計	6,903,492	7,068,709	165,217
(1)借入金	5,412,061	5,448,521	36,460
(2)社債	829,874	839,785	9,910
負債計	6,241,935	6,288,306	46,371

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)1}	76
②一般会計借入金 ^{(*)2}	131,300
③産業投資借入金 ^{(*)3}	13
合計	131,389

(*)1 挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	57,518	—	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,570,245	2,605,572	1,549,161	642,134	303,708	158,292
合計	1,627,764	2,605,572	1,549,161	642,134	303,708	158,292

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない172,667百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,725,734	2,397,924	1,015,224	159,412	97,379	16,400
社債	280,000	350,000	140,000	50,000	10,000	—
合計	2,005,734	2,747,924	1,155,224	209,412	107,379	16,400

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	20,000	20,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△188,682
年金資産 (B)	43,249
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△145,433
未認識過去勤務債務 (D)	△1,725
未認識数理計算上の差異 (E)	24,240
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△122,917
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△122,917

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4,182
利息費用	3,212
期待運用収益	△772
過去勤務債務の費用処理額	△217
数理計算上の差異の費用処理額	224
その他(臨時に支払った割増退職金等)	－
退職給付費用	6,629

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1、2)	被所有 直接99.72%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	64,314	－	－
				政府補給金収入	11,434	－	－
				資金の受入 ^(注4)	1,814,000	借入金	5,412,074
				借入金の返済	1,858,088		
				借入金利息の支払	25,919	未払費用	5,866
				社債への被保証 ^(注5)	499,874	－	－

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
厚生労働省(厚生労働大臣) 0.28%
2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円
資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円
中小企業庁 政府補給金収入 3,600百万円
3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1、3)	－	－
					300,000 ^(注2、3)	－	－

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円45銭
1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。
今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。
なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

農林水産事業 農林水産業者向け業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	30,556	借入金	1,963,887
現金	1	借入金	1,963,887
預け金	30,554	社債	199,949
有価証券	2,030	寄託金	36,498
株式	2,030	その他負債	10,258
貸出金	2,531,463	未払費用	7,425
証書貸付	2,531,463	前受収益	2
その他資産	15,701	リース債務	180
前払費用	946	その他の負債	2,648
未収収益	12,946	賞与引当金	485
代理店貸	1,025	役員賞与引当金	5
その他の資産	783	退職給付引当金	23,352
有形固定資産	34,612	役員退職慰労引当金	26
建物	9,292	支払承諾	1,151
土地	24,987	負債の部合計	2,235,614
リース資産	156	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	176	資本金	363,122
無形固定資産	3,030	利益剰余金	2,655
ソフトウェア	783	利益準備金	2,655
リース資産	15	株主資本合計	365,777
その他の無形固定資産	2,231		
支払承諾見返	1,151		
貸倒引当金	△ 17,151	純資産の部合計	365,777
資産の部合計	2,601,392	負債及び純資産の部合計	2,601,392

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	63,928
資金運用収益	46,052
貸出金利息	46,033
買現先利息	4
預け金利息	14
その他の受入利息	0
役務取引等収益	13
その他の役務収益	13
政府補給金収入	15,256
一般会計より受入	15,242
特別会計より受入	13
その他経常収益	2,606
償却債権取立益	2,106
その他の経常収益	499
経常費用	63,882
資金調達費用	39,091
コールマネー利息	1
借入金利息	32,208
社債利息	3,908
その他の支払利息	2,973
役務取引等費用	4,431
その他の役務費用	4,431
その他業務費用	85
社債発行費償却	85
営業経費	15,293
その他経常費用	4,980
貸倒引当金繰入額	4,843
貸出金償却	123
その他の経常費用	13
経常利益	46
特別損失	46
固定資産処分損	46
減損損失	0
当期純利益	—

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	341,863
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期変動額合計	21,259
当期末残高	363,122
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	2,655
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,655
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
利益剰余金合計	
当期首残高	2,655
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,655
株主資本合計	
当期首残高	344,518
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期純利益	—
当期変動額合計	21,259
当期末残高	365,777
純資産合計	
当期首残高	344,518
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期純利益	—
当期変動額合計	21,259
当期末残高	365,777

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,742百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 関係会社の株式総額2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は19,973百万円、延滞債権額は72,968百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,304百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,603百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,849百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはありません。対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は80,808百万円であります。

7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は199,949百万円）の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,309百万円

9. 偶発債務

農林水産業者向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、農林水産業者向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
その他	遊休資産 1物件	土地	0

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループビングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	341,863,000,000	21,259,000,000	—	363,122,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 21,259,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、2,274百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,327百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	30,556	30,556	—
(2)貸出金	2,531,463		
貸倒引当金 ^(*)	△17,129		
	2,514,333	2,721,964	207,630
資産計	2,544,889	2,752,520	207,630
(1)借入金	1,963,887	2,084,776	120,888
(2)社債	199,949	218,068	18,119
(3)寄託金	36,498	32,135	△4,363
負債計	2,200,336	2,334,981	134,645

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	2,030

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	30,554	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	249,253	455,096	362,436	297,476	349,694	720,296
合計	279,807	455,096	362,436	297,476	349,694	720,296

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない97,209百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	155,596	334,993	338,917	280,771	319,523	534,084
社債	26,000	13,000	26,000	—	25,000	110,000
寄託金	—	—	105	960	3,573	31,858
合計	181,596	347,993	365,023	281,732	348,097	675,943

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成25年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,120	1,120	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△36,245
年金資産 (B)	8,447
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△27,797
未認識過去勤務債務 (D)	△169
未認識数理計算上の差異 (E)	4,614
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△23,352
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△23,352

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	830
利息費用	617
期待運用収益	△152
過去勤務債務の費用処理額	△21
数理計算上の差異の費用処理額	32
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,306

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,791百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	2百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接96.05%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	14,407	—	—
				資金の受入 ^(注4)	180,000	借入金	1,901,719
				借入金の返済	215,101		
				借入金利息の支払	35,180	未払費用	5,716
				資金の預託 ^(注5)	6,500	預け金	6,500
				資金の払戻	6,500		
				社債への被保証 ^(注6)	12,993	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 3.95%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 6,852百万円

農林水産省 政府補給金収入 15,256百万円

農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	独立行政法人 農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	880	寄託金	36,498
				寄託金の返還	1,397		
	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注2、4)	—	—
					60,000 ^(注3、4)	—	—

(注) 1. 寄託金は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

3. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円00銭
1株当たりの当期純利益金額 0円

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,555	借入金	3,981,130
現金	2	借入金	3,981,130
預け金	64,553	社債	1,329,436
有価証券	515	その他負債	10,310
社債	150	未払費用	7,757
その他の証券	365	前受収益	8
貸出金	6,282,844	リース債務	1,141
証書貸付	6,282,844	その他の負債	1,402
その他資産	7,262	賞与引当金	841
前払費用	1,060	役員賞与引当金	4
未収収益	4,454	退職給付引当金	41,183
その他の資産	1,748	役員退職慰労引当金	24
有形固定資産	50,104	支払承諾	1,212
建物	13,448	負債の部合計	5,364,144
土地	35,821	(純資産の部)	
リース資産	440	資本金	1,222,585
建設仮勘定	53	利益剰余金	△ 454,815
その他の有形固定資産	340	その他利益剰余金	△ 454,815
無形固定資産	3,936	繰越利益剰余金	△ 454,815
ソフトウェア	929	株主資本合計	767,769
リース資産	646		
その他の無形固定資産	2,359		
支払承諾見返	1,212		
貸倒引当金	△ 278,517	純資産の部合計	767,769
資産の部合計	6,131,914	負債及び純資産の部合計	6,131,914

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	118,992
資金運用収益	103,363
貸出金利息	103,092
有価証券利息配当金	258
買現先利息	5
預け金利息	6
役務取引等収益	10
その他の役務収益	10
政府補給金収入	13,803
一般会計より受入	13,797
特別会計より受入	6
その他経常収益	1,814
償却債権取立益	166
株式等売却益	0
その他の経常収益	1,646
経常費用	144,032
資金調達費用	38,756
コールマネー利息	113
借入金利息	24,449
社債利息	14,193
役務取引等費用	91
その他の役務費用	91
その他業務費用	384
国債等債券償却	16
社債発行費償却	367
その他の業務費用	1
営業経費	25,921
その他経常費用	78,878
貸倒引当金繰入額	74,683
貸出金償却	3,116
株式等償却	37
その他の経常費用	1,041
経常損失	25,040
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	58
固定資産処分損	58
減損損失	0
当期純損失	25,098

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,039,985
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期変動額合計	182,600
当期末残高	1,222,585
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 429,717
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	△ 25,098
当期末残高	△ 454,815
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 429,717
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	△ 25,098
当期末残高	△ 454,815
株主資本合計	
当期首残高	610,267
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	157,501
当期末残高	767,769
純資産合計	
当期首残高	610,267
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	157,501
当期末残高	767,769

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は109,838百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 貸出金のうち、破綻先債権額は16,619百万円、延滞債権額は557,793百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,292百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は645,705百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は67,260百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は1,329,436百万円）の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 2,781百万円

8. 偶発債務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余金があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	建物、その他の有形固定資産	0

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のブルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,039,985,000,000	182,600,000,000	—	1,222,585,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 182,600,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出金の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は30,333百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,848百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	64,555	64,555	—
(2)有価証券 満期保有目的の債券	150	150	—
(3)貸出金 貸倒引当金(*)	6,167,396 △228,821		
	5,938,575	6,192,326	253,751
資産計	6,003,281	6,257,032	253,751
(1)借入金	3,970,830	4,023,526	52,696
(2)社債	1,329,436	1,353,583	24,146
負債計	5,300,266	5,377,109	76,842

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	365
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)2}	115,447
③産業投資借入金 ^{(*)3}	10,300
合計	126,114

(*)1 その他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 挑戦支援資本強化特別制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	64,553	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2}						
満期保有目的の債券	108	41	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,445,473	2,242,757	1,348,695	571,546	337,501	258,059
合計	1,510,135	2,242,799	1,348,695	571,546	337,501	258,059

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない78,810百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	1,016,222	1,544,654	806,614	366,200	247,440	—
社債	350,000	490,000	330,000	110,000	50,000	—
合計	1,366,222	2,034,654	1,136,614	476,200	297,440	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	150	150	—

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他 非上場国内証券	365

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△65,330
年金資産 (B)	15,224
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△50,105
未認識過去勤務債務 (D)	△940
未認識数理計算上の差異 (E)	9,863
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△41,183
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)−(G)	△41,183

- 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1,421
利息費用	1,086
期待運用収益	△271
過去勤務債務の費用処理額	△134
数理計算上の差異の費用処理額	175
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2,276

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

- 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

- 親会社及び法人主要株主等 (単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接92.77%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	155,800	借入金	3,981,130
				資金の受入 ^(注4)	995,000		
				借入金の返済	958,377		
				借入金利息の支払	24,449	未払費用	5,570
				社債への被保証 ^(注5)	989,443	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 7.23%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 26,800百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円

中小企業庁 政府補給金収入 13,797百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1, 3)	—	—
					725,000 ^(注2, 3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 0円62銭
1 株当たりの当期純損失金額 0円2銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上
当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。
今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。
なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,779	その他負債	0
現金	0	未払費用	0
預け金	2,779	その他の負債	0
有価証券	21,391	賞与引当金	0
国債	21,069	役員賞与引当金	0
社債	315	退職給付引当金	16
その他の証券	7	役員退職慰労引当金	0
その他資産	16	支払承諾	763
未収収益	10	負債の部合計	780
その他の資産	5	(純資産の部)	
支払承諾見返	763	資本金	24,476
貸倒引当金	△ 21	利益剰余金	△ 326
		その他利益剰余金	△ 326
		繰越利益剰余金	△ 326
		株主資本合計	24,149
		純資産の部合計	24,149
資産の部合計	24,930	負債及び純資産の部合計	24,930

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	471
資金運用収益	406
有価証券利息配当金	404
買現先利息	0
預け金利息	1
役務取引等収益	12
その他の役務収益	12
その他経常収益	52
貸倒引当金戻入益	18
その他の経常収益	34
経常費用	60
役務取引等費用	12
その他の役務費用	12
その他業務費用	2
その他の業務費用	2
営業経費	42
その他経常費用	2
株式等償却	2
経常利益	411
当期純利益	411

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	24,476
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 737
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	△ 326
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 737
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	△ 326
株主資本合計	
当期首残高	23,738
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	24,149
純資産合計	
当期首残高	23,738
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	24,149

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定においては社債は発行しておりません。

2. 偶発債務

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円

3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は88百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、429百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,779	2,779	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	21,069	22,311	1,242
資産計	23,849	25,091	1,242

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^{(*)1}	315
②その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	7
③クレジット・デフォルト・スワップ ^{(*)2}	—
合計	322

(*)1 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を抽出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照しており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,779	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	20,983	—	—	—
合計	2,779	—	20,983	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,200	2,200	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券 社債	315
その他 非上場国内証券	7
合計	322

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△31
年金資産 (B)	5
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△25
未認識過去勤務債務 (D)	△1
未認識数理計算上の差異 (E)	11
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△16
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△16

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1、2)	－	－

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円98銭
1株当たりの当期純利益金額 0円1銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 信用保険等業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,352,121	保険契約準備金	1,622,928
現金	0	その他負債	1,441
預け金	3,352,121	未払費用	20
その他資産	25,758	リース債務	470
前払費用	1,037	その他の負債	950
未収収益	412	賞与引当金	162
その他の資産	24,308	役員賞与引当金	0
有形固定資産	20,135	退職給付引当金	9,233
建物	5,862	役員退職慰労引当金	9
土地	13,968	負債の部合計	1,633,777
リース資産	224	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	80	資本剰余金	1,996,932
無形固定資産	1,269	資本準備金	1,996,932
ソフトウェア	17	利益剰余金	△ 231,423
リース資産	223	その他利益剰余金	△ 231,423
その他の無形固定資産	1,028	繰越利益剰余金	△ 231,423
		株主資本合計	1,765,508
		純資産の部合計	1,765,508
資産の部合計	3,399,285	負債及び純資産の部合計	3,399,285

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	272,914
資金運用収益	3,305
預け金利息	3,305
保険引受収益	268,432
保険料	146,345
責任共有負担金収入	17,742
保険契約準備金戻入額	104,343
その他経常収益	1,176
その他の経常収益	1,176
経常費用	504,316
保険引受費用	495,694
保険金	615,973
回収金	△ 120,278
営業経費	5,173
その他経常費用	3,448
その他の経常費用	3,448
経常損失	231,402
特別損失	21
固定資産処分損	21
当期純損失	231,423

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,054,739
当期変動額	
新株の発行	243,550
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357
当期変動額合計	△ 57,807
当期末残高	1,996,932
資本剰余金合計	
当期首残高	2,054,739
当期変動額	
新株の発行	243,550
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357
当期変動額合計	△ 57,807
当期末残高	1,996,932
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 301,357
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	69,933
当期末残高	△ 231,423
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 301,357
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	69,933
当期末残高	△ 231,423
株主資本合計	
当期首残高	1,753,382
当期変動額	
新株の発行	243,550
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	12,126
当期末残高	1,765,508
純資産合計	
当期首残高	1,753,382
当期変動額	
新株の発行	243,550
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	12,126
当期末残高	1,765,508

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行しておりません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 680百万円

3. 偶発債務

信用保険等業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、信用保険等業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円
政府保証外債 892,905百万円

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

その他の経常費用には、保険料の返還金3,415百万円が含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,203,277,407,741	243,550,000,000	—	5,446,827,407,741

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 243,550,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当該業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当該業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当該業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当該業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当該業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当該業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当該業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当該業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当該業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,352,121	3,352,470	348

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	3,352,121	—	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△14,410
年金資産 (B)	3,417
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△10,993
未認識過去勤務債務 (D)	△123
未認識数理計算上の差異 (E)	1,882
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△9,233
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)−(G)	△9,233

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	291
利息費用	242
期待運用収益	△60
過去勤務債務の費用処理額	△17
数理計算上の差異の費用処理額	13
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	468

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	243,550	—	—
				資金の預託 ^(注2)	8,633,900	預け金	3,066,500
				資金の払戻	8,797,800		

- (注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1, 2)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供してあります。
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 0円32銭
1株当たりの当期純損失金額 0円4銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。
今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。
なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	575,531	借入金	5,362,094
預け金	575,531	借入金	5,362,094
有価証券	246,984	その他負債	7,947
国債	246,984	未払費用	1,267
貸出金	5,362,094	前受収益	6,601
証書貸付	5,362,094	リース債務	0
その他資産	1,385	その他の負債	77
前払費用	0	賞与引当金	5
未収収益	1,326	役員賞与引当金	0
その他の資産	59	退職給付引当金	139
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	65,512
無形固定資産	94	負債の部合計	5,435,698
ソフトウェア	90	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	895,358
その他の無形固定資産	3	利益剰余金	△ 144,966
		その他利益剰余金	△ 144,966
		繰越利益剰余金	△ 144,966
		株主資本合計	750,391
		純資産の部合計	750,391
資産の部合計	6,186,090	負債及び純資産の部合計	6,186,090

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	50,465
資金運用収益	45,701
貸出金利息	44,960
有価証券利息配当金	505
買現先利息	2
預け金利息	232
役務取引等収益	3,525
損害担保補償料	3,525
政府補給金収入	606
一般会計より受入	606
その他経常収益	633
その他の経常収益	633
経常費用	79,247
資金調達費用	44,960
借入金利息	44,960
役務取引等費用	11,091
損害担保補償金	11,091
その他業務費用	7,827
利子補給金	7,827
営業経費	216
その他経常費用	15,150
補償損失引当金繰入額	14,981
その他の経常費用	168
経常損失	28,781
当期純損失	28,781

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	784,253
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期変動額合計	111,105
当期末残高	895,358
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 116,184
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	△ 28,781
当期末残高	△ 144,966
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 116,184
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	△ 28,781
当期末残高	△ 144,966
株主資本合計	
当期首残高	668,068
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	82,323
当期末残高	750,391
純資産合計	
当期首残高	668,068
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	82,323
当期末残高	750,391

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
2. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行していません。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
4. 偶発債務
- 危機対応円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、危機対応円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
- | | |
|--------|------------|
| 財投機関債 | 170,000百万円 |
| 政府保証外債 | 892,905百万円 |
5. 損害担保契約の補償引受額
- | | |
|-----------------|--------------|
| 補償引受残高(87,852件) | 2,757,556百万円 |
| 補償損失引当金 | 65,512百万円 |
| 差引額 | 2,692,044百万円 |
6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
- 同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残金があるときは、その残金の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
- なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	784,253,000,000	111,105,000,000	－	895,358,000,000

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 111,105,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しています。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされており、

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。

これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	575,531	575,531	—
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	246,984	246,984	—
(3)貸出金	5,362,094	5,461,889	99,795
資産計	6,184,610	6,284,405	99,795
借入金	5,362,094	5,479,832	117,738
負債計	5,362,094	5,479,822	117,728

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

補償引受残高 2,757,556百万円

補償損失引当金 65,512百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	575,531	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	247,000	—	—	—	—	—
貸出金	893,270	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801
合計	1,715,801	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	893,270	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	—

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	569,000	569,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△240
年金資産 (B)	42
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△197
未認識過去勤務債務 (D)	△1
未認識数理計算上の差異 (E)	60
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△139
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)－(G)	△139

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	7
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	1
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	12

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	1.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	被所有 直接86.96%	政策金融行政	増資の引受(注3)	96,458	—	—
				政府補給金収入	56	—	—
				資金の受入(注4)	733,764	借入金	5,362,094
				借入金の返済	765,931		
	経済産業省(経済 産業大臣) (注1、2)	被所有 直接12.90%	政策金融行政	借入金利息の支払	44,960	未払費用	1,267
				増資の引受(注3)	13,800	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)及び経済産業省(経済産業大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 0.14%

2. 財務省及び経済産業省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 847百万円

農林水産省 政府補給金収入 37百万円

中小企業庁 政府補給金収入 511百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 (注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円83銭

1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

特定事業等促進円滑化業務 特定事業等促進円滑化業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	306	借入金	54,135
預け金	306	借入金	54,135
貸出金	54,135	その他負債	128
証書貸付	54,135	未払費用	96
その他資産	130	リース債務	0
前払費用	0	その他の負債	31
未収収益	96	賞与引当金	3
その他の資産	33	役員賞与引当金	0
有形固定資産	0	退職給付引当金	75
リース資産	0	役員退職慰労引当金	0
無形固定資産	9	負債の部合計	54,342
ソフトウェア	7	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	267
その他の無形固定資産	1	利益剰余金	△ 27
		その他利益剰余金	△ 27
		繰越利益剰余金	△ 27
		株主資本合計	239
		純資産の部合計	239
資産の部合計	54,581	負債及び純資産の部合計	54,581

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	289
資金運用収益	221
貸出金利息	221
預け金利息	0
政府補給金収入	67
一般会計より受入	67
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	299
資金調達費用	221
借入金利息	221
営業経費	77
経常損失	9
当期純損失	9

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	239
当期変動額	
新株の発行	28
当期変動額合計	28
当期末残高	267
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 17
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	△ 9
当期末残高	△ 27
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 17
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	△ 9
当期末残高	△ 27
株主資本合計	
当期首残高	221
当期変動額	
新株の発行	28
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	18
当期末残高	239
純資産合計	
当期首残高	221
当期変動額	
新株の発行	28
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	18
当期末残高	239

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
2. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特定事業等促進円滑化業務勘定においては社債は発行していません。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
4. 偶発債務
- 特定事業等促進円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、特定事業等促進円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
- | | |
|--------|------------|
| 財投機関債 | 170,000百万円 |
| 政府保証外債 | 892,905百万円 |
5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
- 同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
- なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	239,000,000	28,000,000	—	267,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 28,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。

この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	306	306	－
(2)貸出金	54,135	54,936	801
資産計	54,441	55,243	801
借入金	54,135	55,177	1,042
負債計	54,135	55,177	1,042

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	306	－	－	－	－	－
貸出金	2,500	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660
合計	2,806	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	2,500	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△122
年金資産 (B)	21
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△101
未認識過去勤務債務 (D)	△0
未認識数理計算上の差異 (E)	25
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△75
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△75

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4
利息費用	1
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	5

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	1.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	28	—	—
				資金の受入 ^(注3)	32,835	借入金	54,135
				借入金利息の支払	221	未払費用	96

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 67百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円89銭

1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	25,295	19,973	16,619	61,887
延滞債権	147,286	72,968	557,793	778,049
3カ月以上延滞債権	97	2,304	—	2,402
貸出条件緩和債権	555,662	27,603	71,292	654,558
合計	728,342	122,849	645,705	1,496,898
リスク管理債権合計／貸出金残高(%)	10.40	4.85	10.28	9.46

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

・3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	90,105	26,248	47,227	163,581
危険債権	83,084	66,737	527,318	677,140
要管理債権	555,760	29,907	71,292	656,961
小計①	728,949	122,894	645,838	1,497,682
正常債権	6,281,105	2,422,708	5,642,877	14,346,692
合計②	7,010,055	2,545,602	6,288,954	15,844,613
(①／②)(%)	10.40	4.83	10.27	9.45

(注) 1. 当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

(注) 2. 中小企業事業の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

②役員報酬基準の改定内容

代表取締役総裁 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて次のとおり改定を実施した。

・平成24年4月から本俸月額を引き下げ(役員平均▲0.51%)

・平成24年4月から2年間の役員報酬の減額支給措置(▲9.77%)

代表取締役副総裁 同上

代表取締役専務取締役 同上

専務取締役 同上

常務取締役 同上

取締役 同上

常勤監査役 同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役総裁	20,515	12,971	5,209	2,334(特別調整手当)			※
A代表取締役副総裁	19,603	12,397	4,974	2,231(特別調整手当)			*
B代表取締役専務取締役	18,896	11,856	4,905	2,134(特別調整手当)			**
C代表取締役専務取締役	5,318	2,667	2,170	480(特別調整手当)		平成24年 6月21日	**
D代表取締役専務取締役	18,662	11,856	4,672	2,134(特別調整手当)			**
E代表取締役専務取締役	13,393	9,188	2,551	1,653(特別調整手当)	平成24年 6月21日		◇
F専務取締役	19,129	11,856	5,139	2,134(特別調整手当)		平成25年 3月31日	**
G常務取締役	4,661	2,297	1,950	413(特別調整手当)		平成24年 6月21日	※
H常務取締役	16,060	10,210	4,011	1,837(特別調整手当)			*
I常務取締役	16,260	10,210	4,212	1,837(特別調整手当)			※
J常務取締役	16,084	10,210	4,036	1,837(特別調整手当)			※
K常務取締役	15,754	10,059	3,884	1,810(特別調整手当)			※
L取締役	4,349	2,146	1,816	386(特別調整手当)		平成24年 6月21日	※
M取締役	14,998	9,539	3,742	1,717(特別調整手当)			※
N取締役	15,023	9,539	3,767	1,717(特別調整手当)			※
O取締役	15,023	9,539	3,767	1,717(特別調整手当)			◇
P取締役	14,993	9,513	3,767	1,712(特別調整手当)		平成25年 3月30日	◇
Q取締役	10,776	7,392	2,052	1,330(特別調整手当)	平成24年 6月21日		※
R取締役	10,776	7,392	2,052	1,330(特別調整手当)	平成24年 6月21日		※
S取締役(非常勤)	8,527	8,527	0	0(特別調整手当)			
T取締役(非常勤)	8,538	8,538	0	0(特別調整手当)			
U監査役	3,994	1,987	1,648	357(特別調整手当)		平成24年 6月21日	
V監査役	13,995	8,835	3,569	1,590(特別調整手当)			※
W監査役	9,981	6,847	1,901	1,232(特別調整手当)	平成24年 6月21日		
Y監査役(非常勤)	7,467	7,467	0	0(特別調整手当)			
X監査役(非常勤)	7,467	7,467	0	0(特別調整手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「**」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
代表取締役総裁		年 月			該当なし	
代表取締役副総裁		年 月			該当なし	
代表取締役専務取締役A	9,855	3年 9月	24.6.21	1.6	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は9,855千円	※※
常務取締役B	8,487	3年 9月	24.6.21	1.6	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は8,487千円	※
取締役C	7,433	3年 9月	24.6.21	1.5	業績勘案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績勘案率の対象は7,433千円	※
常勤監査役D	6,426	3年 9月	24.6.21	—	業績評価対象外	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄。

II職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ①人件費管理の基本方針
国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。
- ②職員給与決定の基本方針
ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。
イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
グレード給	職員の職責・勤務成績を、グレード給に反映させている。
特別手当	職員の勤務成績・職務能力等を、特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

- ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点
「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律2号)の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて次のとおり実施した。
・平成24年6月から本俸表の引下げ(平均改定率▲0.26%)
・平成24年6月から、国家公務員(平均▲7.8%)に準じて職員給与の減額措置

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成24年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,725	38.1	6,024	4,586	123	1,438
事務・技術	4,720	38.1	6,023	4,585	123	1,438
自動車運転手	5	54.9	6,402	4,876	166	1,526
在外職員	3	34.2	8,982	7,717	6	1,265
事務・技術	3	34.2	8,982	7,717	6	1,265
任期付職員	17	45.0	2,866	2,697	98	169
事務・技術	17	45.0	2,866	2,697	98	169
再任用職員	42	62.0	3,917	3,365	126	552
事務・技術	41	62.0	3,928	3,374	126	554
自動車運転手	1	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。
注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。
注4:再任用職員のうち自動車運転手については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成24年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,859	48.9	10,632	7,788	127	2,844
指定職相当職員	44	55.7	13,944	10,027	149	3,917
事務・技術	1,815	48.7	10,552	7,734	126	2,818
在外職員	1	—	—	—	—	—
指定職相当職員	1	—	—	—	—	—

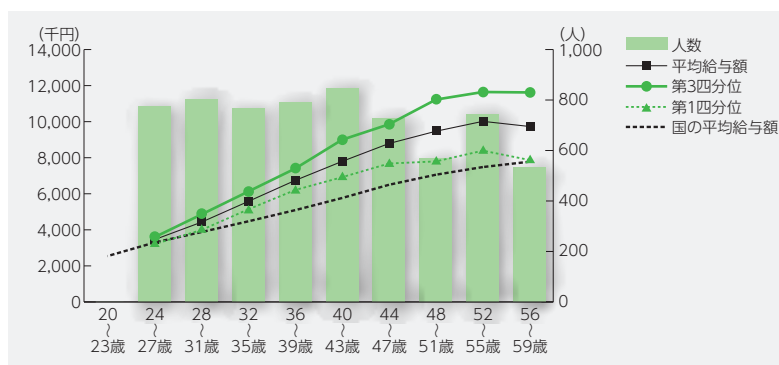
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:年俸制適用者のうち在外職員については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位 第1分位(千円)	平均(千円)	四分位 第3分位(千円)
管理職(部長級)	359	53.4	11,928	12,412	12,865
管理職(課長級)	1,456	47.6	9,139	9,936	10,797
非管理職	4,737	38.1	4,319	5,889	7,232

③職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員<年俸制適用者以外>)

区分	計	非管理職
標準的な職位		職員
人員(割合)(人)	4,720	4,720(100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		59～24
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		9,852～2,233
年間給与額(最高～最低)(千円)		13,658～2,933

(事務・技術職員<年俸制適用者>)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)
標準的な職位		部長	課長
人員(割合)(人)	1,815	359(19.8%)	1,456(80.2%)
年齢(最高～最低)(歳)		58～45	59～37
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		11,144～6,857	10,271～4,806
年間給与額(最高～最低)(千円)		15,048～9,662	14,273～6,327

(任期付職員)

区分	計	—
標準的な職位		—
人員(割合)(人)	17	17(100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		67～32
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		3,096～2,400
年間給与額(最高～最低)(千円)		3,306～2,508

④賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	97.4	97.7	97.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	2.6	2.3	2.4
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	0.2	0.1	0.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	99.8	99.9	99.9
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 128.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																								
指数の状況	対国家公務員 128.5																								
	<table><tr><td rowspan="3">参考</td><td>地域勘案</td><td>128.4</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>125.0</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>126.4</td></tr></table>	参考	地域勘案	128.4	学歴勘案	125.0	地域・学歴勘案	126.4																	
	参考		地域勘案	128.4																					
			学歴勘案	125.0																					
地域・学歴勘案		126.4																							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。 ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力																								
	2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。																								
	3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「126.4」となり、勘案前の「128.5」から「2.1」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。																								
	①民間金融機関との比較例																								
	<table><tr><th></th><th>年間平均給与(千円)</th><th>平均年齢(歳)</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>7,270</td><td>41.1</td></tr><tr><td>A(都市銀行)</td><td>8,334</td><td>38.3</td></tr><tr><td>B(都市銀行)</td><td>7,927</td><td>35.7</td></tr><tr><td>C(都市銀行)</td><td>8,083</td><td>38.1</td></tr><tr><td>D(地方銀行)</td><td>7,136</td><td>38.6</td></tr><tr><td>E(地方銀行)</td><td>7,363</td><td>39.5</td></tr><tr><td>F(地方銀行)</td><td>7,155</td><td>36.8</td></tr></table>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	7,270	41.1	A(都市銀行)	8,334	38.3	B(都市銀行)	7,927	35.7	C(都市銀行)	8,083	38.1	D(地方銀行)	7,136	38.6	E(地方銀行)	7,363	39.5	F(地方銀行)	7,155	36.8
		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																						
	当公庫	7,270	41.1																						
	A(都市銀行)	8,334	38.3																						
	B(都市銀行)	7,927	35.7																						
	C(都市銀行)	8,083	38.1																						
D(地方銀行)	7,136	38.6																							
E(地方銀行)	7,363	39.5																							
F(地方銀行)	7,155	36.8																							
注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成24年3月期)出所																									
②学歴別の人員構成(%)																									
<table><tr><th></th><th>大学卒</th><th>短大卒</th><th>高校卒</th><th>中学卒</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>86.1</td><td>10.2</td><td>3.7</td><td>0.0</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>53.4</td><td>13.0</td><td>33.6</td><td>0.0</td></tr></table>		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	86.1	10.2	3.7	0.0	国家公務員行政職(一)	53.4	13.0	33.6	0.0										
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																					
当公庫	86.1	10.2	3.7	0.0																					
国家公務員行政職(一)	53.4	13.0	33.6	0.0																					
注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査出所																									
③地域別の人員構成(%)																									
<table><tr><th></th><th>1～5級地</th><th>その他</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>65.6</td><td>34.4</td></tr><tr><td>国家公務員行政職(一)</td><td>60.3</td><td>39.7</td></tr></table>		1～5級地	その他	当公庫	65.6	34.4	国家公務員行政職(一)	60.3	39.7																
	1～5級地	その他																							
当公庫	65.6	34.4																							
国家公務員行政職(一)	60.3	39.7																							
注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査出所																									
【主務大臣の検証結果】 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、通常の金融機関に求められるような専門性の高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要性がある。 また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要性がある。 従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて給与水準が高くなっているものと認められる。 一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。																									

給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.8% (国からの財政支出額 51,390,747千円、支出予算の総額 1,851,073,004千円：平成24年度予算) 【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。
	【累積欠損額について】 累積欠損額：貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,414,145百万円(これにより株主資本合計は5,963,466百万円)(平成23年度決算) 【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。
講ずる措置	【講ずる措置】 平成25年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、①平成23年度に導入した新しい給与制度を適正に運用すること、②転勤範囲を限定し、総合職と処遇差を設けた「地域総合職」の新設を検討すること、③管理職総数の適正化を図ること、などにより人件費の膨張を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。 【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 新人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 対国家公務員指数128.5程度、地域学歴勘案126.4程度 【改善策】 上述の通り、新人事給与制度を適正に運用することにより人件費の膨張を抑制すると共に、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて職員の給与改定及び減額支給措置を適正に実施する。 【給与の目標水準及び具体的期限】 目標水準：128.5程度、具体的期限：平成25年度末(25年度においても、平成23年度に導入した新しい人事給与制度の適正な運用や給与改定及び給与減額支給措置の実施により、24年度並の水準となるよう取り組む)

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成24年度)(千円)	前年度(平成23年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	55,471,973	60,464,682	▲ 4,992,709	-(8.3%)
退職手当支給額(B)	5,292,598	4,514,591	778,007	(17.2%)
非常勤役職員等給与(C)	2,220,770	1,595,505	625,265	(39.2%)
福利厚生費(D)	10,563,660	11,140,683	▲ 577,023	-(5.2%)
最広義人件費(A+B+C+D)	73,549,002	77,715,462	▲ 4,166,459	-(5.4%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目((A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とする。

2 進捗状況

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

7,811人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫)の役員員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度：7,772人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成19年度：7,726人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成20年度：7,604人

平成21年度：7,592人

平成22年度：7,581人

平成23年度：7,579人

平成24年度：7,479人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度： $(7,772 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 0.5\%$

平成19年度： $(7,726 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 1.1\%$

平成20年度： $(7,604 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.7\%$

平成21年度： $(7,592 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.8\%$

平成22年度： $(7,581 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.9\%$

平成23年度： $(7,579 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 3.0\%$

平成24年度： $(7,479 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 4.3\%$

(注) 平成24年度に国際協力銀行が分離したことに伴い、上記(1)～(3)については国際協力銀行の人員数を控除して記載している。

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人員数(人)	7,811	7,772	7,726	7,604	7,592	7,581	7,579	7,479
人員純減率(%)		▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 4.3

【主務大臣の検証結果】

上記のとおり目標に基づき人員管理を行っている(平成25年度までに上記目標を達成することとなっている。)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

1 役職員給与の減額支給措置

- ①役員給与
日本政策金融公庫として東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度及び25年度限りの臨時特例措置として、役員給与の減額支給を行っている(全役員について報酬総額の▲9.77%)。
- ②職員給与
役員と同様、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度6月以降及び25年度限りの臨時特例措置として、職員給与の減額支給を行うこととした(全職員平均で年収の▲7.8%)。

(単位 %)

	本俸の減額率	特別手当の減額率
入庫後3年以上の職員	△ 7.30	△ 9.77
入庫後1年以上3年未満の職員	△ 4.77	△ 9.77

2 役職員退職手当の引下げ

- ①役員退職手当
特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、役員退職手当を引き下げることにした。

(単位 %)

退職日	経過措置		26年7月1日～
	25年3月1日～25年9月30日	25年10月1日～26年6月30日	
引下げ率	△ 2	△ 8	△ 13

- ②職員退職手当
6月末時点で検討中である。

3 特殊法人等の給与水準の見直し(平成24年12月要請)への対応

- ・日本政策金融公庫への要請内容
国民に対する説明責任を果たすべく、職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等については、その合理性について検証するとともに、検証した結果を国民に示すべきである。また、新給与制度の実施を通じて、人件費の膨張の抑制を図るべきである。

- ・上記要請への対応
【公庫職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等に関する合理性の検証】
- 1.公庫職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準
(1)融資先が類似し、かつ、相応の規模で業態の異なる金融機関
(2)本店一括採用を行っているため、人材確保において競合する金融機関
(3)新卒採用者の多くが併願先とする金融機関。又は、中途採用者の多くの前職である金融機関
(4)全国規模で政策金融を実施するという業務内容の特殊性や、頻繁な転居転勤を伴うという勤務環境の特殊性を鑑み、広範な地域に拠点を有する金融機関
- 2.上記基準により選定した結果
・A(都市銀行) 8,301千円
・B(都市銀行) 7,487千円
・C(都市銀行) 7,958千円
・D(地方銀行) 7,171千円
・E(地方銀行) 7,387千円
・F(地方銀行) 7,066千円
・公庫 7,880千円
- 3.合理性の検証
(1)業務の特殊性
・当公庫の業務運営にあたっては、財務諸表や資金三表の分析等を通じた、融資、債権管理、回収、ALMなどのリスク管理等、通常の金融機関に求められる専門性の高い職務能力が必要。
・特に当公庫の場合は、高度な審査技術や金融商品知識が業務上必要とされることが多い。また、零細事業者への融資に際しては、これらの資料を公庫の職員が当該事業者にとって作成することもあり、親切できめ細やかサービスを提供するための高度なコミュニケーション能力が必要。
・本店一括採用を行っているため、全国展開をしている金融機関と、人材確保において競合する。
・なお、当公庫においては、簿記検定、公認会計士、中小企業診断士などの資格の取得を職務上の必須要件としてはおらず、資格の取得に応じた手当の支給制度は設けていない。
・国家公務員においても行政職(一)とは別に特別職の俸給表を定めているのと同様、当公庫職員の給与水準の評価にあたっては、上記の事情を踏まえる必要がある。
(2)勤務環境の特殊性
・当公庫は、その支店網が全国に展開(152支店)していることから、大半の職員が全国規模の頻繁な転居転勤を余儀なくされている。民間企業でも、一般にこのような勤務形態にある場合には、地域限定の事業展開により転居転勤の少ない勤務形態にある場合と比較し、給与格差をつけているケースが多い。
【新たな人事給与制度の導入への取り組み】
・転勤範囲を限定した「地域総合職」を平成25年度中に新設することを検討中。総合職と処遇差を設けることで、公庫全体の人件費の抑制が図られる見込み。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。
 - 二 別表第二に掲げる業務を行うこと。
 - 三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。
 - 四 削除
 - 五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。
 - 二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。))を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第十一条関係)

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
二	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業者について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業者に使用される者であって、当該生活衛生関係営業者に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業者と同一の業種に属する生活衛生関係営業者を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業者に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達に困難なものに限る。) イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。))の取得(その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。) ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。))の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。) ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。) ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。))の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの レ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの(以下「付設集団売場」という。))を含む。)を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。))若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。))又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付設集団売場を含む。))の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。))を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物を使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十一	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。))を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。))が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

十二	食品(飲食品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)(又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。))に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

平成25年7月発行

発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

